

令和7年6月10日開会

令和7年6月27日閉会

令和7年第2回 西予市議会定例会会議録

西予市議会

第 1 日

6月10日（火曜日）

令和7年第2回西予市議会定例会会議録（第1号）

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和7年 6月10日 | 教 育 部 長 | 谷 川 和 久 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 明 浜 支 所 長 | 竹 内 克 之 |
| 1. 開 議 | 令和7年 6月10日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| | 午前10時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 浅 野 幸 彦 |
| 1. 散 会 | 令和7年 6月10日 | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| | 午前10時50分 | 財 政 課 長 | 沖 野 貴 洋 |
1. 出 席 議 員
- | | | |
|------|-----------|-----------------------|
| 1 番 | まつもと みき | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 事 務 局 長 |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 池 田 い ず み |
| 4 番 | 宇都宮 久見子 | 議 事 係 長 |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 |
| 6 番 | 宇都宮 俊 文 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | 別紙のとおり |
| 9 番 | 河 野 清 一 | 1. 会 議 の 経 過 |
| 10 番 | 山 本 英 明 | 別紙のとおり |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | |
| 13 番 | 源 正 樹 | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | |
1. 欠 席 議 員
- な し
1. 会 議 録 署 名 議 員
- | | |
|------|-----------|
| 17 番 | 森 川 一 義 |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 |
1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り
- 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名
- | | |
|---------------|-----------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 長 | 宇 都 宮 明 彦 |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 |
| 政 策 企 画 部 長 | 大 野 本 敦 |
| 生 活 福 祉 部 長 | 麓 寿 春 |
| 福 祉 事 務 所 長 | 長 野 静 香 |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 |
| 建 設 部 長 | 安 岡 克 敏 |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 宇 都 宮 憲 治 |

議 事 日 程

- | | |
|---|---|
| <p>1 会議録署名議員の指名
(17番 森川一義、18番 酒井宇之吉)</p> <p>2 会期の決定
(6月10日～6月27日 18日間)</p> <p>3 議案第80号 西予市小中学校学習用端末の取得について</p> <p>議案第81号 西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第82号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第83号 西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第84号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第85号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第86号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第87号 西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第88号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第90号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第91号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)</p> | <p>議案第92号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第93号 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第94号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>4 報告第6号 令和6年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について</p> <p>報告第7号 令和6年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>報告第8号 令和6年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について</p> <p>報告第9号 令和6年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について</p> <p>報告第10号 令和6年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について</p> <p>5 報告第11号 専決処分事項の報告について</p> |
|---|---|

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|------------|---|---------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| 2 | 会期の決定 | | |
| 3 | 議案第80号 | 西予市小中学校学習用端末の取得について | 議案第93号 |
| | 議案第81号 | 西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 議案第94号 |
| | 議案第82号 | 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 4 |
| | 議案第83号 | 西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について | 報告第6号 |
| | 議案第84号 | 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について | 報告第7号 |
| | 議案第85号 | 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について | 報告第8号 |
| | 議案第86号 | 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について | 報告第9号 |
| | 議案第87号 | 西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 報告第10号 |
| | 議案第88号 | 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 5 |
| | 議案第89号 | 令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号) | 報告第11号 |
| | 議案第90号 | 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 専決処分事項の報告について |
| | 議案第91号 | 令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第1号) | |
| | 議案第92号 | 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号) | |

開会 午前10時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより令和7年第2回西予市議会定例会を開催いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めまして皆さんおはようございます。

令和7年第2回西予市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

さきの臨時会で、新たに正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の構成が決定されたところであります。

井関前議長、源前副議長をはじめ、前任の各常任委員会委員の皆様におかれましては、ひとかたならぬ御支援・御協力を賜り、誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

新しく議長に就任されました宇都宮俊文議長をはじめ、兵頭副議長並びに各常任委員会委員の皆様方には、市政運営の推進につきまして、これまで以上に特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

6月1日に肱川ダム統合管理事務所、松山气象台など関係機関の参加をいただき、野村地区タイムライン検証訓練を実施いたしましたところですが、同日は愛媛大学森脇教授、羽鳥教授の御指導のもと、野村町農友地区の自主防災組織による避難所運営マニュアルの検証訓練も行われました。

これまでの訓練のほとんどが避難場所への避難をメインとするものでございましたけれども、今回の訓練は、避難行動の先にある避難所の開設と運営を見据えた共助を想定した訓練であり、防災訓練の新たなステージとなる非常に有意義なものでありました。

異常気象の影響により、被害が甚大化傾向にある大雨災害、また、南海トラフ巨大地震の対策など、市としても災害の備えに万全を期するとともに、

市民の皆様におかれましても、日頃からの準備や地域の防災訓練への参加など、災害への備えを努めていただきますようお願いいたします。

大相撲夏場所では大の里関が2場所連続優勝し、初場所から13場所で横綱に昇進しました。史上最速ということで、大横綱誕生の予感がするところであります。また、野村町出身の風賢中央も本場所9勝6敗で2場所連続の勝ち越しを決め、関取として安定感が出てきました。今後、幕内昇進に向けて、さらなる躍進を期待するところであり、市としても応援をしていきたいと思っております。

さて、今定例会は、新しい議員構成となつての初の定例会となります。財産の取得、条例改正及び令和7年度補正予算など、計21件の議案を上程し、御審議をお願いするものであります。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際に説明をいたしますので、慎重に御審議いただき、それぞれ決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○宇都宮議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

まず、日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本日の議事録署名議員に、17番森川一義議員、18番酒井宇之吉議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から6月27日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月27日ま

での18日間と決定いたしました。

(日程3)

○宇都宮議長

次に、日程第3、議案第80号「西予市小中学校学習用端末の取得について」から議案第94号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの15件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

〔谷川教育部長登壇〕

○谷川教育部長

議案第80号「西予市小中学校学習用端末の取得について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市の小・中学校につきましては、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき、児童生徒に対して1人1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備しております。整備後4年が経過し、端末の利活用が進む一方で、故障の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなどの課題が生じております。GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領に基づいて作成しました整備計画に基づき、端末の更新を行うものです。

このたび整備いたします端末は、ディスプレイとキーボードを取り外すことができるデータチャッブル型の端末で、GIGAスクール構想第2期において児童生徒が、授業でより幅広い学習に活用でき、児童生徒の身体的負担の軽減を図るものとしております。

今回の購入に当たりましては、共同調達の事務を執り行います愛媛県GIGAスクール推進協議会が5月12日に一般競争入札の開札を行い、四国通建株式会社が落札したことから、去る5月30日に四国通建株式会社西予営業所所長吉岡誠氏と1億929万6000円で、物品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。なお、購入いたします学習用端末の詳細については、別紙参考資料を御参照ください。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

議案第81号「西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が1日最大2時間取得できる部分休業制度において、1年につき10日間の勤務時間に相当する時間を超えない範囲で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにすることとし、一層の仕事と育児との両立を図るものであります。そのほか、これらの内容に加えまして、所要の整備を行うことといたしております。

続きまして、議案第82号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の規定に準じ、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、妊娠または出産等の旨を申し出た職員及び3歳に達するまでの子を養育する職員に対しまして、育児に関する両立支援制度等の個別周知・意思確認等を行うなど、任命権者が講じなければならない措置を新たに追加するものであります。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

〔兵頭産業部長登壇〕

○兵頭産業部長

議案第83号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第84号「西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について」、議案第85号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につい

て」関連がございますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は西予市みかめ本館、西予市あけはまオートキャンプ場、西予市明浜観光交流拠点施設の3施設について、利用料金の上限額の改正を行うものであります。

これらの施設は、市の指定管理施設として、指定管理者による運営を行っているところですが、昨今の物価高騰によるエネルギー価格、原材料価格、人件費等あらゆる分野のコスト上昇に伴い、指定管理者から現在の利用料金設定では適切な管理運営を行うことが難しい状況にあり、料金設定における上限額の見直しについて要望がありましたことから、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第86号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

開発行為に必要な許可申請等に要する手数料につきましては、愛媛県手数料条例を参酌し、本条例に定めているところであります。

今回の改正は、所要経費の見直しに伴い、愛媛県手数料条例に定める開発行為の許可に関する手数料及び優良宅地認定申請手数料等の一部が引上げになることから、これに合わせて手数料の改定を行うほか、所要の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第87号「西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市土木建設事業負担金は、市が行う土木建設事業に必要な経費について、当該土木建設事業によって著しく利益を受ける者からその一部を徴収するものでございます。そのうち、道路維持工事の負担金の賦課基準につきましては、地方自治法施行令に規定する随意契約が可能な工事の基準額を準用し、設定したものととなります。

今回の改正は、令和7年3月31日に地方自治法

施行令の一部を改正する政令が施行となり、その基準額が引上げられたことから、当該負担金の賦課基準を見直すものでございます。

続きまして、議案第88号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、当該規定の条番号が一部繰り下がることから、当該規定を引用する本条例について、あわせて規定の整理を行うものであります。

以上3議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに将来にわたる健全な行財政運営を実現するために、本年度から取り組んでおります行財政改革について触れさせていただきます。

広報せいよ5月号に掲載しましたとおり、本市の財政運営は極めて厳しい局面を迎えております。先日のNHKの放送でもありましたが、本市の財政運営における頼みの綱である財政調整基金の残高は、令和7年度の期首時点において、3億円を切る水準となっております。

平成28年度末の48億円から大幅に減少し、例えば、大規模な災害等における機動的な財政出動も困難な状況となっております。その要因といたしましては、これまでに実施した公共事業に充当した起債による公債費の増加、西日本豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症への対応等、様々考えられますが、根本的な要因としましては、市町村合併の目的であった行財政基盤の確立のための行財政運営のスリム化が思うように進んでいない現状が挙げられます。

地方交付税等の依存財源の割合が大きく、財政力は極めて脆弱な本市は、広大な面積ゆえ、非常

に多くの公共施設を有しており、その維持管理経費が財政を圧迫しております。また、人口減少、少子高齢化が想定以上のスピードで進む社会環境の変化の中、従来からの事務事業の見直し等も十分に進んでいないことも重なり、財政力に比較して歳出が過大となる財政構造が継続し、結果として、財政調整基金等に頼る実質的な赤字決算が慢性化している状況です。

このような状況を一旦整理するため、本年度は、全庁を挙げて「財政危機脱却プラン」の策定に取り組んでいるところであります。

現在、部長級で構成する「行財政改革プラン策定委員会」で、各課から提案のあった企画書について、繰り返し検討を行っているところであり、今後、外部委員からなる有識者会議からの意見をいただいた上で、議員の皆様への報告を行い、10月には公表を行う予定であります。本プランを着実に実行することにより、歳入に見合った歳出という財政運営の基本に立ち返り、硬直化した財政構造の転換を図るとともに、将来にわたる持続可能な行財政運営を回復させてまいります。

とはいえ、本市の重要施策として掲げる医療福祉改革、人口減少対策、防災・減災対策の3本柱に加え、米の価格をはじめとする昨今の物価高騰対策等につきましては、これと並行して万全を期する必要があると見られます。

現在、国において、10年後に目指す姿を定量的に示す地方創生2.0基本構想を策定しているところであり、また秋頃には、新たな経済対策も予定されております。

これらの内容を十分に精査しながら、喫緊の課題である人口減少対策等に引き続き取り組むとともに、長期化する物価高騰の影響にかかる生活者及び事業者支援について、国や県の動向も注視し、本市の実情を踏まえながら、重点化した予算をスピード感を持って編成してまいります。市民の皆様、議員の皆様におかれましては、今回の取組について御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回の補正予算案でございますが、人事異動等に伴う職員給与の調整、国庫支出金等の補助内示に伴う事業費及び財源の調整のほか、緊急を要する事業に係る経費等を補正するものであります。

その主な内容であります。予算書の款別に御説明申し上げます。

総務費では、定額減税調整給付事業において、物価高騰への支援として、令和6年度に実施した定額減税調整給付について、実績により本来給付すべき額に不足が生じた方等に対し、追加給付を行うための経費を計上するものであります。

農林水産業費では、農作物生産振興対策事業において、JAグループ等を構成する愛媛野菜広域事業コンソーシアムが、一元的な施設管理・運営のために整備する野菜広域集出荷施設に対し、支援を行う経費を計上するものであります。

また、農業用機械・施設整備事業において、農業の持続的な発展を図るために実施するスマート農業及び支援サービスについて、国の採択を受けた事業者が導入する農業用機械等の購入を支援するための経費を計上するものであります。

土木費では、三瓶地区雨水公共下水道事業において、安土地区で実施している雨水管渠整備工事について、国庫補助金の内示に伴う財源調整を行うとともに、施工区間延長等による事業量の増加、労務・資材費等の高騰に対するための経費を計上するものであります。

消防費では、防災行政無線・情報システム整備事業において、防災行政無線をはじめとする情報伝達手段のシステム構築について、音声自動再生等の機能を追加するための経費を計上するものであります。

教育費では、スポーツ振興補助事業において、西予市相撲連盟の要望により、押尾川部屋所属の風賢央関の大相撲本場所での活躍を踏まえ、化粧まわしの購入を支援するための経費を計上するものであります。

また、せいよ西学校給食センター運営事業及びせいよ東学校給食センター運営事業において、定期的な保守点検で不具合が確認され、緊急に対応が必要な厨房機器等について、修繕に要する経費を計上するものであります。

これらの経費の財源につきましては、それぞれの歳出に見合う、国・県支出金、地方債等の特定財源を計上した上で、財政調整基金等の調整により、収支の均衡を図るものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の補正は、既決いただいております歳入歳出予算の総額に、

4283 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 291 億 8283 万 6000 円と定めるものであります。

また、地方債補正では、公営住宅建設事業、緊急防災・減災事業及び過疎対策事業の限度額を変更いたしております。

以上が今回の補正予算の概要となりますが、詳細につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

沖野財政課長。

〔沖野財政課長登壇〕

○沖野財政課長

それでは、予算書に沿って歳出から補足説明を申し上げます。

その前に、まず、会計年度任用職員を含む職員人件費の補正について御説明いたします。

当初予算では、予算編成時の職員数及び組織体制をもとに、退職者と新規採用者数を見込み、所要額を計上しておりますが、今回、4月の人事異動によって、各課の職員数及び年齢構成等が変動したことにより、既決予算に計上しております予算科目ごとに、過不足となる職員給与費を調整するものであります。総額では 3952 万 6000 円を減額調整いたしております。

では、歳出について御説明いたします。

予算書の 16 ページをお開きください。

2 款総務費、2 項 3 目定額減税調整給付事業費、定額減税調整給付事業 1 億 2459 万 8000 円でございますが、令和 6 年度において、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる方への調整給付を行いました。その後の令和 6 年分の所得税額の確定、扶養親族の増加等による定額減税額の確定を受け、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で不足額が生じた方等に対して、その不足額を給付するものであります。

財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）を充てております。

続いて、27 ページをお開き願います。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費、農作物生産振興対策事業 1318 万 6000 円でございますが、JA グループ等を構成員とする愛媛野菜広域事業コンソーシアムが、きゅうり・とまと・伊予なす

の共同選果等のため、松前町に整備する野菜広域集出荷施設の建設費について、該当受益市町の利用計画数量に応じて按分し、本市においては、市町負担額の 12.92% を令和 7 年度、8 年度に分割して支援するものであります。

同じく、農業振興費、農業用機械施設整備事業 741 万 6000 円でございますが、国の推進するスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業において、今回、国の採択を受けた 2 事業体が導入する農業用機械の購入費に対して補助を行うものであります。

財源として、農業支援サービス拡大促進事業費県補助金を充てております。

続いて、32 ページをお開き願います。

8 款土木費、5 項 7 目雨水公共下水道事業費、三瓶地区雨水公共下水道事業 2 億 5047 万 1000 円でございますが、現在、安土地区において実施している雨水管渠整備工事について、施工区間延長等による事業量の増加に加え、昨今の物価高騰の影響により、労務費・資材費等が大きく上昇していることを受け、できるだけ早期の進捗を図るため、工事請負費を増額するものであります。

財源として、過疎対策事業債を充てております。

続いて、34 ページをお開き願います。

9 款消防費、1 項 4 目災害対策費、防災行政無線・情報システム整備事業 170 万 5000 円でございますが、災害時の一斉情報伝達配信システム構築の一環として、現在使用しているみんなの防災アプリに、音声自動再生機能等を追加する経費を計上するものであります。

機能追加に係る委託料を計上し、財源として、緊急防災・減災事業債を充てております。

続いて、40 ページをお開き願います。

10 款教育費、7 項 3 目給食センター運営費、せいよ西学校給食センター運営事業 292 万 6000 円及びせいよ東学校給食センター運営事業 118 万円でございますが、学校給食センターの施設において、定期的な保守点検で不具合が確認された厨房機器等について、その緊急性及び夏休み期間中での作業等も勘案しまして、今回、修繕料を計上するものであります。

次に、主な歳入について御説明を申し上げます。

9 ページをお開き願います。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金でございますが、

建設事業等の財源としております国庫補助金において、本市の申請に対する国からの内示額が大きく減少しており、これらの補助金を財源とする事業においては、地方債への財源振替、あるいは事業費を圧縮するなど対応いたしております。

また、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策に基づく、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（一体支援枠）を計上し、各事業に充てております。

これらによりまして、全体で8947万8000円を減額いたしております。

続いて、10ページをお開き願います。

18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金であります。今回の補正予算における事業費及び財源の調整の結果として、同基金からの繰入を2968万4000円減額いたしております。

続いて、6ページをお開き願います。

地方債補正であります。起債対象事業費の減少によりまして、公営住宅建設事業を減額するとともに、起債対象事業の増加を受けまして、緊急防災・減災事業及び過疎対策事業を増額し、それぞれの限度額を変更いたしております。

補正後の地方債の借入限度額を18億8270万円とするものであります。

以上、補正説明といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

〔長野福祉事務所長登壇〕

○長野福祉事務所長

議案第90号「令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は人事異動等に伴う会計年度任用職員給与費の減額と、それに伴う一般会計繰入金を減額調整するものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ350万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を63億5925万8000円と定めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

〔安岡建設部長登壇〕

○安岡建設部長

議案第91号「令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整及び野村大橋仮橋建設工事に伴う橋梁添架負担金の増額のほか、社会資本整備総合交付金の内定通知に伴う事業費及び財源の調整を行うものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収益的収入を14万4000円増額して、総額を7億9664万7000円とし、収益的支出を297万9000円減額して、総額を7億6993万1000円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入を2972万6000円減額し、総額1億1791万2000円とし、資本的支出を3210万4000円減額して、総額を4億2077万円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、国道378号線送水管布設替事業の予定量、上水道施設整備事業及び過疎対策事業債の限度額、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金につきましても補正を行っております。

続きまして、議案第92号「令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整及び社会資本整備総合交付金の内定通知に伴う事業費及び財源の調整を行うものであります。

これによりまして、第3条の収益的収入及び支出につきましては、収益的収入を354万8000円増額し、総額8億3654万8000円とし、収益的支出を413万1000円増額して、総額9億6568万円といたしております。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入を7750万円減額して、総額を4億4595万6000円に、資本的支出を7927万9000円減額して、総額を6億2695万9000円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、管渠整備事業

予定量、下水道事業及び過疎対策事業債の限度額、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金につきましても補正を行っております。

以上2議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山崎選挙管理委員会書記長。

〔山崎選挙管理委員会書記長登壇〕

○山崎選挙管理委員会書記長

議案第93号「西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第94号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がありますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本市の投票管理者等の報酬額、市議会議員及び長の選挙における公費負担の額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に準じて定められているところです。今回、これらの基準額が改められましたので、あわせて改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

(日程4)

○宇都宮議長

次に、日程第4、報告第6号「令和6年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」から報告第10号「令和6年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

沖野財政課長。

〔沖野財政課長登壇〕

○沖野財政課長

報告第6号「令和6年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について」、報告第7号「令和6年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」報告第8号「令和6年度西予市一般会計事故繰越し計算書の報告について」、報告第9号「令和6年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」、報告第10号「令和6年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」一括して提案理由の御説明を申し上げます。

令和6年度西予市一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計の各会計における令和6年度から7年度への継続費、繰越明許費及び事故繰越しにつきまして、地方自治法施行令第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項において準用する第146条第2項の規定並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を添えて御報告申し上げるものでございます。

以上、報告5件、よろしく御報告申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。

(日程5)

○宇都宮議長

次に、日程第5、報告第11号「専決処分事項の報告について」を議題といたします。

理事者の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

〔山住総務部長登壇〕

○山住総務部長

報告第11号「専決処分事項の報告について」提案理由の御説明を申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり5件の専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上、よろしく御報告申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の報告は終わりました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月16日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

散会 午前 10 時 50 分

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 森川 一義

同 議員 酒井 宇之吉

第 2 日

6月16日（月曜日）

令和7年第2回西予市議会定例会会議録（第2号）

- | | | | |
|------------------------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和7年 6月16日 | 教 育 部 長 | 谷 川 和 久 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 明 浜 支 所 長 | 竹 内 克 之 |
| 1. 開 議 | 令和7年 6月16日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 文 人 |
| | 午前 9時00分 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| 1. 散 会 | 令和7年 6月16日 | 三 瓶 支 所 長 | 浅 野 幸 彦 |
| | 午後 0時06分 | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 沖 野 貴 洋 |
| 1 番 | まつもと みき | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 事 務 局 長 | 池 田 い ず み |
| 4 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 議 事 係 長 | 瀧 川 健 二 |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 13 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 1 番 | まつもと みき | | |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 宇 都 宮 明 彦 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 大 野 本 敦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 | 麓 寿 春 | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 長 野 静 香 | | |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 | | |
| 建 設 部 長 | 安 岡 克 敏 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 宇 都 宮 憲 治 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(1番 まつもとみき、2番 大森揚子)
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

開会 午前9時00分

○宇都宮議長

おはようございます。本日は傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本日の議事録署名議員に1番まつもとみき議員、2番大森揚子議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、10番山本英明議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10番山本英明議員

おはようございます。

議席番号10番山本英明です。

第2回定例会1番バッターで、一般質問をさせていただきます。

議長より発言の許可をいただきました。申合せ事項、通告書等はきちんと守りたいと思います。

本日は、新年度に入って、新たな庁舎でスタートいたしました消防本部並びに西予市消防本部が管轄スタートした三瓶支署の活動や緊急業務の運営状況、また、先日、新聞・ニュース等で、話題となりました今治市の山林火災等について、さらには、山間地域で発生した消防車の対応など、西予市の対応や取組についての消防関係4点と、公立学校の公立中学校の部活動の地域展開について、このような項目について一般質問で質問をさせていただきます。

まず、1つ目の西予市消防本部新庁舎の運用状況についてですが、去る3月27日の消防本部署新庁舎の落成式には、私も出席させていただいて、大変立派な消防庁舎を見学させていただきました。

特に、目玉でもあります敷地内に設置されましたヘリポートは、県下の消防本部でも3カ所しか設置されていないと聞いておまして、少し誇らしい気分も感じておるところでございます。まだスタートして2カ月余りでございますので、実績があるかどうか分かりませんが、ヘリポートの運営状況について、まずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

改めましておはようございます。

本日は一般質問に当たり、早朝より傍聴にお越しをいただきまして厚く御礼申し上げます。

6月8日に四国地方が梅雨入りしたとの発表があり、その後梅雨らしい天候でありました。ときには激しい雨もあったのでございますけれども、昨日から今週にかけて真夏並みの、この時期としては非常に高い気温も予想をされております。昨日も真夏日を思わせるような朝でございました。熱中症対策など、体調管理にくれぐれも御留意をいただきたいと思っております。

本日と明日の2日間にわたりまして6名の議員の皆様から一般質問をお受けいたします。それぞれの質問に対しましては真摯にお答えをさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

市政運営の根幹に関わる質問には私が回答を申し上げます。専門的技術的な分野につきましては、各部長を中心として回答をさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました新庁舎に併設したヘリポートの運用状況について、お答えいたします。

まず初めに、愛媛県が運用しておりますドクターヘリは、平成29年2月に運用開始されており、緊急度や重症度により判断いたしまして、消防本部が要請しております。

ドクターヘリの有用性は、救急現場へ医師と看護師を派遣することにより、現場において、応急

処置を早期に開始できること、そして、緊急度の判断や搬送医療機関の選定を行い、医療機関までの搬送時間が短縮されることとございます。

令和6年度における県内の出動件数は333件となっており、ドクターヘリを活用した救急搬送の認知度も高まっている状況でございます。

西予市におきましては、18件の出動件数がありまして、前年度に比べて5件増加しており、年々ドクターヘリの利用実績が増えている状況でございます。

さて、新庁舎に併設したヘリポートは、西予消防ヘリポートとして登録しておりますが、新庁舎移転後の運用状況は6件でございまして、内訳は、交通事故3件、転院搬送が2件、一般負傷1件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございました。

既に新庁舎のヘリポートを利用して6件のドクターヘリ案件があったという答弁でございましたが、ヘリポートを併設したことでの効果について質問をいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました新庁舎にヘリポートを併設した効果について、お答えいたします。

ドクターヘリと救急車の合流地点をランデブーポイントとして登録しておりますが、原則ドクターヘリは、消防職員の誘導や警戒により、ランデブーポイントに離着陸することとしております。よって、ランデブーポイントまでの警戒隊を出動させる必要がございます。

西予消防ヘリポートは、新庁舎に併設していることから、警戒隊を出動させる必要がなく、さらに、早期にヘリが着陸できる準備が整うことから、消防署におきましても、搬送時間の短縮につながり、効果があると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございました。

傷病者への対応や、消防職員の活動において非常に効果があったということで安心をいたしました。ただ、消防庁舎は田んぼの中に新築されたことがありますので、ヘリコプターのプロペラ、ローターというんでしょうか。プロペラが回るときの風力は、砂ぼこりがとてつもなく舞い上がるというような噂も聞いたりするんですけども、ダウンウォッシュというんでしょうか。そのようなものによる影響があるのではないかとどうかと若干懸念するところはあるんですが、その影響についてはいかがなものでしょうか。お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ただいま御質問ありましたダウンウォッシュへの影響について、お答えいたします。

ドクターヘリや消防防災ヘリが離着陸際に、ヘリ機体の直下に吹きおろされますダウンウォッシュと言われるおよそ30メートルの風が発生いたします。

西予消防ヘリポートには、およそ40メートルの風速に耐えられる高さ2メートルの防風壁を整備しておりまして、近隣の田んぼ等に影響を及ぼすことがないように努めているところでございます。

また、4月中旬にドクターヘリ離着陸訓練を実施いたしました。特に問題はないとの実証結果を得られておりますことから、ヘリポートに整備した防風壁により、田んぼ等への影響は低いと考察しております。

今後は、秋頃の収穫時期におけるヘリポートの活用について、検討や検証を重ねていくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございました。

また付随して予防策なんかがあれば、どういふふうにお伺いしようと思ったのですが、もう既に高い壁をつくって、風速 40 メートルの風にも負けないような壁ができていくということで安心をいたしました。これからはもつともつと、事故も増えることも可能性もありますし、ドクターヘリの案件というのはますます増加していくのではないかなあと、個人的に危惧しております。ぜひ庁舎内のヘリポートを有効に今後とも活用していただいて、少しでも早く重症患者を病院搬送していただきますように、期待をしております。

次の質問に移りたいと思います。

旧の消防庁舎では非常に狭い敷地で、消防職員の皆さんも訓練施設もあまり十分なものではなくて、隊員さんが非常に苦労されたんじゃないかというふう聞いております。新庁舎は、広大な敷地に設置されておりまして、様々な高度な訓練ができる大きな施設もできたようで、隊員さん方のモチベーションも上がって、技術の向上にもつながるのではないかと期待をしているところであります。

その施設を利用して、今後の訓練の計画とか、イベントなどの予定がありましたらお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました施設を利用した今後の訓練計画やイベントについて、お答えをいたします。

新庁舎には5階建ての訓練棟を整備しており、耐震性貯水槽を併設していることから、様々な火災対応訓練が実施できる状況でございます。消防署単独での訓練はもとより、今後は、消防団との連携強化を図ることを目的に、合同訓練を計画するなど、市民の安全安心に向けた取組を推進していく予定でございます。

また、市民の皆様が新庁舎を身近に感じていただくため、5月31日に防災フェアを実施いたしました。合計328人の方に御来場いただきまして、消防士体験コーナー、各種車両の見学、救助訓練の披露に加え、庁舎の内覧、起震車による地震体験など、大勢の方に消防の魅力をアピールするよい機会となりました。今後も市民の安全安心に向

けた取組について、各種訓練等を実施する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございます。

防災フェアなどの様々なイベント、また、消防団との合同訓練、指導もしていただくということで、頼もしく期待もしております。それに付随してですけれども、できれば消防署以外で今行っておられます操法大会などのイベントなども開催できたらいいのではないかなと思います。その辺はいかがでしょうか。お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

新庁舎における操法大会について、お答えいたします。

新庁舎には、ポンプ操法の訓練スペースを設けておりますが、消防操法大会の開催については、来賓及び団員の待機場所等を確保できないことや、緊急車両の出動において影響を与えることなどから、大会の会場には不向きであると判断しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

答弁のような理由がありまして操法大会等の開催は、今のところ見合せておるということでございましたけれども、せっかくできましたこの立派な訓練施設を十分に活用していただいて、今後とも消防職員や消防団員の技術の向上に努めていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

西予市消防本部署庁舎の建設場所は、線路の西側に位置していることから、どうしても線路の東側への出動となれば、線路といいますか、踏切を渡らなくてはいけなくなりまして、踏切の信号に

ひっかかれば、緊急出動に影響があるのではないかなあと若干危惧しているところではありますが、4月から供用開始をされて、緊急出動時に踏切で影響を受けた案件があったかどうかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました踏切の影響とその現状について、お答えをいたします。

新庁舎に移転後の2カ月間におきまして、緊急出動した件数は211件で、そのうち踏切で5件停車しております。停車した割合は約2%となっております。

なお、停車時間は平均して約30秒となっておりますが、救急業務に影響はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10番山本英明議員

今ほど、踏切で停車した件数は5件というふうな答弁でございましたが、踏切への対応についてのどのような取組がされているのか、もしありましたらお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

踏切への対応や対策について、お答えをいたします。

事前に列車の時刻表を把握しておりますので、踏切で停車する可能性がある場合には、出動する発生場所や停車する時間を考慮して、迂回することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10番山本英明議員

ありがとうございました。

安心はしたところではありますが、やはり、地形上どうしても踏切を通過しなければならない

のが現実だと思いますので、今後もいろいろ検証を重ねていただいて、できる限りの回避をお願いしたいなというふうに思います。

また、今のような踏切を通過することがあるというようなデメリットはあるかとは思いますが、それ以上に新庁舎が建設されたことで、ドクターヘリの運用、通信機器の整備で出動体制も早くなったというふうに聞いております。

さらに、訓練施設の充実によりまして、消防署員や団員の消防活動技術も向上するなど、市民にとってのメリットも大いに拡充したのではないかと考えております。これからも、新庁舎運営を充実させていただいて、市民の安心安全を守っていただきたいと考えております。

次に、三瓶支所の運用状況について質問させていただきます。

4月1日から、西予市消防本部が三瓶町を管轄することになりました。三瓶支署が供用開始したわけですが、現在の三瓶支署の新体制の概要など、運用状況をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました4月から管轄している三瓶支署の体制と運用状況について、お答えをいたします。

西予市消防署三瓶支署は、本年4月1日から支署長、支署長補佐及び小隊員14名の合計16名体制により、三瓶町の安全安心を確保するため、職員が一人となり、円滑な業務遂行に努めているところでございます。なお、小隊員14名には三瓶町出身である八幡浜地区施設事務組合消防本部から派遣隊員2名を含んでおり、三瓶町内の道路及び消防水利などの把握等に大いに協力いただいております。

車両につきましては、高度な資機材を積載しており、緊急消防援助隊にも登録している消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車と広報運搬車の計3台を配備しているところでございます。

また、大規模災害等においては、市及び消防本部と消防団の指揮命令系統が明確化されますことから、迅速な災害対応に向けて、今後も連携強化に努めていくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございました。

高度な資機材を積載した車両も新たに導入されたということでございます。消防体制についても、今までどおりしっかりできているということで安心をしました。

救急搬送について、問題があるようであれば、救急搬送の現状についてお尋ねをいたしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました救急搬送の現状について、お答えいたします。

三瓶支署管内の救急件数につきましては、4月に23件、5月に19件出動して、うち不搬送が3件で、昨年の同時期の救急件数とほぼ同数の件数となっております。

搬送先病院については、39件中31件が西予市民病院となっております、全体の約80%を搬送している状況となっております。そのほかの病院搬送については、市立八幡浜総合病院が3件、三瓶病院が2件、市立宇和島病院、市立大洲病院、県立中央病院がそれぞれ1件となっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

答弁によりますと、救急搬送のほとんどの患者さんは、西予市民病院へ行かれておるということですが、もしかかりつけ医師がおられる場合の患者さんについては、どのような対応をされておられるのかをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

かかりつけ医師がおられる患者への対応について、お答えをいたします。

かかりつけ医師がおられる場合には、その症状が受診している病気と関連するかを救急隊が判断し、関連があれば、かかりつけ病院に連絡をとり、受入れ可能であれば、搬送することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

かかりつけ医師がおられる患者さんにつきましては、きちんと考慮していただいて、病院を選定していただいているということで大変ありがたいと思います。救急隊も病院との受け入れのやりとりについては、なかなか苦労されておるといふようなことも聞いておりますけれども、どうか今後とも、患者さん、家族さんのために、病院と救急隊が密に連携をとっていただいて、適切な病院選定ができますように対応をお願いしたいと思っております。

次に、今後の三瓶支署の訓練計画とか、あるいは近隣消防等の応援体制は、構築できておられるのかをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました今後の訓練計画及び応援体制について、お答えをいたします。

訓練計画といたしましては、火災、救急、救助訓練について、日夜実施しているところです。なお、三瓶町は、水難事故の発生が懸念されることから、水難事故の活動内容につきましては、事故発生直後に迅速に対応する水面救助に主眼を置き、水面救助用資機材を充実させております。なお、水難救助訓練を5月に2回実施し、6月には本署と合同で2回訓練を計画しているところでございます。

また、消防団との連携訓練や地域住民の防災訓練にも積極的に参加していきたいと考えております。今後、関係機関とも連携し、各種災害や事故に迅速に対応することを目的に定期的に訓練を実施していく計画でございます。

応援体制につきましては、近隣消防本部及び海上保安庁と応援協定を締結しておりますので、応援が必要なときには、協力要請を視野に入れ、相互応援体制に基づき対応していくところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございます。

日々、定期的に訓練もされて、今月には本署との合同訓練も行うということで、安心をいたしました。また水面訓練も実施済みで、近隣消防や他機関との応援協定も締結されてるとのことで、改めて安心をしたところであります。

次に、林野火災について質問をいたします。

既にニュース等で、もう皆さんも御存じのとおりだと思いますけども、今年は全国各地で頻繁に、林野火災が発生をしております。日本だけではありません。

岩手県の大船渡市では、焼失面積は約 2,900 ヘクタール、建物被害は 210 棟、非常に甚大な被害がありました。また、県下でも 3 月 23 日に今治市の林野火災が発生して、愛媛県では過去最大級の約 440 ヘクタールを焼失したとのことでしたが、今治市の林野火災において、西予市消防本部の応援出動体制があったというふうに伺っておりますので、出動体制についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問のありました西予市消防本部の今治市林野火災への応援体制について、お答えをいたします。

本件火災には、愛媛県消防広域応援要請に基づき 3 月 25 日から 3 月 30 日の間で合計 13 隊、31 名を派遣しております。

派遣車両につきましては、5 トンの水を保有する水槽車と大量の資機材を運搬できる資機材搬送車としております。

主な活動内容としましては、延焼防止活動、保水補給活動、残火処理活動、宿営地の設営管理

等になっております。

出動時間につきましては、派遣日や派遣隊により異なりますが、今治の受援体制が整ってからは、基本的に朝、西予市を出動して、翌日の夕方頃に帰還しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

総員 31 名の西予市消防署からの隊員の派遣出動ということで、いろんな活動があって大変お疲れさまでございました。2 年前には、隣の大洲市でも、林野火災が発生しておりまして、山が多い西予市に住んでいる私たちにとりましても、他人事ではないのではないかと感じておるところであります。

そこで、お尋ねをいたします。

西予市管内のこれまでの林野火災の現状について、お伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

西予市における林野火災の現状について、お答えをいたします。

西予市において、過去 10 年間の林野火災件数は 4 件でありまして、いずれも鎮火が早く、大規模な林野火災には至らなかったものであります。

しかし、西予市は面積の約 75% が林野であり、大規模な火災となった場合は、甚大な被害となるため、今後も林野火災への対策として、注意喚起等の予防広報、火災訓練等を継続、強化していくよう努めてまいります。

また、枯れ草焼きもしくはごみ焼きによるその他火災が過去 10 年間で 12 件発生しており、これらの火災は、風向風速等の状況によっては林野へ延焼することも考えられることから、今後も市民の皆様への注意喚起、指導等の予防対策強化が必要と考えております。

なお、農業や林業を営む上で行う必要な焼却等であっても、火災と紛らわしい煙や火災を発生する恐れのある行為をする場合には、消火の準備や監視人をつける等の必要な措置をとった上で、消防

署に届け出ることについて、御協力をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

今ほどの答弁からも、枯れ草焼きとかごみ焼きによる火災が発生しているということでございました。確かに、たまには農作業のために、畑とか田んぼの隅のほうで枯れ草や枝の集め焼きをされておることがあるよというふうには聞いています。ネットで調べましても、林野火災の発生原因は、野焼き、集め焼き等の人為的な原因が主であるとされておりまして。

この林野火災対策としての火災予防啓発とか、林野火災アラートなどの取組について、ありましたらお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました今後の林野火災対策と取組について、お答えをいたします。

林野火災対策としましては、火災予防の啓発が最重要と考えており、松山地方気象台から火災気象通報が発表された場合には、湿度や風速などにより、火災が発生しやすい気象状態であるため、車両広報による注意喚起をすることとしております。なお、火災気象通報が連続して発表された場合や火災が連続して発生している状態においては、市の防災行政無線により、市民の皆様に注意喚起をすることとしております。

また、愛媛県では、今治で発生した大規模な林野火災を受けて、林野火災を未然に防ぐため、乾燥、風速、少雨により、火災が発生しやすい状態になった場合に、林野火災アラートを発表することとされております。今後、火災気象通報とあわせて、県とも連携しながら、予防啓発を強化してまいります。

さらに、予防啓発活動とあわせて、現場の消防力強化も重要ですので、今後も一層、消防団との連携を強化し、合同訓練等により、大規模な林野火災に対応できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

様々な啓発活動に加えて、各地域の消防団との火災対応訓練なども計画していただくようで安心をいたしました。

次に、消防関係最後の質問に移らせていただきます。山間地域で発生した傷病者の対応についてお伺いします。

先日、高知県の山間地域に住む友人と話をしている中で、山間部の救急の話になりました。その友人の地域では、救急車を要請してから到着するまで、地域住民が応急手当を実施するシステムが構築されているとのことでした。このことを城川救急出張所の職員に話しますと、西予市消防本部でも同じような目的で、ファーストレスポonderという取組をしていますよというふうなことがございましたので、まずはそのファーストレスポonderというものの説明と取組についてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

御質問ありました西予市の山間地域におけるファーストレスポonderの取組説明について、お答えをいたします。

まず、ファーストレスポonderにつきましては、重篤な傷病者が発生した場合に、救急隊より先に傷病者に接触して、いち早く応急手当などを実施していただく方のことを言います。

広大な面積を管轄する当消防本部におきましては、令和6年の救急現場到着時間は平均9分31秒でありまして、山間部及び沿岸部では、現場到着時間が長くなる傾向にあり、特に、野村町惣川と大野ヶ原地域では、現場到着まで、およそ40分以上かかる状況でございます。

このような状況を踏まえまして、令和6年12月に山間部及び沿岸部の地域づくり活動センター職員をファーストレスポonderとして登録し、早期にAED等を使用した応急手当を行える体制を構築したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございました。

この取組は私たちのような山間部に、町から遠いところに住んでおる者にとりましては、非常にありがたいという取組であると思います。ファーストレスポonderの成果はありましたかということでお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

宇都宮消防本部消防長。

○宇都宮消防本部消防長

ファーストレスポonderの取組成果についてのお答えをいたします。

ファーストレスポonder制度を構築してから、これまでに現場活動していただいた実績はございませんが、この制度を構築する以前に、山間部地域での心肺停止が疑われる事案において、通信指令室から当時の公民館職員に協力依頼をして、AEDによる応急手当を実施していただいた事例がございます。

心肺停止などの重症事案では、1秒でも早く現場に到着し、応急手当を実施することが最も重要になりますので、今後は、ファーストレスポonderによる活動が救命率の向上とともに、市民の安全安心につながるものと期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございます。

消防に関して現在まで、質問をさせていただきました。今まで本当にこう真摯な取組をしていただいております、その取組、感謝と敬意を申し上げます。また今後とも、市民の安心安全のために御尽力いただきますようお願いをしておきます。

次に、公立中学校の部活動について質問をいたします。

近年、新聞紙上ニュース等で公立中学校の部活

動に対する考え方、取組や運営の仕方に大きな変革が見えております。

スポーツ庁の指導によりまして、公立中学校の部活動を地域のスポーツクラブなどのグループ組織に委託をする、いわゆる地域移行を進めようという動きがあります。また、最近では、昨年では地域移行と言っておりましたが、最近では地域展開という言葉に変わってきています。ただ、指導者の確保や安全の確保、生徒指導の面など、課題は山積しているというふうに個人的に思います。

そこで、公立中学校の部活動の地域展開について、国や県の意向を受けて、現在まで西予市としてはどのような取組をされてきたのかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

公立中学校における部活動の地域展開につきまして、これまでの取組についてお答えいたします。

令和4年12月の国のガイドラインに基づきまして、愛媛県は令和5年9月に愛媛県の部活動に関する推進計画を策定いたしました。

本市では、令和5年に西予市中学校部活動地域移行推進協議会を設置し、西予市の部活動地域移行の方向性について協議検討を重ねました。その協議を踏まえて令和6年3月に、中学校部活動地域移行に係る西予市推進計画を策定いたしました。

昨年度は、国の実証事業を活用して宇和中学校剣道部、野村中学校相撲部と箏曲部の運動部2、文化部1の計3部活動をモデル部活動としまして、地域移行に係る検証を行ったところでございます。

また新たに西予市中学校部活動地域移行推進委員会を設置し、令和7年度以降の本市の部活動地域移行につきまして、より具体的な協議を行いました。今年度は、前日の推進委員会の協議を踏まえた上で、本市の地域展開の方向性を示すロードマップを作成するため、西予市中学校部活動地域展開推進協議会を開催する予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

この部活動の地域展開というような非常に大変革という言葉を使わせていただきますけども、大きな動きに対して、どのようにして生徒や教職員、保護者の考え方とか、その動きというようなものを把握しておられるのかをお伺いをいたしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

どのようにして生徒や教職員、保護者の考えや動向を把握したのかにつきまして、お答えいたします。

西予市の中学校部活動の地域移行に向けてのニーズや意見を集約分析し、本市の実情に合った適切な地域移行を進めていく判断材料の一つとするため、令和5年7月に小学校5年生から中学校2年生までの児童生徒及びその保護者、市内小中学校教職員を対象としたアンケートを実施いたしました。また、学校や教員の実情をより具体的に把握するため、令和6年7月に市内小中学校教職員を対象としたアンケートを再実施し、同年12月に、市内中学校において部活動地域移行に係るヒアリングを実施いたしました。

今年度、推進協議会において、ロードマップを作成する予定としており、その参考資料として、令和7年2月に小学校1年生から中学校2年生までの保護者を対象としたアンケート、同年5月に中学校1年生から3年生を対象としたアンケートを実施いたしました。

保護者や当事者となる子どもたちの意見も取り入れながら、今後の推進の方向性を定めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10番山本英明議員

現在では、西予市内の中学校では、生徒の全員が部活動に入るという全員部活動制を採用していると思います。今後、部活動がこのような地域展開ということになると、この全員部活動制という考え方は西予市としてはどのようになるのかをお伺いをしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

全員部活動制についての考え方についてお答えいたします。

部活動には様々な意義があると考えております。令和4年12月に国が示した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの前文には、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有するという記載がございます。

先日市内の中学校で行われました生徒総会の中で、部活動の良さににつきまして、みんなが一丸となって取り組むことができる。他学年と交流しながら、何か一つのことを協力し、協力して取り組むことができるなどの意見があったと聞いております。異年齢集団の中で、同じ目標に向かい、その達成のために努力していく過程で得られるものは、子どもたちにとって大きな糧になると考えております。

全員部活動制とは、中学生は何らかの部活動に所属する制度となります。先ほどお伝えいたしましたとおり、様々な部活動の意義があることを鑑みて、これまで本市では、全員部活動制をとってまいりました。しかし、市内には部活動の選択肢が少なく、希望する活動に従事できない生徒も少なくありません。また、既に地域クラブ活動を行っているながら、部活動に所属している生徒もおります。ほかにも生徒によっては、部活動以外の活動に注力することが困難となっている場合もございます。全員が部活動に加入することのメリットも多くありますが、昨年度の推進委員会において、部活動の地域展開を進めていくに当たって、全員部活動制の見直しが必要でないかという意見もございました。

今後の推進協議会におきまして、保護者及び中学生に対して実施したアンケート結果も参考資料として協議し、今後の方向性を決定していく予定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

次に、部活動の地域展開が実施されるようになりますと、先ほども申しましたけども指導者の確保とその資質というものが、大きな問題になると思います。そのような点はどのようにお考えになっておられるのかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

地域展開後の指導者について、お答えをいたします。

持続的に指導を担うことができる指導者の確保と質の担保、運営団体の確保につきましては、本市に限らず、様々な自治体で大きな課題の一つとなっております。

部活動を地域クラブに移行していくに当たっては、専門的な知識や指導経験、指導スキルを有する指導者の確保が必須となります。また、地域クラブを運営していくためには、活動の充実や安全管理のために複数のスタッフが必要となります。指導者や運営団体の確保に向けて、市長部局の関係課や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に指導者の質の担保について、お答えいたします。

これまで学校部活動では、教育的観点に立った指導が行われてきたと承知しておりますが、令和5年度に実施した部活動の地域移行に係る保護者アンケートでは、地域指導者が中学生を指導するに当たって、部活動の教育的な意義を継承してほしい旨の意見が少なからずありました。そのため、令和6年度に市独自で中学生の部活動指導に関わる指導者研修会を実施いたしました。今後も指導者の質の担保に向けて、継続した取組を実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

ありがとうございます。

次に、指導者としての教職員の部活動に対する考え方、あるいはそのモチベーションの保ち方、また、部活動に対する思い入れとか、気持ちの変化等は把握しておられるのかをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

教員の部活動に対する考え方等について、お答えをいたします。

令和5年7月に、部活動地域移行に係るアンケートを市内小中学校教職員対象に実施した際は、学校部活動を地域クラブ等が担うことになった場合、地域の指導者としてかかわりたいと考えているかの問いに対しまして、肯定的な回答をした教職員は5%という結果でございました。また令和6年7月に実施したアンケートでは、同様の問いに対しては21.6%の肯定的な回答を得ました。

肯定的な回答率が向上した理由としましては、部活動の地域展開に対しての情報に少しずつ具体性が出てきたからではないかと推察しております。

しかし、かかわりたくないという回答した割合は、どちらのアンケートにおいても6割を超えております。その理由としましては、専門的な指導ができないから、家庭生活を優先させたいから、校務多忙化を解消するためが上位となっております。これまで献身的に教職員が部活動指導を担っておりましたが、部活動指導に対する負担感が見てとれる結果となりました。

地域クラブの指導にかかわらず、教職員の働き方については、自分の得意な分野や専門分野について充実した指導を行うことができる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

教職員の気持ちの現状も見えたということで、いろいろ感慨深いものがあります。

部活動最後の質問ですが、部活動の地域展開を

もし地域展開ができるようになった後の指導者の確保ということは先ほど出ましたけども、この指導者の確保という課題以外での問題点はどのようなものをお考えおられるのかありましたらお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

指導者の確保以外の問題点につきまして、お答えをさせていただきます。

地域指導者の確保以外の問題点には3点ございます。

1点目は、学校と地域の連携についてです。

これまで、部活動は学校生活の一部となっており、教員が生徒の状況を把握するための一助となっておりました。しかし、実際に地域クラブ活動が開始された場合、学校と地域指導者の間で情報共有や連携体制が不十分だったり、教員の関与が減ったりしますと、生徒の活動状況を把握しづらくなり、生徒の生活指導や学習支援との連携が難しくなることが懸念されます。また、学校外での活動となりますと、事故やトラブル時の対応について明確に示しておく必要があると考えております。

2点目は、生徒の移動手段と時間的負担についてです。

5町からなる本市は広域で、地域によっては旧町間の移動に大変時間を要します。また、これまでの部活動とは違う取組となるため、移動手段についても検討する必要があると考えております。

3点目は活動にかかる費用負担についてです。

これまで教員がほぼ無償で指導を行ってきた部活動と違い、地域クラブ活動参加にかかる費用は保護者の負担が増える可能性があります。指導者の指導料、施設使用料、保険料、用具購入など活動にかかる費用などクラブ運営にかかる費用は多岐にわたります。全て保護者の受益者負担で賄うのは困難であると考えておりますので、今後収支構造について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

○10 番山本英明議員

真摯な取組、ありがとうございました。

いずれにしても、この部活動の地域展開という事例は、学校にとりましても、生徒にとりましても保護者にとりましても、とてつもなく大きな変換期であるというふうに思います。

中学生という人生において本当に大切な時期での部活動であります。運動部、文化部ともに各種目での様々な活動や友人、あるいは指導者とのかわり、生きる力を育むための生徒指導と人間形成に主眼を置いたのが、部活動の本来の目的だと思っております。決して技術の習得だけに注力せず、また、勝利至上主義のみに陥らず、生徒と指導者がお互いに喜びを見い出させて、生涯スポーツや趣味につながって、肉体的にも精神的にも健康寿命につながる、健全な部活動の展開ができるようにしてほしいもんだと思います。そして、大人になったときにやってよかったなど、経験してよかったなあと思い出話に花が咲けるような、くれぐれも中学校と綿密な上にも綿密に協議をさせていただいて、保護者、生徒の皆さんと連絡・相談をしていただきながら推進していただきますようお願いしたいと思います。

先日、友人のある中国地方である県のサッカー協会の会長と話す機会がありました。その会長が言うには、この彼の住んでいる神戸市なんですけども、国内の政令市で初めて令和8年度の夏から全ての中学校が部活動を廃止して、地域展開をするということが決まったそうであります。海を渡った神戸市、近隣の県・市でもこのような早い動きがありますので、愛媛県内でも、また、県内の他の市・町でも、動きが早いのではないかとこのように思っております。

今後とも、今まで数多くの教職員の皆様方によって脈々と受け継がれて培ってこられました素晴らしい伝統と歴史のある愛媛教育の流れの中で、たとえ形態や体制の変化があったとしても、今まで以上に、健全な生徒たちのための人間教育を重視する部活動の推進が行われますように心から祈念を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時55分)

○宇都宮議長

再開いたします。(再開 午前10時10分)

次に、18番酒井宇之吉議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

おはようございます。

議長より、通告しておりました2点につきまして許可を得ておりますので、ただいまより一般質問をいたしたいと思っております。

非常に地球上の戦争や侵略や、そういうのが非常に多くなっておりまして、何か身勝手な形が表出てるなと思っております。

その中で最近、アンパンマン見ますと、空からアンパンマンが行って、上から全部あんぱん落としたり、食糧も何とか供給できるのになと思ったりしておりますが、アンパンマンのセリフの中で何のために生きるのかという歌があります。それで、私もよく考えてまして何のために議員やってるんだろうとか、何のために今日一般質問するんだろうと思ってるんですけども、今日の議題につきましては市民の方より、この件について問うていただきたいと。そして、何とか広報「せいよ」につきましても、再掲載はないか。そういうことを問うていただけないかということ聞きまして、そして、地域づくり活動センターにつきましても、非常に市民の方々が、住民主体の地域活動センターを目指しておりながら、そういうシステムになってないんじゃないかというような、私のほうへ来ております。

それで、設置の目的等につきまして、地域づくり活動センターについて、当初の設置目的についてお尋ねしますが、雲南市など先進地で研修などをされまして、そして公民館施設から教育施設から地域づくり活動センターにかわりまして、行政施設になっております。そして、改めてその目的についてお尋ねします。どうして、公民館から教育施設になったのか。

そして市民の意識は、ここ3年の間にどのように変わったのか。

先ほど申し上げましたように、意外と住民主体の住民自治にはなっていない、今までどおりの行政サイドのセンターになってはしないかという質問をさせていただきます。

まず1点目につきまして、その目的について、市民の意識の変化について改めてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

ただいま質問のありました、設置目的と市民の意識の変化について、お答えをいたします。

地域づくり活動センターは、地域と行政が協働することで、人口減少社会に立ち向かうことのできる持続可能な地域の体制づくり、つまり、将来にわたって持続可能な地域基盤を形成し、多様な住民ニーズにこたえることを目的として設置いたしました。

地域づくり活動センターの設置に当たっては、平成30年に市職員で構成するプロジェクトチームが地域づくり活動センター化に向けて、島根県雲南市へ視察に行っております。

また、島根県雲南市及び広島県三次市・世羅町への先進地視察を含め、令和元年度から令和3年度にかけて合計14回の市民検討委員会を開催し、令和3年6月に答申をいただいているところです。提出されました答申をもとに、地域づくり活動センター推進計画の策定を行い、先立って令和2年度からは、狩江公民館を皮切りに5つの公民館において試験運用を開始し、順次その他の公民館でも検証を進め、令和5年4月より公民館から地域づくり活動センターへ移行をいたしました。

センター化から1年が経過しました昨年、令和6年5月に地域づくり活動センターに関する市民アンケートをウェブ版と紙媒体のハイブリッド形式で行いまして、1,001件の回答をいただいております。そのうち28%の方がセンターに移行して行政サービスがよくなった。67%の方が変わらないとの回答をいただいております。行政サービスの拡充等により、サービスがよくなったと感じられる方が徐々に増加している状況であります。また、68%の方が地域づくり活動センターや地域づくり組織、地域の活動に関心があるというふうに回答をされております。

今後も引き続き、地域づくり活動センターや地域づくり組織の活動を住民へ情報発信し、地域づくり活動に興味・関心がある住民が実際に関わっ

ていける場づくりに努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

答弁にありましたとおり、28%の方がセンターに移行して行政サービスがよくなった。当たり前でしょう。27の公民館で、今までは行政事務の書類を発行してなかったんだから。それができるようになったら28%ぐらいじゃ済まないでしょう。今までやってたところは支所とかそういうところはやってました。総合支所から始まって支所に転換して、その経緯の中で行政事務が始まっただけでも28%ぐらいではいけないと思います。

行政事務の仕事が増えたという形にもなってるわけで、その辺りも含めて、これから反省点としてその目的に従った形で、多様な住民ニーズにこたえて人口減少とか、そういうことの対応を考えているとおっしゃいますけれども、人口減少するのは、27の小学校区の中で学校があったところがなくなって、その中から始まってるのでございますので、地域づくり活動に興味・関心がある住民が実際携わっている場づくり、このあたりもやはりもう一度しっかり考え合わせて、地域づくり活動センターの有効な形に、設置目的に従った効果が上がるような形に、もう一度考えていただいたらとかように思います。

続きまして、27の地域づくり活動センターの組織について、人員配置について、財源についてお尋ねをいたします。

まず、センターの組織そして、人員配置、財源についてまずお答えを願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

センターの体制それから予算等について、お答えをいたします。

令和5年度に公民館から地域づくり活動センターへ移行するのに合わせまして、地区公民館24施設から旧小学校区27カ所に地域づくり活動センターを整備いたしました。

センターの人員としましては、一部の施設を除いてセンター長、センター主事、一般事務員となる会計年度任用職員の3名体制となっております。

令和7年度の地域づくり活動センターに関する予算は、27センター合計で6071万1000円となっており、財源としては、センター使用料やコピー使用料などの特定財源が853万6000円、一般財源が5217万5000円となっております。

また、地域づくり組織に関する令和7年度の予算は、市から各地域づくり組織に対して交付します基礎型の地域づくり交付金を7000万円、地域任用職員分人件費としまして9000万円、地域版ふるさと納税分として90万円、最後に手上げ型の地域づくり交付金として3000万円を計上しております。交付金のほか、各地域づくり組織が自主財源を確保して様々な活動に取り組まれています。

令和6年度から新たに取り組んでおります地域版ふるさと納税の実績は、令和6年4月から12月までに14地域を指定して、129万1000円を御寄附いただき、指定された地域へ返礼品の有無により、30%もしくは60%を追加交付いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

組織とかそういうことであるんですけど、地域職員というのが会計年度任用職員ということでございましょう。

そしてこの地域職員というのはあるところは非常になかなか成り手が無い。そして、なってみるところ、募集して来たら現在300万を上限にして行政からいただいている形の中で、全部年間やっていかなきゃいけない。仕事の量に対して保証もされてない。そして、一生の仕事としてやっていけるか。その辺りの問題がやはり上がってきております、私のところへ。

そして地域職員として地域で雇うということになっておりますので、地域の中で地域のことをよく知った人がやってる。このあたりの問題が非常に財源的にも、人員配置の中でも聞くところによると、なかなか雇い入れができてなかったところ

も、遅くなってるところもある。

その辺りも含めまして、そしてまた、公民館のときには、どれぐらい財源使ってたかっていうのとセンターになって、今答弁ありましたけども、センターになっての財源の話、答弁ありましたけど。公民館のときにはこれぐらいだったけど、センターになったらこれぐらい増やしてとか、こういうことに使うというような形の比べ方も必要だと思います。

その辺りも含めまして、またそして行政事務について、実態、現状について、まずお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

行政業務の実績についてお答えをいたします。地域づくり活動センターでは、本庁や支所に行かなくても行政手続きができる、相談ができる行政窓口の場としての機能があり、本庁及び支庁に近接するセンターを除いたセンターでは、住民票や戸籍等の諸証明発行業務をはじめとした様々な行政業務を行っております。

令和6年度の実績を申し上げますと諸証明発行業務が2,459件、行政事務受付業務2,923件、市税や水道代等の公金収納業務が784件、タブレットを活用した相談業務が24件、その他の行政サービスとして4,002件、合計1万192件の行政業務の実績となっております。

センターに移行した令和5年度における諸証明発行業務や受付業務などの行政業務の実績は6,314件でありましたが、令和6年度では1万192件と実績が大幅に増加をしております。なお、行政業務の実績につきましては、センターによって100件程度から1,000件を超えるセンターもあるなど、取扱件数が異なっている状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

行政業務についてお尋ねしてるわけでございますけれども、センターの中で行政業務を取り扱っ

てないところが4センターあるんですね、実際のところ。

例えば、高山地区にしますと明浜の支所で全部行政業務やって、高山・宮野浦センターでは行政業務を扱ってないわけです。そしてまた、宇和地域づくりセンターもやってない。野村地域づくりセンターもやってない。そして三瓶地域づくりセンターもやってないということになってます。

これらの行政業務を除いて行政業務が増えたと言いますけども、非常に増えているところと、全然今までどおりというところとが結構あるわけです。特に、宇和地区は、本庁へ来てやっておられる人がほとんどなんですよ。宇和地区のセンターは行政業務がね、ここで捉えてるところでも100件満たないんですよ、ほとんど。年間そういうところがあるかと思えば、多田地区のように300、400件ぐらいになつとるところもあるんです。そういうところもあって、仕事の配置、量が違うんですよ。そして、今までと一緒だと思うんですけども、来たらファクス送って、市民課からほとんど送り返すんですよ。手間がかかっているというような感じなんです。

これをセンターの行政業務で便利になったというおっしゃられる方28%だったんですけども、将来例えば、マイナンバーカードで全部住民票や何もかもできるような形にいくでしょう。移行していくだろうと思う。その辺りまで、このままでやっていけるのか。財源のないところで、センターのいろんな機器を入れたらそこで発行できるようになる自治体もあるわけで、その辺りをやられるのかどうか、その点につきまして、行政事務についてお答えを願ったらと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

将来に向けての行政業務の在り方、センターにおける行政業務の在り方について、お答えをいたします。

今おっしゃられたように実績といたしましては、センターによってかなり差がございます。おっしゃるとおり職員の負担等も大分変わってきているのではないかなと思っております。今、センターに移行しまして3年が経過しておりますが、地域

づくり活動と一緒にいろいろな検証をその辺行っていきながら、より効率的な行政業務の在り方をまた見直していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

ありがとうございました。

そして、センターになって各種団体等とのかかわり、対応についてお尋ねをいたします。

公民館のときには、会計とかそういう事務を扱うのをできるだけ教育の関係でお金を扱わない。区長会だとか、青年団だとか、婦人会なんかの会計なんかはもう扱わないようにという指導があったように記憶しております。

今回センターになりまして、各種団体とのかかわりが非常に強くなっているセンター、そして、まだまだ旧の公民館のような体質のところとそういうのがあるというように聞いております。

その辺りのかかわりについて、これから対応についてどのようにされるのかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

各種団体等とのかかわりについて、お答えをいたします。

このかかわりにつきましては、地域づくり活動センターでは地域づくり組織をはじめ、婦人会、老人クラブなどの社会教育団体が活動の拠点としておりまして、センター職員が団体運営支援を担っている場合もございます。

センターにおいては、地域の多様な課題に対して住民と行政が知恵を出し合い、手を取り合い解決できる協働の場としての機能強化に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

先ほどの答弁にありました予算の中でありますが、地域づくり組織に関する交付金。基礎型と

か手上げ式がありましたけれども、その辺りの地域づくり組織団体の長と、そしてセンター長との兼任については、現状どうなってるのか。そして、活動がそれによってスムーズにいくのか。その辺りも行政としてどういうふうに考えておられるかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

地域づくり組織の代表者とセンター長の併任について、お答えをいたします。

地域づくり組織の代表者とセンター長の併任についてですけれども、併任することに対しましては特に制限はございません。現在8つの地域づくり組織の代表者とセンター長が併任となっております。併任することにより、センターと地域づくり組織の情報共有が容易であること、地域任用職員とコミュニケーションがとりやすいことなどといった利点がある一方で、個人への負担が増加すること、それから、センターと組織の業務の明確化が必要であるといったことがあるため、地域の実情に合った選択をいただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

関係団体といいますか地域センターの組織にしても、センター長にしても、組織・団体長にしても成り手がなかなかないんですよ。このあたりのもと、財源的な問題、生活保障の問題、いろいろあると思いますけども、どのように考えておられますか。近年、もう本当にどの団体も人口減の中でやり手がない、手を挙げて積極的にやれない、頼み込んでいってもなかなか大変というような声を聞きます。

このあたりについては、関係団体におけるそのような課題をセンター長がそして地域職員が会計とか事務局も引き受けていいのか、その辺りの兼ね合いの考え方をお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今の成り手不足の問題について、お答えをしたらと思います。

近年では先ほども言われましたようにセンター長、それから地域任用職員も含めてですけれども、関係団体の役員にも、成り手が見つからないといったような状況がございます。団体活動に当然苦慮しているという声もありまして、地域において、団体の意義や団体のなくなった場合の地域への影響などが懸念をされているところです。団体の存続も含めまして、慎重に検討していかなければならないと考えております。

また、団体の会計事務など、事務局事務などを担当してはどうかということでもありますけれども、こちらにつきましても地域の実情に合わせまして、地域づくり組織などと相談をいただきながら検討をいただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

センターによって配置人員も違うとか、それによってもまた関係団体とか、そういうこと地域づくり組織の関係とか、その兼ね合いも活動が変わってくるかと思うんですが、センターの人員が異なる地域、どうしてそうなってるのか、そしてどういう基準でそういうような人員配置にしているのかお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

センターの人員が異なる地域について、お答えをいたします。

今言われましたセンター人員が変わっているというのが、宇和地域づくり活動センターになりまして、理由としましては対象地域の人口が非常に多いということが理由となりまして、センター主事が2名ということで、センター職員がほかの地域は3名ですけれども、4名体制で現在行っているということでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

行政業務の実績を見ますと正直言って、宇和地区は本当に100件行ってるところが田の筋だけなんですよね。105件年間で、この実績とりますと1年間で。そしてほかのところはみんな100件いてないですね。そういうところへ結局、行政事務が多くなると思うんだけど、多くなってないところへ何でそんなに人員を1名増やさなきゃ駄目なのか。それよりも端々の、非常に疲弊するまちづくりが宇和中心型のまちづくりを、だいたい人口の多いところへやはりするのは当たり前なんですけども、やはりそういう手薄なところへ、活動しやすいような人員配置も考えていただきたいなという問題点を抱えていると思います。

そこで、問題点をどのように取りまとめて先ほどから質問してる中にいろんな問題点が出ております。その問題点を考えて検証して、改革計画は考えておられますか。

そして、3年目にはセンターの検証をするというようなことになってることで、検証が始まってると思いますけれども、その辺り今後の計画とか、そしてどのように問題点を捉えてるのかその辺りをお尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

検証・改革についてのお答えをいたします。

地域づくり活動センターは、市民の多様なニーズに沿ったまちづくりや地域の主体的な地域づくりをより一層推進し、市民と行政が協働する場となるよう、令和4年度に地域づくり活動センター推進計画を策定いたしまして、運営を開始しております。

本計画は、令和7年度に見直しを行うこととしておりまして、昨年度から地域づくり活動センター推進計画審議会を設置しまして現在検討を進めているところです。審議会の答申を踏まえ、引き続きセンター運営について検証を行い、必要に応じて改革も進めていく予定としております。

センター移行から3年目を迎えておりますが、

各種証明書の発行や公金収納など、まだまだセンターでできる行政手続を知らないという声もございますので、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

私、問題点というのは先ほどから述べておりますけれども、例えばこの実績によりますと下泊なかなかなかなか人が集まらなかったでしょ。行政事務がゼロになってるんですよ。やっとな、今年の4月から人員が配置できたというようになっております。

そういう問題、人の問題、それから、センターの配置の問題、そして、一番最初に雲南市へ行って、そして視察した中で、住民主体のまちづくりの一番起点にするというような形の視察研修がありまして私も行きました。行った中で、非常に私はこれから大変な時期だと思うんですが、財政危機脱却プランというのが、この間も進められておられますけれども、財源について、このセンターの自主財源として各世帯より負担金を徴収してるわけです、雲南市は。そういう報告書がここにあります。そういう形の中で、ずっと地域職員が勤めておられるところで加算してから出せるようなシステムをつくるのか、そしてふるさと納税を3割と6割に入ってくるようなシステムをやっております。やっておりますけれども、自らが自らのセンターであるという形をつくり上げるためには、やはり自主財源的なやはり世帯からやるとか。そしてセンターへ直接寄附はできないわけです、今のところ。それで、ふるさと納税的な財源を考える。そして、一生懸命それをやっていく。

それよりもどうなんですかね、私なんかは問題点検証しても、行政のほうへ目的つきの寄附はできるわけですよ。それを目的つきの寄附は、そのセンターへおろすことはできないんでしょうかね。そういう案も考えたりやはり最終的には、センターも財源的にはやりにくくなってる。何をやるにしても、そして、地域づくり団体と一緒に交付金をおとして手上げだとか基礎型とか、そういうことでおろして、そこへは寄附とかできるわ

けですね。我々議員はちょっとできませんけど。名目では。だからそういう形のものも、財源的にもっと自由度が図れるような財源が地域のセンターでつくれるような案も考えていただきたいなど。やはり、西予市がいろんな形で行政、財源難しくなっておりますけども、センターのほうにもある程度はそのような形で、自分がお金を出してたら、自分のセンターで自分が物を言えるというようなシステムで、今のセンターだったら、前の公民館の中に行政業務が入って基礎型とか手上げ式と合体したような形でまちづくりがされてるような形になっておりますんで、もう少し住民が、市民が、自分のセンター、自分がつくり上げるセンター、そのような意識づけをしっかりといただけるような施策を、また検証していただきたいなとこういうように考えております。それにつきましては、またしっかりと審議会でやっていただきたいと思っております。

続いて、広報「せいよ」についておくやみコーナーの廃止の理由についてと再掲載の計画がないかということをお尋ねいたします。

広報3月号に4月から広報「せいよ」が変わりますということがうたっております、4月から変わった中でなぜ変わるかということをやっております。それは予算削減と費用対効果の検証、活用が広がる電子化への備え、市公式LINEにお友達登録をと。いろんなページの削減の中にはいろんな固定ページとか、相談コーナーとか、文芸コーナーとか、そういうことが掲載されておりますが、お誕生日とおくやみコーナーの終了。

これについては、特に市民のほうから、何で廃止したのかと言われるんで、私は愛媛新聞なんかもそうなんですけども、個人情報があつて、廃止したんでしょうという形で答えてたんですけども、行政からの4月から広報「せいよ」が変わりますの中には、今言った3点なんです。財源については、なかなか大変だから分らんことではないです。

ただし電子化の問題につきましては、ホームページにもこのおくやみコーナーってのは載ってないんですね。それで市公式LINEに、例えば東京に広報「せいよ」を取っている人から、あれなくなったのどうして。田舎でやってるところが、これこれ、あれ楽しみにして、この人が亡くな

ったんかと思って見さしていただいているという方も残念がっておられました。そういうこともあって、また一番下におくやみコーナーほかの市町村、上島町とか内子町とかだけでやっていると、市はやってるところはないというような形になってますけども、ほかのほとんど市は合併したときにね、市と町が合併したんですよ。ほとんどが、だから、市のやり方でほとんど全部吸収されてるから、そういうなってるんです。西予市の場合は、5つの町が合併してるんですよ。今もって西予市は一つ言ったって、なかなかいろんな問題があるじゃないですか。

その中で、西予市の一つの意識になるためにも、これはやっぱり復活してほしいなという気持ちがありますのでお尋ねしますが、まず、廃止の理由について改めてお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

広報「せいよ」のおくやみコーナーの廃止の理由について、お答えをいたします。

令和7年広報「せいよ」3月号で今ほどもありましたとおり、お知らせをいたしました。令和7年5月号から広報紙のページ数を8ページ削減いたしまして、掲載内容を変更しておりますが、その一環として、広報「せいよ」のおくやみコーナーを廃止しております。

廃止の理由でございますが、広報「せいよ」おくやみコーナーへの掲載は御遺族に掲載の適否を確認した上で、亡くなられた方の氏名、年齢、地区を掲載しておりました。昨今、様々な場面において個人情報保護意識の高まりが見受けられ、プライバシーに関する情報はより慎重に適切な取扱いが必要であると考えております。

現在、西予市では公式LINEの登録を推奨しており、限られた予算と人員の中でLINEでの情報発信の充実を図りたいと考えております。先ほども申しましたとおり、個人情報保護の観点から、既にホームページや公式LINEなどを電子媒体での配信の際には、おくやみコーナーは削除した上で配信をしておりました。今後ますます加速する情報の電子化に向けては、紙媒体と電子媒体は統一した内容とすべきであると考えておりま

す。

また広報紙において、取組可能な経費削減方法を検討しましたが、市からの重要な情報を市民の皆様確実に届けるためには、現在行っている紙媒体での全戸配布については経営継続する方針としております。そのため、広報紙でお知らせする情報を精査し、ページ数を削減し、印刷費用の削減を図ることとしまして、限られた紙面の中で、掲載すべき情報と廃止していく情報を精査した結果、おくやみコーナー等の掲載は終了することといたしました。

なお、おくやみコーナーにつきましては、今回改めて確認したところ、県内で掲載している市町は上島町、内子町、松野町、鬼北町、愛南町の5町となっております。残りの15市町は掲載していないとのことです。

以上のことを総合的に判断しまして、今回おくやみコーナーを廃止させていただきましたが、広報「せいよ」がこれからも市民にとって最も身近で役立つ、市民が主役の広報紙であるよう努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたらと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

ページの削減についてお尋ねしますが、財源的には、例えばページ数、1ページ削除するのに何ページか削除しなければならないというような問題もありませんけれども、1ページ削除すると考えたときには、どれぐらいの財源が削減されるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

削減額についてお答えをいたします。

ちょっと1ページでどれくらいということが、なかなか出しにくいんですが、見開きということがございますので、現在8ページを削減した結果の額を答弁させていただきますが、6年度と7年度でおよそ年間50万円の削減ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

見開きでやると4ページになるんじゃないですか。4ページで今言った金額なんじゃないですか。8ページじゃなしに、そこのところ確認させてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今、お答えしました8ページですけれども、片面ずつのページ数でお答えをさせていただきましたので、見開きにすると今言われた4ページということになるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

契約額で50万ぐらい減ると。もちろん紙代とか物価も上がってますんでもっと高くなるとは思いますが、財源的な形の中から、やはり攻めるとなると、非常に財源、財源っていう形に全部攻めると本当に窮屈になっていくんですよ。市民のほうかそういうことで、個人情報の中で、やっていただくという形で、1年間で今まで記載をしてなかったパーセンテージがわかりますか。

例えば、死亡するときに出して、愛媛新聞はもうほとんど出さなくなってきた。その辺りの問題も含めて、どれぐらいの方が、年度別に広報「せいよ」に載せませんとおっしゃる方があったのか、お尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

おくやみコーナーへ掲載される割合として答弁をさせていただきたいと思えます。

御遺族の方に掲載するかどうか確認させていただきながら、掲載をさせていただきましたが、この掲載する割合についてですけれども、令和元年

度が81.7%、2年度が76.7%、3年度が78.2%、4年度が75.3%、5年度が72.3%、そして令和6年度が70.9%というふうになってございます。

このように、掲載の割合が年々減少しているという傾向にございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18 番酒井宇之吉議員

隣の人が死んだのに、半年頃になって分かったというような、向こう三軒両隣が人情的にコミュニケーションが希薄になるような社会になりつつありますので、このあたりも私は大切だなと思ってます。

そして、もう一つあるのは、令和元年度で81.7%で、令和6年度で70.9%でございますので6年間に元年度は10人に2人が載せないでくれと。令和6年になってからは、10人に3人が載せないでくれというような実績になってるということなんですけども、これを見ますとね、最近コロナから後になりまして、非常に亡くなられた方が家族葬もあって、葬式の様式が変わってます。後ほど話すと思えますけど、意外と喪主の方が市外の方が多くなってるんです。この6年間で。もうよその市外の方が喪主になってるんですよ。その辺りの葬式の形態、葬儀の形態についても、非常に変わってることも考えなければいけないと思えます。

そこで再度お尋ねしますが、コロナ後の葬儀様式も変化して、知人の死亡も知らない場合が多いと聞くことがあります。高齢化社会が生じる情報は取得しがたく、またコミュニケーションのそれによってコミュニケーションやそういうものが生じるように感じます。これから、いろんなテクニックあると思いますけど財源の問題もありましようけども、3カ月に一遍出すとか、そういうことも考えると、そういうものも考えていただきたいんですが、再掲載の計画は考えておられますかお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

再掲載についてお答えをさせていただきます。

今ほどありましたようにコロナ後の葬儀様式の変化につきましては、全国的に三密を避けるため葬儀の主流は小人数であります家族葬に推移していると言われておりまして、本市においても同様の傾向があると感じているところです。

先ほども申しましたとおり、広報「せいよ」のおくやみコーナーに氏名を掲載するためには、御遺族の掲載の可否を確認してはいましたが、令和6年度は5年前と比較しまして、可とされる方が10%以上を減少しているということで、この傾向は葬儀の在り方の変化にもよると考えております。そして、今後も増加をしていくものと考えております。このように掲載を希望しない方も増えており、広報紙に亡くなった方全ての情報を掲載することはそもそも困難ではありますが、掲載が漏れているのではないかと、なぜ掲載しないのかなど、御遺族の意向に反したお問合せがあるのも事実でございます。

このような状況から、今後の時代の変化も踏まえ、おくやみコーナーを再度掲載する予定はございません。どうか御理解くださいますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

○18番酒井宇之吉議員

私に掲載してほしいと言ってきた方が何人もおられますので、その方に対しては、今日の質問で大体御理解いただいたとは思いますが、私も正直言って、冠婚葬祭の中で葬儀ってのが地域によって全部違うんですね。特に違うんですよ。そして、東京なんかはこの間も、同級生が亡くなくても、亡くなってから2週間たってからしか葬儀できないんですね。火葬場の順番が回ってこないということで、そういう葬式の形態のところもあれば、またいろんな地域地域によって葬儀の形態は違うと思います。非常に家族葬がもうコロナ禍後、本当にたくさん出てきてまして、そして私らが知らない方が、非常にぽつっと死んでるのが情報が入ってきます。そして、広報のおくやみ欄を見て、城川町に旧の議会、城川町の議員だった人が亡くなっていることが出ておりまして、あの

方とは仲良しで、どこそこへ研修旅行に行ったかなというような形を思い出しながら見させていただいておりました。

そういうことも含めまして人間の日々、人が住んでる中でお互いの情を交わすとか、そういうものの大事さっていうものをやはり求めていかないと、社会ってというのは無味乾燥的なものに、だんだんだんだんデジタルになるに従って、なっていくんじゃないかというような危惧をしている昨今です。ですから私のように古い人間といいますか、アナログが強い人間はそのような考え方を持っておりますので、その辺りも含めまして、チャンスがあればまた御一考願いたいと思います。本来はここで市長どうですかと聞くところでございますけれども、今日は遠慮させていただきます。これにて一般質問を私終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。(休憩 午前10時 57分)

○宇都宮議長

再開いたします。(再開 午前11時 15分)

次に、3番山下昌和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

議員番号3番山下昌和です。

ただいま議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を始めさせていただきたいと思いません。私が一般質問の席に立つのは今回が2回目になります。一番最初は、昨年9月の第3回の定例議会でありました。そのとき6項目ほど質問させていただきましたが、その内容全てが三瓶町にかかわることでありました。今回は視点を変えまして、また新たに一般質問させていただきたいと思えますので、どうかよろしく願いをいたします。

それではまず、質問番号1中学校の部活動についてであります。先ほど山本議員からの質問の中で、公立中学校の部活動についてがありました。その内容及び谷川教育長の答弁が私の質問と重複する点多々ありますので、その部分については、できるだけ割愛をして質問させていただきたいと思えますのでどうかよろしく願いをいたします。

それでは質問項目(1)西予市内中学校の部活

動の現状について、①市内中学校の部活動の種類及び合同で部活動を行っている部についてであります。

国が示している休日の学校部活動を段階的に地域に移行する問題に対しまして、まず、市内中学校の部活動の現状を質問させていただきます。

現在、西予市内の中学校は5校ありますが、生徒数の減少に伴い、一つの中学校単位での部活動は、種目によっては難しくなっているのではないかと思われまます。

まず、令和6年度の部活動の状況の説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

令和6年度の市内中学校の生徒数、部活動の状況について、お答えをさせていただきます。

令和6年5月1日現在の状況でお答えをさせていただきます。

市内中学校の生徒数は、男子415名、女子375名、計790名となっております。陸上競技部、水泳部など、男女一緒に活動している部活動につきましては、1つの部活動として集計をしておりますが、運動部につきましては、市内に31の部活動がございます。そのうち合同部活動を行っているのは軟式野球、女子バスケットボール、女子バレーボールでございます。軟式野球につきましては三瓶中、野村中、城川中の3校の合同チームが1つ、女子バスケットボールにつきましては、三瓶中、宇和中の合同チームが1つ、女子バレーボールにつきましては明浜中、野村中の合同チームが1つございます。文化部につきましては、市内に9の部活動がありますが、合同部活動は行っておりません。部員数については、令和5年度に比べ運動部は16人の減少、文化部は1人の減少で、全体では17人の減少となっております。

令和7年5月1日の現状についても申し上げますが、部活動数につきましては令和6年度と変わりありませんが、合同部活動につきましては、軟式野球につきましては、三瓶中と宇和中の合同と野村中と城川中の合同の2つ、女子バスケットボールにつきましては三瓶中、宇和中、野村中の3校の合同チームが一つある状況でございます。部

員数につきましては、全体で令和6年度より53人減少となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

議長山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございます。

それでは、ただいまの答弁の中で2点再質問をさせていただきますと思います。

まず一つは、合同練習を行っている軟式野球部で、令和6年度の編成は三瓶中、野村中、城川中と宇和中単独でありましたが、令和7年度には三瓶中、宇和中、そして野村中と城川中に変わったのは何か理由があるのでしょうか。いただいた資料によりますと、部員数だけの問題ではないように思いましたので、質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

軟式野球チームのチーム編成について、お答えをさせていただきます。

まず合同部活動につきましては、総合体育大会が終了し、新チームで活動を開始するまでは、試合参加必要人数を満たしていても合同チームのまま活動することが可能です。ただし、新チーム開始時に、試合参加必要人数を満たしている場合は、合同チームを解消する必要がございます。

令和5年度の新人体育大会の時点で、三瓶中、野村中、城川中が合同部活動を行っておりました。そのため令和6年度の総合体育大会時には、そのまま3つの学校で合同チームを組み、出場したと聞いております。

新チームに移行する際、合同部活動をしていなかった宇和中の部員数が、試合参加必要最低人数となり、逆に3つの合同部活動のほうは部員数がかなり多い状態となっております。その点と、輸送面のことを考え、西地区で2つの学校で1チーム、東地区で2つの学校で1チームとなったと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございます。

やはり部員の数もさることながら、距離的な問題があるのではないかと認識をいたしました。

それでは2点目は、合同練習になると地理的な条件に絡む送迎の問題、指導者、ユニフォーム等いろいろな高いハードルがあったように思います。これまで行ってきた合同練習の状況はいかがであったでしょうか。このことにつきましては、先ほど山本議員の質問で部活動の地域展開に対するの答弁の中にも、今後の問題点として触れられておりますけれども、よろしく御答弁のほうをお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

合同練習になるとどのような課題があるかということについてお答えをさせていただきます。

御質問にありましたとおり、やはり送迎に関わる課題が一番にあがります。

例えば、2つの学校の合同部活動の際には、グラウンドの使用状況を確認しながら、どちらかの学校での活動に大きく偏らないよう、活動場所を調整するなどの工夫をしているところでございます。しかし、平日の部員の輸送は難しく、活動としては、基本的に週1日の休日の活動となっております。そのため、合同部活動とはいえ、1週間で考えますと、ほとんど各学校での活動となってしまう、チームとしての戦術や連携プレーなど、浸透しにくいという課題もあるようです。

ユニフォームに関しましては、合同部活動であれば、どちらの学校のユニフォームを誰が着用してもよいという規定となっておりますので、新たな購入など負担にはなっていないことを聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございました。

合同練習についてですけども、私も中学校時代

から現在に至るまで、軟式野球をずっとやっております。今、谷川部長が言われたように、合同練習になると、非常に練習時間が少ないということになりますと、チームでレベルアップをしていく、このことについては非常に問題があるのかなと認識をいたしました。

それでは続きまして、②生徒数の減少による募集停止や廃部の可能性についてお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

生徒数の減少による募集停止や廃部の可能性について、お答えをさせていただきます。

現在、生徒数の減少を理由とした募集停止となっている部活動はございません。しかし、部員数が2年連続ゼロで、現在は休部中という部活動が1つございます。また、先ほど答弁いたしましたように、部員数の減少により運動部において合同で活動せざるを得ない状況の学校もございます。部活動の廃部については、各学校において必要に応じて手続きを行っていくものです。

これまでに廃部に至った経緯を説明いたしますと、該当部活動の近年の部員数、今後の生徒数の見込みや、それに伴う教職員数の減少なども鑑みて、早い段階から検討していたものと承知をしております。そのため、運動部の団体協議を中心に、今後継続的に部員数の確保が難しくなる場合は、廃部について検討しなくてはならない状況となる可能性もございます。

ただ、部活動の地域展開の推進状況によりましては、これまでどおりの手続きとは異なっていく場合もあるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございます。

一例として、廃部に至った経緯を説明していただきましたが、特に団体競技の部活動は、部員数の状況で存続が判断されると思います。

今の答弁にもありましたように、学校部活動が

今後、地域部活動へと展開していく流れの中で、現在ある部の存続を1つの学校の中だけで判断するのではなく、西予市の5つの中学校、教育委員会、そして地域を含めた環境の中で、考えていく問題であると思いますので、改めて市のお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

現在ある部の存続をどのように考えていくかということにお答えをさせていただきます。

山下議員御指摘のとおり、これまで、各中学校において、先を見据えて部活動の存続や廃止について、検討をしていただいております。その趣旨としましては、学校部活動が各中学校の生徒数や職員数、地域の実情に大きく関係するものであったからと承知しております。

今後、部活動の地域展開が推進される中では、1つの学校の中で判断するだけでなく、西予市全体の今後のことを考えた上での検討が必要になってくると考えております。

そのことを含め協議会において、部活動の地域展開をいつ、どのように推進していくのかを具体的に協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございました。

部活動の地域展開を推進していく過程におきましては、複雑な課題があると思いますが、部員数確保の観点からすると、この地域展開にはメリットがあるように思います。協議会において、今御審議をよろしく願いをいたします。

それでは、③市のとらえる教科学習とは異なる部活動の意義とは、また、市が実施している全員の部活動性の問題についてはどう考えるかにつきましては、先ほど山本議員の質問、そして、答弁と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

それでは、(2)学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、①文部科学省が策定した部活動ガイドラインの令和5年度から令和7年度ま

での改革推進期間、令和8年度から6年間の改革実行期間について、その内容の説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

国が策定した部活動ガイドラインについて、お答えをさせていただきます。

令和4年12月に国が策定したガイドラインには、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけて、地域の実情等に応じて、可能な限り早期の実現を目指すことが示されました。改革推進期間の間に、全国的に休日の学校部活動の地域展開が着実に進み、様々な先行事例が上がっております。それを受けまして、令和7年5月の地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめには、令和8年度から13年度までの改革実行期間が示され、前期の3年間の間に、確実に休日の地域展開等に着手し、できるところから地域クラブ活動の実施を進める必要があることが記載されております。

また、平日の地域展開につきましては、前期において、活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、さらなる改革を推進することが示されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員

○3番山下昌和議員

ありがとうございました。

休日における学校活動から地域部活動への移行が、実質令和13年度までに改革実行するようにとのことですけれども、西予市の置かれた地域性及び現状からすると非常に厳しいタイムスケジュールではないかと思っております。令和8年度からの改革実行期間に移行するまでの最終年度に当たる今年度が大変重要な期間であると思っておりますので、私たちもできる限りの協力をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたしま

す。

また、今回、国が推進している部活動改革には、喫緊の課題として、公立学校職員の働き方改革も含まれているものと思われます。特に、部活動に携わる教員の献身的な勤務や長時間労働、そしていまだに 1966 年当時の教員の平均超過勤務時間を算定基準としている給特法の賃金体系などを今後改革しなければならない事項が見えてきます。そのような中、西予市として、学校の働き方改革をどのようにとらえているかをお聞きいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

谷川教育部長。

○谷川教育部長

学校の教職員の学校職員の働き方改革について、お答えをさせていただきます。

国は令和 2 年 9 月の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の中で、これまでの活動は教師による献身的な勤務のもとで成り立ってきたが、休日を含め長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じるため、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要であると示しております。

本市も同様の考えであり、教職員の働き方の向上だけ、子どもたちの望ましい環境だけの改革ではなく、その両輪がうまく回っていくよう検討を進めてまいりたいと考えております。また、先ほど国の指針の中には、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることのほかに、部活動の指導を希望する教師は、引き続き指導を行うことができる仕組みを構築することなどの記述もございます。それぞれの教職員に合った働き方ができるような環境を整備することも働き方改革の一環であると考えておりますので、教職員がそれぞれの専門分野で力を十分に発揮できるような体制づくりにも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3 番山下昌和議員

ありがとうございました。

部活動に携わっている教員の方々の献身的な御苦勞ですね、これはもう私も十分経験しておりますので、今後とも教員に対しての、適切な体制づくりをお願いしたらと思います。

それでは、②西予市における学校部活動から地域部活動への移行に関する問題点についても先ほど山本議員の質問、そして、答弁と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

以上、中学校の部活動の地域移行に関する質問でしたが、先般 6 月 6 日の愛媛新聞の社説にも、同様の題目で掲載されておりました。それによりますと、住んでいる場所によって格差が生じないか、地域によって受皿となりうるスポーツクラブやカルチャースクールが十分に整備されていないため、子どもの選択肢が限られるのではないかなど様々な課題を指摘されておりました。また、急激な少子化が進む中、生徒が継続的にスポーツや文化芸能活動に親しむ機会を確保することが主な目的である部活動改革でもあります。避けては通れない道で困難な改革ではありますが、中学校の部活動改革にとどまらず、高校への進学、そして、生涯教育にも関連する事案であると思いますので、愛媛県の取組方針のできるのところから、できるものからの考え方で、今後とも推進をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

先般、厚生労働省が公表した昨年 2024 年、国内で生まれた子どもの数が 1899 年の統計開始以降、初めて 70 万人を割り込み 2023 年と比較しても 4 万人以上が減少し、全都道府県全てで、減少したという報道がありました。

また、女性 1 人が、生涯に産む子どもの推定人数、合計特殊出生率は全国で 1.15。愛媛 1.28 に比べて、西予市は 1.59 と上回っておりますけれども、これも近年減少傾向にあります。

このような中で、番号 2 子ども・子育て支援事業についてお伺いをいたします。

(1) 市内保育施設の現状について、①西予市の出生数の推移と待機児童の数の変遷について、平成 16 年に西予市が誕生してから、今年 4 月までに約 1 万 4000 人も人口が減少し、将来、出生数の減少も予測される中、その推移と全国的に問題となっていた待機児童数の西予市での変遷はどうなっているかをお聞きをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

出生数の推移と待機児童の変化について、変遷についてお答えいたします。

まず、出生数の推移についてですが、今から10年前の平成27年は217人でした。その後、5年間は年によって、増減はあるものの200人前後で推移しており、令和元年は192人でした。令和2年から急激な減少を迎えまして163人となり、以降、徐々に減り続け令和6年は市全体で120人という状況です。

次に、待機児童についてお答えいたします。

西予市では、例年11月に翌年の4月1日から6月30日までの保育所等への入所児童を募集しております。その後、申込みを受けまして、入所定員を超える施設がある場合においては、定員を超えない範囲で、全ての児童が施設に入所できるよう、入所調整を行っております。そのため、令和7年度入所においては、入所申込みのあった児童は4月1日時点では、全て入所できておりまして、待機児童はゼロとなっております。また、令和7年度を含めました過去5年間においても、待機児童はゼロとなっております。国が定める待機児童とは、入所申込みが提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童となります。入所していない児童でも、待機児童に当たらないのは、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望され、保護者の私的な理由によって待機している場合を含まないと定義されております。この定義に基づく令和6年度年度途中からの入所希望においては、待機児童はゼロとなります。また、令和7年度7月以降の入所申込みにおいては、6月10日時点で待機児童は1人となっております。

なお、待機児童とはカウントしないが、保護者の私的な理由により待機している児童を保留児童と呼んでおりますが、特定の保育所への入所を希望しているため、待機となっている保留児童は令和6年度10月1日調査時点で17人いらっしゃいました。今年度7月以降の申込みにおいては6月10日時点で保留児童は2人いらっしゃいます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございました。

ただいまの答弁の中で、令和7年度を含めた過去5年間において、待機児童はゼロであったとありましたが、年度途中に発生している0歳児から2歳児の待機児童の状況はどうでしょうか。

少し古い資料ですが、令和2年に作成された西予市公立保育所の在り方に関する方針の中にも、乳児期の早い段階での入所希望と、保育士の配置比率が高い乳児を保育するための保育士不足の長期的な視点で、根本的かつ効果的な対策を検討する必要があるとありますので現在の状況の説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

年度途中に発生している0歳から2歳児の待機児童の状況について、御答弁させていただきます。

先ほど申し上げました方が該当いたしまして、令和7年度の7月以降の待機児童1名の方が、0歳から2歳児に該当されております。また、保留児童2名の方も0歳の方と伺っております。

また、保育士確保の対策についてということでお聞きになりましたのでお答えさせていただきます。

現在、保育士を募集してもなかなか応募がない状況となっており、保育士の確保には苦慮しているところでございます。保育士の確保に向けた対策といたしましては、中高生の職場体験の受入れや、県内の短大、大学などの保育実習生、西予市出身の方が主になりますが、保育実習生の受入れなどを積極的に行うなど、体験等を通じ、将来保育士を目指し、西予市で働いてもらえるよう、人材確保に努めております。

また、市が人口減少対策として、昨年度から実施している市内の中学生を対象とした合同企業説明会が、今年も6月4日に宇和中学校で開催され、市内5校の中学生約250名が参加されました。そこに西予総合福祉会が参加していただき、保育士の魅力を伝えていただいたところです。中学生と

いう将来を少し意識できる段階で、様々な職業を身近に感じてもらうことは、とても意義があると考えます。

今後こうした活動を継続して実施し、官民が一体となって、保育士確保に努めてまいりたいと考えております。また、全国的に保育士が足りないと言われ続けておりますが、仕事内容や責任感の重さ、仕事内容に対する対価や労働環境などに対する不満によるものとされております。

西予市では、保育体制強化事業補助金交付要綱を令和5年に施行し、働きやすい職場環境の整備に活用いただいているところです。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございました。

待機児童に関してですけれども、年度途中に発生する待機児童に対しての保育士の確保は、保育施設にとっても悩ましい問題であると思いますが、子育て家庭におきましては、切実な問題であろうかと思っております。今後ともその対策、検討をよろしく願いをいたします。

次に、②西予市内公立私立の保育施設の内訳と、児童数及び定員に満たない施設数についてであります。

西予市では、保育施設の民営化を積極的に推進してきましたが、現在の公立、私立の保育園数とその児童数はどうなっているのかをお尋ねをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

現在の公立、私立の保育施設数と児童数について、お答えいたします。

令和7年4月1日現在の公立の保育施設は、認可保育所1カ所、認定こども園3カ所、地域型保育施設1カ所の合計5カ所です。私立の保育施設は、認可保育所6カ所、認定こども園5カ所、地域型保育施設1カ所、幼稚園1カ所の合計13カ所です。これらの施設を利用する市内児童は、公立の保育所は、認可保育所1カ所に42人、認定

こども園3カ所に164人、地域型保育施設1カ所に7人の合計213人です。私立の保育施設は、認可保育所6カ所に283人、認定こども園5カ所に242人、地域型保育施設1カ所に5人、幼稚園1カ所に22人の合計552人です。私立、公立合わせて765人の児童が施設を利用しています。

なお、私立、公立合わせて18の保育施設のうち、令和7年4月1日時点で定員に満たない施設は17施設となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございました。

公立私立合わせて18の保育施設の中で、17の施設が定員に満たないとありました。定員を満たすことは現在の児童数及び出生数を見ると不可能であると思えますし、保育所によれば、定員を減らして対応しているところも見受けられます。児童数イコール収入に結びつく経営体系ですので、保育施設の運営は非常に厳しい状況であると思われる。また一方で、複数の保育施設でお話を聞きますと、西予市が行っている保育事業に対して、この支援に感謝の言葉を聞くことができました。

そこで、現在西予市が行っている支援事業の内容と、今後新たな取組への計画がありましたら、お伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

保育所への支援事業について、お答えいたします。

民間保育施設は、国の制度によるきめ細やかな補助制度が充実しており、それらを活用して支援を行っています。その1つに、先ほども御紹介いたしました保育体制強化事業補助金があります。西予市では、令和5年度から取り組んでいる事業で、保育士の負担を軽減し、保育の質を向上させるための取組です。

具体的には、地域住民や子育て経験者などの多様な人材を保育支援者として雇用し、保育士の業務をサポートします。例えば、保育設備の消毒・

清掃、給食の配膳・片付け、園外活動時の見守りなどを行うことで、保育士が子どもたちと向き合う時間を増やすことができます。補助額としては、人件費1カ月10万円掛ける1年分120万円を上限として、令和5年度実績は、申請のあった5つの施設で492万8000円、令和6年度は6施設で650万9000円を補助しております。引き続き、令和7年度についても、必要とされる保育所への支援を行ってまいります。

また、市独自の取組として、地方創生臨時交付金を活用し、各施設に保育所等賄い材料費購入支援事業を行いました。令和5年度は、園児1人当たり月800円掛ける人数分で、596万1600円を補助し、令和6年度は、園児1人当たり700円掛ける人数分の509万8800円を各園に補助しております。

さらに、令和6年度は、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業として、光熱水費高騰に対する支援を各保育施設の定員規模に応じて、合計121万8000円の補助金を交付しております。

現在、新たな取組事業はございませんが、今後とも国の動向を注視し、活用できる補助メニューがあれば活用し、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございました。

保育、子育て支援につきましては、今後とも非常に重要な施策になると思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、③少子化に伴う保育施設の今後の在り方について、人口減少に伴い、出生数の増加は見込めない現状の中で、今後、公立、私立の保育園施設の再編という問題が起きてくるのではないかと危惧をいたしております。特に、民営化への移行が進んでいる西予市においては、民間事業者への積極的な介入は、非常に難しいと思っておりますが、人口減少地域における持続可能な保育機能の確保は、大変重要であります。状況に応じて合併あるいは、事業譲渡等が進められる環境の整備が、市としても、必要ではないかと考えますが、今後の

公立、私立の保育園施設の再編について、市のお考えをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

先ほど申し上げましたとおり、現在、公立保育施設が5カ所、民間保育施設が13カ所あり、令和7年4月1日の入所者数は765人、定員に満たない施設は、18の保育施設のうち17施設となっております。

公立保育所につきましては、保育サービスの維持向上と効率的な保育行政の運営という課題に対応するため、「西予市公立保育所（園）のあり方に関する方針」を定めております。指針につきましては、保護者や地域から統廃合、民営化の要望やその必要性が出てきた場合で、これに関して、地域の理解や関係当事者間の合意形成が整った後の基本的な考え方やその手法を示したものとなっております。施設の認定こども園化や民営化を進めてきたところです。

民間施設につきましても、出生数が減少し就学前児童数、入所者数が減少する中で、安定的な運営が困難になる施設や統廃合が必要となる施設が生じる可能性があります。施設運営に対して、行政主導で統廃合などを推し進めることはできないと考えます。

しかしながら、令和6年12月にこども家庭庁が公表した「保育政策の新たな方向性」の中で、人口減少地域において、質の高い保育の提供を前提に、保育機能の確保・強化を進めていくために、市町村が中心となり、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要とされており、市といたしましても、持続可能な保育提供を確保できるよう、保育園や幼稚園を運営する関係機関と連携、協力してまいります。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございました。

現在実例として、公立保育園を民間業者へ移行

した際に、保育園園舎を新築したために、10 年間は保育施設以外の利用ができず、来年度の入園者がゼロであるため、非常に厳しい経営状況にある施設が実際にあります。出生数の減少が続く限り、この問題は必ずや発生するであろうと思いますので、十分今後十分なる検討をお願いいたします。

それでは最後の質問になります。

(2) 児童館事業について、①0 歳から 18 歳まで幅広い子どもの遊び場、居場所機能や放課後児童の育成指導の場である児童館及び移動児童館の利用状況はどうであるかをお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

児童館及び移動児童館の利用状況について、お答えいたします。

児童館は、児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の一つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設と定義されており、令和 7 年 4 月 1 日現在、市内には宇和児童館と野村児童館の公立施設が 2 施設、民間施設の三瓶町にあるコスモス館が 1 施設、合計 3 施設があります。各施設の年間来館者延べ人数は、令和 6 年度実績で宇和児童館が 1 万 6946 人、野村児童館が 9,761 人、コスモス館が 1 万 1348 人となっております。

また、ふだん児童館に行けない子どもたちにも、児童館の楽しさを体験してもらうことを目的として、児童館の施設の遊具などを車で運び、児童館がない地域に伺い、子どもたちが自由に遊べる場を提供する移動児童館を城川地区で実施しています。令和 6 年度実績では、開催回数は 10 回、延べ利用者は 34 人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3 番山下昌和議員

ありがとうございました。

児童館に求められる機能、役割としては先ほども述べましたが、子どもの遊び環境や体験の機会の提供、小学生より中高校生の放課後の居場所機

能、異なる年齢の子ども同士の交流、地域住民や地域組織との交流や連携など多岐にわたって行われていると思います。

事前に通告をさせていただきました、今後市として児童館での取組が必要である事項があればお聞きをいたします。また、児童館事業に対して、補助金の支援を行っていると思いますけれども、その推移と考え方をあわせてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

ただいまの御質問にお答えいたします。

児童館は 18 歳未満の全ての子どもを対象として、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的とする施設です。子どもの居場所としてのさらなる機能強化が期待され、令和 7 年 4 月 1 日から、児童館ガイドラインが改正されております。地域や学校及び関係機関等とのネットワークを活用し、適切な機関や居場所等につながるなどの支援を求められております。

西予市では、今年度こども家庭センターで設置を進めております不登校支援として、教育支援教室(どこまな)を宇和児童館の中に、令和 7 年 9 月を本稼働として開設する予定としております。これによりまして、不登校の児童・生徒さんの第 3 の居場所を提供するとともに、児童館の活動や地域行事に参加する機会を提供することで、多様な社会的活動に参加・参画できるように支援していきたいと考えております。今後も、子どもが安全に安心して過ごせる居場所となるよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、児童館事業に対する補助金の推移と考え方について、お答えさせていただきます。

民間が運営する児童館に対しましては、現在、児童の健全育成を推進するため、民間児童館事業に要する経費に対しまして、西予市民間児童館事業補助金を交付しております。過去には、愛媛県が実施する愛媛県民間児童厚生施設活動事業費補助金がありましたが、平成 24 年度をもって廃止となったため、現在は市の単独補助として、継続した活動支援を行っております。

市補助金の実績は、28 年度は 621 万 6000 円、

29年度から令和3年度には580万2000円、令和4年度は551万2000円、令和5年度が528万6000円、令和6年度は497万5000円となっております。令和7年度は令和6年度と同額としております。

本補助金の交付におきましては、交付要綱に基づき予算の範囲内で補助基準額を定め、補助金を交付しているところですが、昨今の厳しい財政状況の中、今後補助金額の引下げ等、補助要綱の見直しを行う可能性は否めません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山下昌和議員。

○3番山下昌和議員

ありがとうございました。

ただいまの答弁の中で非常に財政的に厳しい状況であるという中で、やはりこの児童館に対しての補助金が徐々に少なくなっていること、このことについてはですね、この児童館については、非常に子どもの今後の生育とかですね、0歳から18歳まで幅広い年齢層の方々の、一つはやっぱり教育施設っていう感覚も否めないであろうと思いますので、今後ともですね市の児童館に対する補助のところは十分にお考えをいただきたいと思います。

それでは、以上で私の質問は終わりますが、今回の中学校の部活動について、そして、子ども・子育て支援事業につきましては、いずれも将来西予市を担うであろう子どもたちに対しての課題であると思います。財政難脱却への過渡期ではありますが、削減すべき項目、あるいは削減すべきではない項目、多々ある中で、私は子ども・子育て支援、学校教育に関する予算は間違いなく減らすべきではないと考えます。

今後、市としての賢明なる判断を期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○宇都宮議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月17日は午前9時より引き続き一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後0時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 まつもと みき

同 議員 大森 揚子

第 3 日

6月17日（火曜日）

令和7年第2回西予市議会定例会会議録（第3号）

- | | | | |
|------------------------------|--------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和7年 6月17日 | 教 育 部 長 | 谷 川 和 久 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 明 浜 支 所 長 | 竹 内 克 之 |
| 1. 開 | 議 令和7年 6月17日 | 野 村 支 所 長 | 土 居 文 人 |
| | 午前 9時00分 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| 1. 散 | 会 令和7年 6月17日 | 三 瓶 支 所 長 | 浅 野 幸 彦 |
| | 午後 1時35分 | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| 1. 出 席 議 員 | | 財 政 課 長 | 沖 野 貴 洋 |
| 1 番 | まつもと みき | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 事 務 局 長 | 池 田 い ず み |
| 4 番 | 宇都宮 久見子 | 議 事 係 長 | 瀧 川 健 二 |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 13 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | | |
| 4 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 宇 都 宮 明 彦 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 大 野 本 敦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 | 麓 寿 春 | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 長 野 静 香 | | |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 | | |
| 建 設 部 長 | 安 岡 克 敏 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 宇 都 宮 憲 治 | | |

議 事 日 程

- | | |
|---|---|
| <p>1 会議録署名議員の指名
(3番 山下昌和、4番 宇都宮久見子)</p> <p>2 一般質問</p> <p>3 議案第80号 西予市小中学校学習用端末の取得について</p> <p>議案第81号 西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第82号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第83号 西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第84号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第85号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第86号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第87号 西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第88号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第90号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第91号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第92号 令和7年度西予市下水道事</p> | <p>業会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第93号 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第94号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>4 議案第95号 交流広場整備工事請負契約について</p> <p>5 請願第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願</p> <p>請願第2号 西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書</p> |
|---|---|

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
- 3 議案第80号 西予市小中学校学習用端末の取得について
議案第81号 西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第82号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第83号 西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第84号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について
議案第85号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第86号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第87号 西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第88号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）
議案第90号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第91号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第92号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第93号 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第94号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第95号 交流広場整備工事請負契約について
- 5 請願第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願
請願第2号 西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書

開会 午前9時00分

○宇都宮議長

おはようございます。

本日は、このように大勢の方が傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に3番山下昌和議員、4番宇都宮久見子議員を指名いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

昨日6月16日の山下昌和議員の一般質問における児童館事業について再質問されました、児童館事業に対する補助金の推移の答弁の中で、令和5年度の補助金額を528万6000円と答弁いたしましたが、正しくは523万6000円でありましたので訂正させていただきます。

(日程2)

○宇都宮議長

日程第2、一般質問を行います。

質問者は通告内容及び申合せに従い発言してください。

それでは通告順に発言を許可いたします。

○宇都宮議長

1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

おはようございます。

インクルせいよのまつもとみきです。

議長の許可を得ましたので、今回もなるべく、誰が聞いても分かりやすいように心がけ、一般質問します。

理事者の皆様にも分かりやすい答弁をよろしく願いいたします。

6月議会は、私のところは田植え真っ最中でし

て、大分日焼けもしてきました。農業を通して本当に気候危機を感じています。今年も無事に収穫できることを祈っているところです。

今回は、ごみに関する事、人権に関する事の2つを質問します。

先月5月13日に、ウルグアイの元大統領ホセ・ムヒカさんが亡くなりました。郊外の小さな住居で暮らし、収入のほとんど寄附するなど、質素な生活だったことから、世界一貧しい大統領としても多く知られていました。国連の会議で、豊かさを追い求める国際社会の在り方を批判して、御自身が貧しい大統領と言われていることに対して、貧しい人というのは、限りない欲望を持つ人のことであると述べられたことも有名です。まさに足るを知るを実践された方だなと思います。西予市も財政難の中で、この足るを知るというまちづくりを進めていかなければならない局面なのではないかと私は思います。ですが大切なのは、豊かさとは何か、自分たちのまちの価値とは何かを市民としっかり話し合って、情報や価値観を共有することではないかと私は思っています。この質問の場も市民と一緒に市政を進めていく、そのための一つの間でありたいという思いで臨みます。

最初のごみと環境についてです。まず、燃やすごみについての西予市の現状を御説明いただけますか。お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの燃やすごみの現状について御質問にお答えいたします。

西予市の燃やすごみの現状については、昨年度は、家庭から5,006トン、事業所から1,434トン、合わせて6,440トンが排出されております。令和5年度と比べまして、約7.2%削減されており、人口減少の影響もあると思われませんが、市民の皆様の御協力により、排出量は年々減少傾向にあります。

一方、燃やすごみの焼却処理に要する費用は、令和6年度が2億3000万円となっておりますが、令和5年度の不足額として約5000万が含まれており、不足額は、人件費や燃料費の高騰等の要因により増加傾向にあります。なお、6年度の不足

額はこのような状況が続いておりますことから、より増加することが想定されております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

ごみの量はホームページでも確認できまして、旧町別でも違いがあるな、1人当たりの排出量違いがあるなというふうに実感しています。

以前、城川の穴神鍾乳洞のどこ行きましたら、高齢の御夫婦がいらっしゃって、枯れ葉を持って帰って、田んぼでそれ肥料にするというふうに言われて私すごく感動したんですね。山の暮らしている。城川はやっぱり燃やすごみの1人当たりの排出を少ないので、すごく市民皆さん努力されてるんですが、見習うところがあるなと感じています。

今の経費のことを言われたんですが、経費の削減についての取組についてお聞きします。

令和7年第1回定例会で、ごみ焼却にかかる経費が1トン当たり、2万8000円から4万3800円に引き上がることを伴って、ごみ袋の値上げが賛成多数で可決されたところですが、焼却処分を八幡浜市に委託している西予市は、これまでも説明ありましたように補正予算が出されて、増え続けるごみの経費、大変困っている状況だと思いますが、八幡浜市の焼却施設に係る経費が年幾らで、西予市が、その分、年幾ら払っていて、その経費の負担はどのように決まっているのかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問についてお答えいたします。

八幡浜市環境センターいわゆる焼却施設に係る年間経費は、令和5年度で約4.8億円ですが、当市が支払う委託料の額については、ごみの搬入量に応じた按分で決まることとなります。八幡浜市の処理委託料が、令和7年度より1トン当たり2万8000円から4万3800円に改定され、市としましても、経費削減は喫緊の課題であると考えております。

令和元年度に実施しました食品ロス実態調査で

は、食品廃棄物いわゆる生ごみが44.6%、紙類が32.9%、プラスチック製容器包装が9.2%、布類が8.1%となっており、約95%を占めていたことから、これらの削減が重要であると考えており、生ごみの水切りや堆肥化、紙類、プラスチック製容器包装、布類の適正な分別に御協力いただくよう周知を図っていきたいと思います。

また、愛媛県が主体となって、令和4年3月に策定されました、愛媛県ごみ処理広域化集約化計画にて、西予市、八幡浜市、大洲市、内子町、伊方町の3市2町の八幡浜ブロックでは、将来的に焼却施設の集約化を目指すこととなっており、施設の集約化が図られれば、より効果的な処理がなされ、可燃ごみの焼却に要する経費の低減につながることを期待されます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

県の広域の計画については、6月7日付の愛媛新聞にも書かれておりました。

私も八幡浜市の環境センターに今回お邪魔していろいろお聞きしたんですが、このごみ焼却ってダイオキシン抑制のために高温で燃やさないといけない。そのため24時間燃やし続けられない。人口減少でごみが減っていて、炉が2つあるんだけど2つともいつも稼働するとごみが足りない。24時間燃やし続けるために、燃やすごみに生ごみがなかったら、すぐ高温になって効率いいですかと聞くと、炉の耐性温度が950度以下にしないといけないので、上がったら水をかけて下げないといけない。全ては安全に焼却するために必要な行為なんですけれども、何というか、ごみのために焼却処分があるというよりは焼却処分の維持のためにごみがある状態が必要というか、人間のすごい矛盾を感じたところです。

施設老朽化に伴って、この修繕費がかさんでいることは避けられず、経費がなかなか抑えられないということは、この西予市が払う経費分も下がってはいかないという現実があると思います。ごみを幾ら減らしても今度トン当たりの単価が増えてしまうというバランスになっていて、なかなか難しい現状だなというふうに感じました。

県の広域の施設ができましたら、より効率的に燃やせたり、技術向上によって耐性の温度が上がったり、またその熱利用エネルギーを利用した発電施設が一緒にもしかしたらできるかもしれないと、いろいろ可能性があるかなと思っています。西予市は既に委託しているので、今後よりよい施設のための研究というものを重ねていただいて、いい提案を続けていただけたらなと思います。とは言ってもですね、トン当たり単価が今回 4 万 3800 円と決まったので、ごみの量を減らさないといけない。先ほど言われたように、よりきちんと分別して減らさないといけない。西予市にとってそれが経費削減になるということで、生ごみについてお聞きします。

生ごみは重いし、生ごみの 80%水分ですので、燃やすのめっちゃくちゃ効率が悪いし、生ごみはきちんと分別して燃やすごみには出さない仕組みが必要だと思います。

資料 1 の写真を見てください。

これはごみゼロ宣言をされている徳島県上勝町のゼロ・ウェイストのホームページから引用したものです。左側です。生ごみは自分でリサイクルできる唯一の資源ですと書かれていて、上勝町のごみステーションでは生ごみの受入れはしていません。家庭用のコンポストとか電動生ごみ処理機など西予市も過去に購入補助事業をされてきたと思いますが、今なくなっています。これ復活はできないでしょうか。また、飲食店などの事業者さんが使える大型電動生ごみ処理機などの導入補助はできないでしょうか。お聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、燃やすごみの 44.6%を占めます生ごみの削減は課題であると認識しております。生ごみの水切りや堆肥化に御協力いただくよう、引き続き、周知・啓発を図っていきたく思います。また、関係機関にも御協力を仰ぎ、経費のかからない取組も検討できればと考えております。

なお、生ごみ処理機の容器の補助事業の復活という話なんですけれども、平成 16 年度から実施

しておりました生ごみ処理機容器の補助事業なんですけれども、堆肥化の推進に一定の貢献が得られたことから、令和 4 年度をもって終了いたしました。今後、要望が多く寄せられるようであれば、検討させていただきたいと思います。

それから事業所の生ごみ処理機の補助でございますけれども、事業所に関しましては、愛媛県において、事業系食品ロス削減トライアル補助事業という事業を実施しておりますが、県で行うような事業が実施されておりますので、市としての実施は検討しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

事業者用には県の補助があるということで、興味がある事業者さんぜひ、応募していただけたらなと思います。

生ごみの処理についてはこの資料の写真の右側のキエーロという土の中にいるバクテリアを利用して生ごみを分解するものをちょっと紹介させてください。これ木材で簡単に作れて、中に土を入れて使います。上には太陽光を取り入れ、虫よけのために透明の波板を張ってあって、底がない直置きタイプなんですけどこの写真は、これ庭がある人向けで、足をつけて底をつけることもできるので、それだとベランダとかにも置けます。このキエーロや生ごみ処理機は、台所に生ごみがたまらないのがすごくよくて、私もこれを使って、燃やすごみの量が圧倒的に減りました。このキエーロ、においはありませんし、ゴキブリなどの害虫も今まで発生したことがありません。冬は分解が少し遅くなるという欠点はあるんですが、畑のない人でも取り組みやすいものになっています。私のキエーロは以前に元夫さんに作っていただいたんですが、簡単に自分たちでつくれるものなんです。

これ西予市産材を利用して、キエーロをつくるワークショップを開催するとか、または開催したい個人や団体に、材料とか何らかの支援をする取組などはできないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまのキューロについての御質問にお答えします。

このキューロにつきましては御協力いただける団体がありまして、経費等必要ないということであれば、ワークショップの開催等も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

財政が厳しいということで、お金がかからなければということなんですが、西予市産材使うということで、そんなにいい木材じゃなくてもできるのでその辺りの情報提供とか協力あとは、森林環境譲与税が使えるのであれば、その辺りも検討していただけたらと思います。

次に、子育て世帯の支援についてです。

昨年、総務委員会ですって私、研究テーマが住みたい住み続けたいまち西予ということで鳥取県の湯梨浜町に視察に行かせていただきました。

そこでは3歳未満の子どもがいる世帯に1年間で50枚の指定ごみ袋を支給しているという施策がありました。3月のごみ袋値上げ議案に大森議員が反対討論されましたが、その中でも子育て世帯の声がありました。紙おむつ大変かさばるごみなのでごみ袋の支給、喜ばれると思うのですが西予市では、取り組んでいただけないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの子育て世帯の支援についてお答えいたします。

市では、可燃ごみ処理委託料の大幅な増額により、令和7年10月から、西予市指定燃やすごみ収集袋について価格を改定することとさせていただいております。

乳幼児のいる子育て世代では、議員言われるように紙おむつを使用するため、燃やすごみの減量が厳しい状況にありまして、他の世帯と比較して負担の増加が懸念されます。他の自治体において

も子育て支援として、ごみ袋支給等の取組がありますことから、関係課とも協議の上、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

本当は子育て世帯だけじゃなくて介護で紙おむつを利用している方なんかに支給されたらいいなと思っていますので、あわせて御検討いただけたらと思います。

では次に3つのRに移ります。

3つのRとは、捨てずに繰り返し使うリユース、資源にして有効活用するリサイクル、そもそもごみを出さない消費を抑制するリデュースのことです。これらの西予市の取組についてお伺いします。

まずリユースですが、資料2の写真を見てください。これも総務委員会、昨年視察に行かせていただいた子育て支援で有名な岡山県奈義町のなぎチャイルドホームという施設です。施設の中に子ども服やおもちゃなど、常設のリユースコーナーがあって、いつでも利用できるようになってます。

また、右側の写真はこれは同じ上勝町のごみステーションでくるくるショップといってリユースできるものを町民が持ち込むことができる。持って帰るのは誰でもオーケーというコーナーがあって、その一角には譲ります欲しいですという声が書かれた掲示板があります。かなり昔、宇和町時代、広報にそういうコーナーがあったとちょっと聞いたことがありました。どうでしょうか、西予市でもこの常設の子ども用品などのリユースコーナー、例えば児童館などに置くことができないか。また、広報せいよに「譲ります」「欲しいです」のような掲示板コーナーとか、掲載することはできないかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

使用済みの製品や物を繰り返し使うリユース、そして物を捨てずに、繰り返し使うことでごみの量を減らし、資源の有効活用を図ることができま

す。市民の皆様には、繰り返し使用できる容器の利用、リサイクルショップの活用など、ごみ分類表等で御案内させていただくほか、分類収集しております古着古布類はリユースされております。

そのほか、イベントとして、フリーマーケットやバザー、のみの市などの開催も各団体で行われており、市でも子ども用品の無料提供のイベントも開催しております。今後につきましてもより、市民の皆様にはリユースの取組が広がるよう、広報してまいりたいと考えております。

議員御質問のどこかの施設でリユース品を置いたりできないかということなんですけれども、設置スペースや物品の管理などの課題が考えられますことから、今後の検討課題とさせていただければと思います。また、広報やホームページ等の掲載については民間事業者が運営している掲示板がございますので、活用について検討させていただければと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

リユースこの常設というのが私はポイントだと思っていて、行政でも民間でもおっしゃるように、イベントはあるんですよね。ただこの準備と片づけすごく大変なんです。常設の場があると持ち込むのも、持って帰るのもとても楽だし、日常の中に物を大切にする、リユースの考えがあるというのがいいなと思っています。昨日、山下議員の児童館の質問を聞いていて、リユースコーナーがあることでこれまで利用がなかった方が児童館に来られるっていう可能性もあるんじゃないかなと感じました。ぜひ、循環する社会をつくろうと思われらしたら御検討をいただきたいというふうに思っています。

リユース大きなものだと、家屋の解体なんかで出る古い建具とかガラス、価値がある貴重なものが実はあって、これらもリユースできる仕組みがあればいいなと思っています。長野県の諏訪市では建築建材のリサイクルをしているリビルディングセンタージャパン（通称リビセン）というのがあって、影響がまちづくりにも広がっているというふうに聞いています。こうした事業に手を挙げて

くれる個人とか企業を促進する施策ができないかなと思います。例えば、遊休施設とか廃校になった学校のスペースを優先的に貸し出すなど、いろんな支援あるんじゃないかなと思うんですがその辺りはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

民間事業者や指定管理者にリユースの取組を促進する支援はできないかというふうな御質問であったかと思いますが、市の空き施設や空きスペースを活用した取組につきましては、市の貸付基準にのっとり、貸付をさせていただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

そういう場があると空き家の片づけの動機にもなるんじゃないかなと思っていますので、御検討ください。

次、リサイクルについてです。

西予市はリサイクル大変力入れておられると思います。多くの方の努力で進んでいて、市民にも浸透してきていると思います。その上でさらによくするために質問します。

資料3の写真です。

これも上勝町のごみステーションなんですが、上勝町はここに毎日ごみを持ち込むことができます。その分別ボックスには何にリサイクルされるのか、そしてリサイクルに費用がかかるのか、収入になるのか、そしてその金額も表示されています。

資料4は同じく上勝町のごみ分別ガイドブックですが、こちらと同じく何にリサイクルされるか、お金がかかるのはお金に羽がはえているイラスト、お金になるのは貯金箱のイラストで見て分かるようになっています。

ごみの分別とか減量、リサイクル、市民の皆さんに御協力いただかないといけないことですので、一生懸命分別したものがどのようにリサイクルに

されているか、費用がかかるのか収入になるのか
ってということが分かれば、市民のやる気につなが
ると思うのですがいかがでしょうか。今のガイド
ブック更新するときや、毎年いただいているごみ
分別のカレンダーなどにつけ加えていただくこと
は可能でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの御質問にお答えします。

資源として再生利用するリサイクルとして、再
生利用することにより、資源の循環利用が促進さ
れ、ごみの焼却及び埋立て処分量を減らすことが
できます。御承知のとおり、当市では市民の皆様
に 15 分類、23 品目で分別いただき、うち、燃や
すごみと埋立てごみを除いたものをリサイクルも
しくはリユースしており、収入となるものから処
理費用を支出しているものと様々でございます。

より市民の皆様に分かりやすいよう、広報等に
努めさせていただきますが、先ほどのガイドブック
や、分類カレンダーに分かりやすく明記という
御質問なんですけれども、ごみの仕分け方、出し
方の冊子を作成させていただいておりまして、各
家庭に配布しておりますけれども、ちょうど今年
度、冊子を改定させていただいております。次回
の改定の際に、議員が言われるような内容も盛り
込めるかどうか検討させていただきたいと考えて
おります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

次回で結構ですので、考えていただきたい。あ
と、ごみ分別カレンダーは毎年つくられていると
思うので、そこにスペースがあれば、ぜひ書いて
いただきたいと思います。

次にリデュースについて聞きます。

そもそもごみを出さないリデュースという取組、
西予市では何かされていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

ごみの発生そのものを抑えるリデュースにより
資源の消費を減らし、環境への負担を軽減するこ
とができます。

市民の皆様には、詰め替え用があるものを選ぶ、
必要なものを必要なだけ買うなどをごみ分類等
で御案内させていただいており、現在は一般的とな
っておりますエコバッグの利用もレジ袋の削減に
つながる活動となっております。

また、燃やすごみのうち、生ごみを減らす対策
として、食品ロスの削減があげられ、先ほどの答
弁でも申しましたが、令和元年度に実施しました
食品ロス実態調査にて、当市の食品ロスの推計量
は 1 人、1 日当たり 88 グラムとなっております。

市では食品ロスの削減を広報するとともに、お
いしい食べきり運動に積極的に取り組まれている
市内飲食店及び宿泊施設を 12 事業者紹介して
おります。

今後もリデュースへの取組について、市民の皆
様へ広報等で周知を図っていきたいと考えており
ます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

食品ロス大きな問題で、今日もネットで見られ
るニュースで、米不足だということに 3 トンもの米
の廃棄物が出ているっていうことでした。本当に
食品ロスを何とかしないといけないと思うんで
すが、市として取り組めるリデュースの取組って
いうのはちょっと聞いてて弱いのかなと思います。

例えばペットボトルを減らす取組として、公共
施設にウォーターサーバーを置くとか、m y m i
z u っていう給水スポットの地図アプリっていう
のがあるんですけど、それを民間の事業者や公共
施設に周知して登録してもらって、市内に給水で
きるスポットを増やすなど、できることあるんじ
ゃないかと思うんですがその辺りいかがでしょ
うか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの給水スポットウォーターサーバーについて答弁いたします。

設置費用が必要になりますことから、衛生管理の面も考慮して、設置については今のところ考えておりません。

それからmy mizuアプリの周知及び取組についても、このアプリにつきましては今後研究をさせていただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

隣の大洲市ではサスティナブルなまちづくりを目指すOzu Refel Water（大洲リフィルウォーター）という活動があって、4つのポイントでぞっこん四国のウォーターサーバーが利用できて、ペットボトル削減に取り組みられているそうです。ウォーターサーバーだとお湯も出るので赤ちゃんのミルクづくりにも利用できますし、また宇和町は遍路道があって、お遍路さんにも給水スポットは大変喜ばれるかなと思います。ぜひ御検討ください。

次に市民参加と市民支援に移ります。

西予市は、クリーン運動以外の市民参加型ごみ拾いというのはやっておられるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

環境美化意識を啓発するとともに、市民の参加と協力による環境美化運動として、愛媛県のクリーン愛媛運動強調月間に合わせて、議員御承知のとおり、西予市一斉クリーン運動を毎年実施しており、多くの市民の皆様にご協力いただいておりますが、市では事前に使用のごみ袋を配布させていただいております。

また、西予市一斉クリーン運動以外にも各地区、団体が独自で清掃活動をされております。今後、より多くの方が活動を継続または、実施できるよう、ごみ収集等の協力をさせていただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

ごみ収集等の協力をしていただけるということなので、わたし友達が主催のウォーキングイベントを去年の秋にしまして、コースにたくさんごみが落ちていて、イベントの後にスタッフでごみ拾いして、この右側の写真、資料の5の右側の写真が出たごみの量なんですね、燃やすごみ中で3袋ぐらい、燃やせないごみが4袋ぐらい出ました。燃やすごみの日、燃やすごみは出せるんですが、燃やせないごみ分別が必要で、捨てられたごみってすごく状態が悪いので、後処理がすごく大変でした。

宇和島市は事前にごみ拾いすることを届け出れば、ボランティア保険の加入、ごみ袋・土のう袋の支給、ごみ収集をしてくれる。八幡浜市もごみ袋の支給とごみ収集をしてくれます。今部長おっしゃってくださったようにごみ収集の支援というのは、して下さるということでもいいのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの御質問にお答えします。

支援ということなんですけれども、当然ボランティアでしていただく方歓迎をしたいと考えております。その時期ですとか、ごみの量であるとか、規模感がちょっと分からないところもありますので、その都度担当課、環境衛生課になりますけれども、そちらのほうにお問合せをして実施していただければと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

宇和島市も八幡浜市もその制度があってホームページで調べて、申請とか届出できるようになってるので、やりたい人ができるように、何か分かるようにしていただいたらいいなと思います。

もう一つ思ったのが、ごみ拾いしてみて、地域

づくり活動センターに上勝町のごみステーションのような拠点ができないかなということ。高齢になって今までできていた分別が難しくなったという声も聞いています。センターに行ったら相談しながらみんなでわいわい分別できたり、燃やすごみ以外のごみをそこに出せることができるという仕組みがあったらいいんじゃないかなと思いました。日々ごみの分別で、ちょっとしか出ないこの金属や埋立てのごみって袋にたまるまで置いとくの少ないストレスですよ。また、割れたコップとか食器がとがっているので、布などにくるんで袋に出すことになってるんですが、出すのも手間だし、それを回収した後、分けないといけない職員さんも手間じゃないかと思います。これらセンターにコンテナがあって壊れたものを直接出せるとどっちにとってもいいかなと思います。

また家にごみがたまってしまうという方は時間通り出せなかったことが最初のきっかけということも多く聞いています。いろんな面で利点があるように思うんですが、このセンターに拠点を置くというのはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの地域づくり活動センターにごみを直接搬入できるような施設は設置できないかという御質問でございますけれども、収集方法などの課題も考えられますとともに、設置場所など、センターごとに状況が異なりますことから、今後も、ごみ収集のルールに基づいて、外注をさせていただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

公民館をセンター化するときに、どこにでもある共通の課題は地域間格差が生じないよう行政がしっかり施策として取り組んでもらいたいというふうに思っていました。ごみの問題、共通課題だと思います。また、地域ごとのセンターが拠点になることで、本庁や支所ではできない細かい支援というのが可能になることなんじゃないかと思

います。センター事業っていうのは、もちろんおっしゃるように課題あると思うんですけど、ニーズ調査とかできるところからの実証実験とか、前向きに考えていただきたいというふうに要望しておきます。

続いて公式LINEについてです。

ごみの質問するに当たって公式LINEの分別自動応答について調べていったら何と西予市でもやっていたらというので、認識不足ですみません。

ごみ分別の自動応答とというのは、資料にありますように、ペットボトルと打てば「ペットボトルになります」貝殻と打てば「燃やすごみになります」というふうに返ってくるものです。この機能、環境委員さんには、この間お知らせがあったように聞いていますが、公式LINEを強く推奨している私も知らなかったの、まだまだ知られていない機能なのではないかなというふうに感じています。

次の資料7ですと、ほかの市は、西予市は基本メニューのところに、ごみ検索はこちらとかいうふうに分別検索ができるように分かるようになっていきます。これはもうお金もかからずすぐできると思うんですがどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

LINEについてお答えします。

西予市公式LINEでは、イベントやまちづくり、防災などの暮らしに役立つ情報を提供しており、その一つの機能として、ごみの出し方の情報を提供しております。

お住まいの地域を設定すれば、ごみ収集日の前日午後6時に通知が届くほか、ごみカレンダーも確認することができます。そのほかにもLINEトークの画面にて捨てたいごみを入力することで分別を回答させていただく機能、議員御指摘のとおりでありますけれども、機能があります。より利用者に分かりやすく表示できないか、担当課と協議させていただいて対応させていただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

お願いします。せっかくの便利機能なので多くの人に使ってもらいたいし、公式LINEの登録者数増えたらいいなと本当に思っていますので、よろしくをお願いします。

次に海ごみについてお聞きします。

西予市の海ごみ対策はどのようなものがありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

海ごみ対策についてお答えいたします。市で取り組んでいる対策についてお答えいたします。

海ごみへの対策としましては、主に、発生抑制の観点から取組を実施しております。不法投棄されたごみの河川・水路を経た海洋への流出、漂着したごみの海洋への再流出は、後に漂流ごみやマイクロプラスチックとなる懸念があります。そのため、不法投棄防止のための看板を作成し、設置することにより、不法投棄の発生を抑制しますとともに、先ほどの答弁でも申し上げましたが、地域の方々の協力を得て実施しております西予市一斉クリーン運動、愛媛県南予地方局八幡浜支局不法投棄防止対策推進協議会による不法投棄廃棄物撤去活動、肱川流域清流保全推進協議会による肱川流域一斉清掃といった清掃活動などにより、回収された廃棄物を引き取り、適正に処理することにより、河川・水路への流出、海洋への再流出を防止しております。

そのほか、明浜地区では海ごみを回収する箱が設置されており、回収したごみの処理に市として協力をさせていただいております。

また、各種団体でも独自に清掃活動に御協力いただいておりますので、今後も、そのごみの処理等に協力してまいりたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

ありがとうございます。

海ごみのごみ箱が明浜にはあるということで、すごいい取組だなというふうに思います。

資料8の左の写真は今治に住む友人が送ってくれたんですが、今治市のありがとうごみ箱というもので、企業・学校・行政が連携した取組で、事前のごみ拾い活動した市民がごみ箱のデザインを応募できるという企画段階から市民を巻き込んだスタイルで事業を展開されました。送ってくれた友人はビーチクリーンを定期的に行っているんですが、このごみ箱設置されてからごみ拾う人が本当に増えたというふう実感しているということでした。

このような市民との協働のやり方で、明浜だけでなく三瓶にも海ごみ箱あったらいいなと思うんですが、市としてはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

三瓶にも回収場所をとということなんですけれども、置く場所や管理の問題もありますので、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

最初のキエーロづくりのワークショップもそうなんですけど、自分たちでつくったり考えたりすることで、課題が自分事になりやすいかなと思います。市民が参加して一緒につくるっていう取組をどんどん、前向きに考えてください。お願いします。

またこの写真の右側、スポごみというごみ拾いスポーツにしてスポーツチーム、ワールドカップまで開催されているという協議があることを最近知りました。去年はスポごみ甲子園愛媛県大会も行われて、残念ながら西予市の高校のエントリーはなかったんですが、県内9校28組の参加があったそうです。全国にはこのスポごみ甲子園がきっかけで掃除部という部活が生まれたという高校もあるそうで、ごみ拾いを主体的に新しくおもしろくする取組だなと思います。このスポごみは公式の許可が必要な協議になるので、ちょっと費用

もかかるのかなと思いますが、自治体主体でやっているところも増えています。やってみたい個人とか団体の支援なんかもできないかなと思って今回提案してみたいんですがどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

スポごみについてお答えいたします。

経費がかかる取組については厳しい状況ではあるんですけども、環境美化にイベント要素を取り入れるなど、様々な角度からの取組に御協力をさせていただいたらと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

ごみ拾いをしてくださる市民が増えるのはもうありがたいことだと思いますし、それを楽しく、わくわくしながらできる仕組みがあったらすごくいいなと思っています。ぜひそういう取組を応援していただきたいなと思います。

次に不法投棄についてです。

ごみの最後の質問なんですが、先ほども言いました友人主催のウォーキングイベントで山の中に不法投棄のごみの現場を見ました。このような不法投棄されたごみは市としては何かできないんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

不法投棄に関しましてお答えいたします。

不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条にて禁止されておりまして、5年以下の拘禁刑もしくは1000万円以下の罰金、法人にあっては、3億円以下の罰金となるなど、非常に厳しい罰則の対象となっておりますが、減少傾向にあるものの後を絶ちません。

市としましても、不法投棄の通報があれば、現場確認を実施しており、当事者への指導のほか、愛媛県の不法投棄監視カメラ・不法投棄防止看板設置事業の活用、西予警察署と連名で看板を作成

し、必要な方にお渡しして設置していただくなど、不法投棄防止に取り組んでおります。

不法投棄されたものの処分については、不法投棄の行為者が発見、特定された場合は投棄した者等に廃棄物の撤去を要求することができますが、投棄したものが見つからなければ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条によりまして、管理者責任によって、土地の所有者または管理者で処分を行っていただくこととなります。

不法投棄を効果的に思いとどまらせるような看板について、担当課によってどのようなデザインがよいかを検討させていただきたいと考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

勝手に捨てられて、その処理は自分の土地やたら自分でせんといけんという、すごく不条理な仕方ないことなのかもしれないんですけど、できる範囲で力になってもらえたらなと、どんなに助かることかなあというふうに思います。

この不法投棄できることが限られている中で、先ほど看板のデザインということで、本当にちっぽけな提案なんですけど、私が見た不法投棄の現場の上の道路にはこの資料9の左側の不法投棄禁止って、熊とウサギがブンブン怒っている看板がついていました。これ可愛いんですけど可愛い過ぎるなど。右側の2つは目が描かれている看板をちょっとピックアップしたんですが、人間は不思議なもので見られていると、悪いことができにくいという心理があると思います。

新たな看板をつくる時はこの目のデザインを取り入れてみてはいかがかなと思って、どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

今、資料としてつけていただいているものについてはちょっと古いもので、今は先ほど申し上げましたように、西予警察署との連名であって、厳し

い看板を作成していると思いますけれども、先ほど、目の入ったという風な提案もございました。今、在庫がありますものがなくなりましたときの更新の時期に、そのようなものができるかどうかというところを検討させていただいたらと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

この新しい監視カメラの絵が描かれた看板も見せていただいたんです。反射鏡がついてて目立つすごいんですが絵なので、監視カメラで本物だったらすごく効果あると思うんですけど、絵だったらもう、私はもう断然目のほうが良いというふうに思います。冗談みたいに思われるかもしれないんですけど、これも市民の方に、この世で一番厳しい目を書いてくださいというふうな募集して書いていただくとか、それを市民が参加して採点して採用するという面白い取組ができるんじゃないかなと思います。私が描いた目があるところにあるよとかって感じになると、抑制の力もあるし、関心も広がるんじゃないかというふうに思っていますので、御検討いただきたいと思います。

以上でごみの質問を終わるんですが、提案がすごい多くなりました。理由はやっぱり生活に基づいていて、これらの変化には生活習慣の変化が必要だと思っています。これ理念だけで習慣が変えられたらいいんですが、そんな人間はちょっとそう簡単ではないんだと自分も含めて思っていて、具体的な仕組みを変えたり、景色を変えることが成果に直接つながるのではないかという思いで提案をたくさんさせていただきました。前向きに御検討くださいますようお願いいたします。

次に人権課題について質問いたします。

まず、パートナーシップ・ファミリーシップ制度についてです。近年、各自治体で広がっているこの制度なんですが西予市ではまだ未導入です。このことについて西予市はどのようにお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

西予市の考えと取組についてお答えいたします。パートナーシップ制度につきましては、生活上の不利益の解消、国による同性婚の法制化、さらに、現実的な理由からカミングアウトできない方々の状況など、非常に難しくデリケートな課題であると認識しております。また、本制度を導入することで、当事者が広く社会的承認を得るための後押しとなる可能性があり、課題の解消に寄与するものと考えております。

県内におきましても、パートナーシップ制度を導入している市町が増えております。しかしながら、本制度は、法的な根拠を伴わないため、批判的な意見もあるほか、自治体レベルでの効力は限定的であり、法的に限界があると認識しております。このような状況を踏まえ、本制度による法的保護を確実なものとするためには、国が主体的に取り組むことが最も有効であると考えております。

今後は、先進自治体における制度の運用状況や、県と近隣市町の動向を慎重に検討し、調査研究を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

御答弁の内容は理解できるんですが、もちろん法的根拠がなかったり、なかなか言えない人には難しい制度だなという御意見あると思います。でも、あったらいいなという当事者の方が1人でもいたらやったほうが良い制度だと私は思っていますので、考えていただきたいと思います。

西予市では昨年度、松山市議のわたなべひろゆき議員をお招きしてLGBTQ+の職員研修を実施されたと思います。その講演の中にも、あのときもパートナーシップがあったらなというお話がありまして、私もすごく考えさせられたんですが、これを聞いて、この制度の理解や受け止め、導入への機運が上昇しているなど、職員の方の意識の変化などは感想としては上がってきているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

令和7年2月17日に職員を対象とした研修として、松山市議会議員わたなべひろゆきさんを講師にお迎えいたしまして、LGBTQ+に関する講演会を実施いたしました。本研修には296人の職員等が参加しまして、関心の高さがうかがえました。

研修後に実施したアンケート調査では、LGBTQ+の理解と関心が大いに深まったと回答した職員が60%、ある程度深まったと回答した職員が38%という結果になりまして、本研修を通じて職員の理解が着実に深まったものと認識しております。

この結果を踏まえ、パートナーシップ制度の必要性や行政サービスとして、可能な取組について、今後さらに、庁内で議論を深めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

職員さんがマイノリティーと言われる方の立場とか、現実などを正しく理解していただいて、この制度をどう導入したらいいか。また、制度にどういう行政サービスをくっつけることができるかっていうのをそれぞれの分野で考えていただけたらと思います。

また、この制度導入後にさらに進化させて条例改正している自治体も最近が増えてます。より良い中身になるように協力を申出てくださいている当事者とか関係団体もありますので、自分たちだけというわけじゃなくてお力をお借りしながら、ぜひ制度を実現してもらいたい。お金がかからないので条例制定を強く要望しておきます。

次に、旧優生保護法の保障に関することについて質問します。

令和7年1月17日に旧優生保護法に基づく優生手術、人工妊娠中絶などを受けた方やその御家族に対して補償金等を支給する法律が施行されました。補償を受けるためには請求が必要で、請求

の窓口は県になっているんですが、このことを市民に知っていただくために、西予市ではどのような取組をなさっているかお聞きします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する補償について西予市でできる取組についてお答えいたします。

旧優生保護法の保障につきましては、国会及び政府が過去の誤った目的に係る施策を推進したことについて、悔悟と反省の念を含めて深刻にその責任を認め、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関する法律を制定し、請求に基づいて、内閣総理大臣が認定した方に補償金等を支給する制度でございます。

国及び県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援及び補償金等の支給の請求に関する利便を図るための措置を適切に対応することとされております。議員がおっしゃるとおり、補償金の相談や受付は、愛媛県の健康増進課、母子保健係のほか、県の各保健所、健康増進課で行っております。

当市が行っている取組といたしましては、県からの依頼により、ポスターの掲示やリーフレットを子育て支援課及び各支所に配置しております。今後は、障害者支援施設、老人福祉施設などの関係施設にパンフレットを送付して周知を行うこととしております。

また先日、愛媛弁護士会から7月3日に実施される全国一斉旧優生保護法相談会、電話相談の実施について、広報の依頼がありましたので、あわせて周知させていただくことといたしました。

今後も、市といたしましては、支給対象と思われる方、またその御家族が情報を得やすく、適切な支を受けられる環境の整備に努めてまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

とても慎重な対応が求められる内容だと思って

います。申請を自分でしないといけないこと、福祉とか、ほとんどが申請主義なので、自分たちで気づいて申請しなければいけないわけですが、この法律の経緯について職員の方が知っているかそうじゃないかっていうのは、私は大変重要だなどと思っています。担当が福祉課とか子育て支援課になるんですかね、じゃなくても職員の皆さん、どこの職員も理解してて、もしかしてそうかもっていうふうに思うことがあれば、もしかしてそう申請につながるかもしれないという意識を持っていただくために、市民の方だけでなく市役所の中の周知もあわせてお願いできたらと思います。

歴史の中では、この旧優生保護法とか、らい予防法など法律が間違っていたということが存在します。行政の仕事は法律や条例に基づいて行われるものですが、法律は人間がつくるもので、人間は間違えることもある。法律は完全ではないということを見せてくれる歴史だなどというふうに私は思っています。

間違いはないに越したことはありませんが、大事なのは間違った後、見誤った後をどうするかだと思います。一方的な施策ではなくて常に目の前の人とか環境とか状態を見ながら一緒に考える。ここに暮らす人々の幸せを下支えするという、行政の基本的な構えを財政難の中でもしっかり持って取り組んでいただきますように申し添えまして、私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人が拍手することは認められておりません。拍手は御遠慮ください。

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時 56分)

○宇都宮議長

再開いたします。(再開 午前10時 10分)

次に、15番二宮一朗議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

公明党の二宮一朗でございます。

議長より許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

ちょっと鼻声になっておりまして、お聞き苦しいかなと思いますけれども、御容赦いただきたい

なと思います。

今回の質問につきましては大きく2点、財政についてと、米作農業について質問させていただきます。

財政についてはもう皆さん御存じのように、市長も御挨拶にあったように、財政危機脱却プラン作成中というふうなことで、我々議員としても、二元代表制の片方として、やっぱりこの今までの我々の議会活動はどうだったのかというところも踏まえて反省するところも多々あるところではございますが、先を見なければやっぱり一番いけませんので、先を向いた質問にしていきたいなと思っておりますのでよろしくお願い致します。

まず1点目ですけれども財政再建についての、財政の現状についてまずお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

本市の財政の現状についてお答えをさせていただきます。

まず、財政再建ということでの御質問でございますけれども、本市は北海道の夕張市のような財政健全化法に基づいて、国が関与する早期財政健全化団体、財政再生団体の基準には、現時点では該当をいたしておりません。

しかしながら、本市の財政力、また今後の人口減少を踏まえると、財政運営の現状は大変厳しく、成り行きで自然に好転する見通しはございません。国が関与する前に、自主的な改革に取り組む必要があると考えているところであります。

そのうえで、財政状況の現状でございますが、近年、実質単年度収支の赤字決算が慢性化しておりますが、令和6年度決算における実質単年度収支も前年度のマイナス3.8億円を上回る赤字決算となる見通しであります。各年度の市税や普通交付税などの収入で、年度の支出が補えない状態が慢性化しており、毎年度貯金である財政調整基金を取り崩し、財源不足を穴埋めする財政運営が続いております。

その結果、令和28年度末に48.3億円ありました財政調整基金残高は、令和6年度末時点では10.7億円となり、そこから令和7年度当初予算で

の取崩し額8億円を差し引きますと、4月の期首時点で2.7億円となりました。9月補正予算で前年度決算剰金を基金に積み戻すまでの間、災害等に備えた財政運営が難しくなります。

本市の財政運営が厳しい原因は、これまでの公共事業で借り入れた起債による公債費の増加、西日本豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症への対応と様々考えられますけれども、根本的な要因としては、市町村合併の目的であった行財政基盤の確立のための行財政運営のスリム化が思うように進んでいない現状が挙げられると思っております。財政力に比較して、歳出が過大となる財政構造が継続し、結果として、財政調整基金等に頼る実質的な赤字決算が慢性化している状況であります。

このような状況を一旦整理するため、本年度は全庁を挙げて「財政危機脱却プラン」の作成に取り組んでいるところであります。したがって、このプランによる3年間の集中改革によって、合併の効果を発揮し、収入に見合った財政構造に立て直すことといたします。

また、本市の重要施策で掲げております「医療福祉改革」、「人口減少対策」、「防災・減災対策」の3本柱に加え、米の価格をはじめとする昨今の物価高騰対策につきましても、これと並行して、引き続き万全を期してまいりたいとそうように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

失礼します。先ほど平成28年度末というところを令和28年と申しまして、申し訳ございません。

訂正させてください。申し訳ございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

ありがとうございました。

市長の今の答弁にもありましたように、今まで

のこういうふうになった経緯というのを言うていただきましたけれども、先ほども言いましたように、過去なんでこうなったのかということをはじくり出せば切りがないということですが、今答弁の中にありました公共施設とかのスリム化とかありますが、合併時点に、それぞれの各旧町が、これも建てるあれも立てるというふうなことでスタートしたのは20年前ですけども、ある程度仕方ないところもあるのかなと。もうその後ですね、ここ10年考えてもいろんな公共物が建っているわけですね。

そういうところの中で、もっと考えることがちょっとなかったのかなという1点だけちょっと再質問をさせていただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

ただいまの二宮市議の御質問にお答えをしたいと思います。

人口減少社会の到来を見据えた合併後のまちづくりにおいて、行財政のスリム化による合理化・効率化という視点だけにおいて考えますと、各種の公共施設の規模、機能、そして利用状況を総合的に判断し、コンパクトに集約・整備を行い、そこに各種の政策を集中させるというまちづくりも必要であったのではないかと考えられます。

旧合併特例債を活用するにあたっては旧町のそれぞれの施設を単に更新・整備するだけでなく、それぞれの施設を統合・集約した施設の整備において活用することが、合併の効果として最も有効な手段であったのではないかと捉えております。

しかしながら、本市の合併に当たりましてはまず各町の均衡あるまちづくりを優先することが何よりも必要であり、各地域の要望や、その特徴を活かした施設整備に取り組んできた背景がございます。整備に際しての創意工夫でございますけれども議員の言われるところの創意工夫が具体的にどのようなものなのか不明ですが、その時々求められる必要性や役割・機能については、検討を重ねてきたものと認識をしております。

ただ、合併の効果を生かすにあたっては、一定の時期からは、その方向性について長期的な視

点に立ち、転換する必要がございましたが、そこが停滞をしているのが現状でございます。財政運営が極めて厳しい事態となり、人口減少が加速度的に進む見通しを踏まえますと、改めまして、合併の効果を発揮するために、公共施設の再編が急務であるというふうに考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

それでは次の2番目の財政再建の取組について、どのような取組になるのか、概要が分かりましたら教えていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財政再建、財政立て直しの取組の状況、そして、今後の取組のスケジュールについてお答えをさせていただきます。

財政危機脱却プラン策定の取組でございますが、令和7年度の当初予算査定で改革の対象となる事務事業の洗い出しを行い、3月には関係各課から改革企画書の取りまとめを行っておるところでございます。4月に入りまして企画書の事務局ヒアリングを実施、内容を精査いたしまして、5月から、副市長を委員長といたします部長級職員による庁内の策定委員会におきまして審議を進めております。これまでに6回委員会を開催いたしております。今後、最終的な意見を取りまとめた上で、市長への報告、調整を経て、7月上旬には市としてのプラン原案を取りまとめる予定といたしております。その原案につきましては、今後、有識者会議への諮問、また、議員の皆様への報告、説明を順次進めてまいりまして、そこでいただきました御意見等を踏まえ、9月中には成案といたしたいと考えております。プラン策定後におきましては職員説明会を開催いたしまして、改革に向けた行政内部の意識共有を経て、10月頃を目処に公表をいたしたいとそのような予定で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

財政再建ですから、歳出を削減していくことがからまずスタートはされると思うんですけども、そういった中ででもですね、やっぱり将来の西予市を見据えた、積極的な財政再建をお願いしたいところですけども、そういった点についてはどのようなお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

積極的な再建の取組についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました危機脱却プランでございますが、この策定の基本方針といたしまして3つの柱を掲げております。

第1に持続可能な行政運営に向けた公共施設マネジメント、第2に持続可能な行政運営に向けた財政改革、第3に持続可能な行政運営に向けた組織・業務改革でございます。

プランの策定に当たりましては、公共施設の再編、事業・補助金の見直し、これらを支出の抑制を軸として取り組みながらも、収支バランスの改善には、収入の確保も重要な要素と考えております。そのため、ふるさと納税の強化策、公有財産の売却、庁用備品の売却など、新たな財源確保の取組につきましても、財政改革のメニューとして取り入れる予定といたしております。

また、オンライン申請や公金のキャッシュレス決済など、財政が厳しい中におきましても、住民の利便性向上と業務改革による、生産性の向上も大切な要素でございます。行政手続のデジタル化や生産性を向上させる働き方など、組織・業務改革に取り入れるという予定といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

ありがとうございます。

SDGsを見据えたというふうな取組とお聞きしましたけれども、一番心配するのは、特に若い職員等が、これからのそれぞれの担当課において、いろんなアイデアを出していただくときに、どうせ削られるやろとか、そういった職員の中での諦め感というのがやっぱり出てくると、もうこれは致命的になるというふうに思います。そういうところはやっぱり、特に理事者でしっかりチェックをいただいて、若い職員が積極的なそういう提案ができるような財政の再建にしていきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

今部長のほうでもありましたように、前回の一般質問でも取り上げましたふるさと納税、やっぱり財政再建、西予市の場合は、もうふるさと納税頼みというところがちょっと大きいのかなと思って今回もこの項目を入れさせていただいております。納税目標ですけども、今の現状の課題についてちょっとお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

当市のふるさと納税についてお答えをいたします。

令和6年度の寄附額実績は約5億800万円となっており、令和7年度においては7億円を目標額として、取組を強化しているところでございます。

目標額達成に向けた課題としましては、現行のふるさと納税制度においては、お礼の品として、寄附者に送る返礼品の競争となっているのが実態ですので、魅力ある返礼品をより多く発信し、寄附者ニーズに対応していくことが重要となっております。そのような中、当市の課題としましては、1つ目に、海拔ゼロメートルから標高1,400メートルまでの多彩な気候で育つ産品が数多く存在しておりますが、その中でも、返礼品のメインとなる産品数が少なく、また、生産量も限られていることから、全国からの注文ニーズに対応できていないこと。また2つ目に、返礼品の拡充に向けて、積極的に返礼品を出品いただくよう事業者への訪問活動を行っておりますが、特に小規模生産者は、個人で返礼品の出荷配送業務に対応することが難しく、新規参入を見送られていること。3つ目に、当市は一次産品を主とした食品関連が返礼品の大

半を占めており、工芸品や宿泊・体験等の食品以外の分野に乏しく、多様なニーズに対応できていないことなどが挙げられ、今後、納税額を増加させていく上での大きな課題であるにとらえております。

また、返礼品競争が実態となっている中でも、寄附者が応援したくなるような取組を自治体として展開し、寄附金の使途として魅力ある事業を提案していくことも重要と考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

それぞれの担当課が返礼品づくりというか、そういうのに奔走されておるといのは私も聞いておりますし、私のところの近所にも、やっぱそういうふうに、職員が回ってきたんよというふうに言われた方もおられますので、努力は私も分かっているつもりではございますけれども、ぜひ地域でこういったことを個人で言うとなかなか難しいと思うので、地域づくり組織とか、そういうところでもできるような仕組みがないのかなど。地域によったら、そういう団体がいろんな6次産業をつくっている地域もありますけども、そういうところとコラボして、何か新しい商品とかいうのも考えられるんじゃないかなと思いますんで、また今後その点も御検討いただけたらと思います。

次に、これも前回ちょっと質問したんですけど、地域づくり組織へふるさと納税をというのが去年できました。今の実績をちょっと教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

昨年度から運用しております、地域版ふるさと納税の取組においてにおきましては、「西予市ふるさと納税特設サイト」を経由しまして、市内27の地域づくり組織に直接寄附を行うことを可能としております。

地域づくり組織への寄附の方法としましては、寄附金の使途選択時に市内27の地域の中から、希望の地域を選択することとしており、選択された地域の地域づくり組織活動へ、寄附額の一部が

充当される仕組みとしております。

当制度を用いた令和6年度の寄附実績としましては、全体で18件、総額129万1000円となっております。その一部が市内14の地域づくり組織に交付されております。

地域づくり組織としましても、組織で活用可能な資金が増えることもありますので、地域住民自らが直接縁故者への声掛けや、地元の取組をPRすることで、寄附額増加を図り、地域づくり組織の活動活性化につなげていただくよう、相乗効果を期待しているところでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

14件という実績でしたけれども、いただいたふるさと納税は地域へどのようにして届くのかというところのシステムですね、教えていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

地域づくり組織への寄附においては、1月から12月までの1年間の寄附実績額を地域づくり基礎型交付金に上乗せした上で、年度内に追加交付する形としております。

交付額については、返礼品ありの寄附の場合は、寄附金額の3割を、返礼品なしの寄附の場合は、寄附金額の6割を交付しております。現状の制度では、このような流れとなっておりますが、すみません、寄附者からの地域の思いが伝わることだと考えておりますので、今後の還元方法などについても、さらに、関係各課と勉強していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

今、部長のほうからもちょっと最後ありましたけれども、一応交付金という形になるわけですね。交付金でそれぞれの地域に入ると、何か、い

ただいた人の思いというのは直接そこへ届くのかなというちょっと微妙な感じになって、何か市からもらう交付金みたいなのと一緒になるんじゃないかなという思いもあります。それとできたら、早く、1月から12月までというふうに言われましてけれども、極力早くそこへ直接、3割とか6割というのはもちろんあるんでしょうけども、それを差っ引いて早く届けるという。こういう方からの、この地域へのふるさと納税ですというふうなことが伝わると、やっぱり地域の人、地元の人、そしたらうちの親戚のこれに声かけてみようとか、そういうふうなこともちょっと、広がりやすくなるんじゃないかなと思いますんで、今部長もそういう意識はあるというふうな答弁だったので、ぜひそういう仕組みを構築していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それと、先ほどありましたような、返礼品の取組について、もう1回教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

返礼品に対する取組については、目標額達成に向けた課題、先ほど言いましたがそのことを踏まえ対応進めているところでございます。

まず、返礼品の拡充においては、委託事業者と連携し、返礼品を提供いただく市内外の事業者へ積極的に訪問活動を行っているほか、事業者向けの説明会・勉強会を開催することにより、新規返礼品申請の促進及び既存返礼品のブラッシュアップを図ってきております。これらの活動により、令和6年度においては、新規認定返礼品として268商品を新たに認定しており、市内事業者の機運も少しずつ高まりつつございます。

また、当市の主力となる柑橘や、全国的に品不足となり価格が高騰している米などの人気商品においては、収穫前の商品確保に向けて重点的に営業を行い、収穫時期を待たずに、先行受付を積極的に行っているほか、これまで返礼品を出品できていなかった小規模生産者に対しましては、参画が図れるよう、委託事業者と連携して、課題となっております、返品品の出荷配送業務の支援を行う予定としております。

その他にも、返礼品となる特産品の開発を行う

場合の補助金を今年度から新たに創設しており、新規返礼品のさらなる拡充に向けて、市内事業者へ支援を行っているところでございます。

また、強化すべき課題としまして、当市の返礼品は一次産品などの食品分野が大半を占めておりますので、宿泊や体験事業等のコンテンツが拡充できるよう市内 27 の地域づくり組織へも呼びかけを行い、地域独自の体験活動等の返礼品化を進めているところでございます。返礼品のカテゴリや商品数が増えることで、ネットサイト内での寄附者の目に触れる機会も増加するため、引き続き、寄附者のニーズに合わせた新規返礼品の開拓を進め、令和 8 年度以降は 10 億、また 15 億と、目標額を増額できるように取り組んでまいりますので、議員の皆さんも引き続き、御協力をよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

今最後のほうに言われました体験型の返礼品について、これ昨年の 6 月の一般質問、また 12 月の一般質問の関係人口づくりの中でも、こういうふうな取組についてお聞きをしておりますが、もっと昔からいうと、もう 10 年ぐらい前にもそういうふうな質問はしておりますけれども、何かあんまり新しいものが出てきていないなという私の印象です。

ただその今、明浜地域とか、修学旅行生の受入れとかいうのがありますよね。そういうのがあるんだから、また野村のダムのマラソンのときの民泊とか、そういうふうなものがあるんですから、基礎は、素地はあると思うんですよね。だからそれをどうやって広げていって、商品化にしていくか。それが、もちろんふるさと納税もそうですけども、やっぱり移住定住、人口減少を緩やかにするというふうになるのにもつながるといふふうに思いますので、ぜひこれを広げていただきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それではもう 1 点、これも前回は質問しました企業版ふるさと納税についてですけれども、西予市もちょこちょこ広報載ったり新聞載ったり、こういうところからいただきましたというのは見る

んですが、残念ながら企業と共同で取り組むようなふるさと企業版ふるさと納税というのはなかなかないような気がしております。この企業版ふるさと納税についての取組についてはどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

企業版ふるさと納税におきましては、当市と関連が深い企業を中心に営業活動を行っておりまして、理事者も同行いただくなど、企業版ふるさと納税及びその社員への個人版ふるさと納税の紹介などを強化しているところでございます。

令和 6 年度においての実績につきましては、5 企業から計 530 万円の寄附をいただいたほか、3 企業から約 4,980 万円相当の物納による寄附をいただきました。

また、企業版ふるさと納税のマッチング支援を行う仲介事業者にも委託を行っておりまして、寄附先を探している企業に対して、当市の取組を紹介いただき、寄附が成立した場合には、仲介事業者への成功報酬として委託料を支払う契約を締結しているところです。

そのほか、市職員からも親族や知人等がいる企業の情報を提供いただき、了解を得て訪問が可能な場合には、積極的に企業に出向いて、制度の周知と寄附のお願いを行っております。

今後は、訪問でつながった企業との関係性を強化し、新たに西予市を応援していただける企業の紹介をいただけるよう、努めてまいりたいと考えておりますので、こちらも議員の皆様におかれましても、ぜひ情報提供のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

企業版ふるさと納税していただくためには、企業から選ばなければ、そういう取組にならないということですが、先ほど市長以下、トップセールスをされてるといのはお聞きしましたが、それ以外の取組についてはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

企業版ふるさと納税においては、やはり先ほど二宮議員言われましたように企業に選ばれるというところも大切でございます。これに関しましては自治体が策定する「地域再生計画に位置づけられた地方創生プロジェクト」に対して、企業から寄附をいただく仕組みですので、当市では、「西予市まち・ひと・しごと創生推進計画」が記載する事業に対して、寄附を募集しているところでございます。

先ほどの答弁のとおり、当市としましては、まずは市内出身者が会社経営を行っている企業など、縁故企業を中心に、このこともお伝えしながら営業活動を行っているところですが、企業側としては、地方自治体が課題解決に向けて取り組んでいる魅力ある事業へ寄附を行い、応援したいという考えもございますので、当市としましても、他自治体と差別化した魅力ある施策展開を発信することにより、縁故者以外の企業からの寄附増加を図っていることが、今後の課題と認識しております。

こちらにつきましては、企業版ふるさと納税制度が令和9年度までの3年間延長されたことを踏まえ、今後、市として推進していく上での重要課題として、引き続き全庁的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

今部長の答弁の中にありました、推進計画を中心に、募集しているというふうなお話だったんですけども、推進計画を内閣府のホームページで見えておりましたら西予市はこれ1枚だけでございました。なかなかこれでは、気づいてもらえないかなというふうに私は思いました。皆さんが多分一番分かってるんじゃないかと思うんですけど。

もう一つ地方創生のホームページの中で見ると、官民連携プラットフォーム企業版というのがありまして、そこではもうしょっちゅう分科会をされ

ておるんですね。そこに各自治体が申込みをして、プレゼンみたいなことをされとる。これもちょっと今朝出ただけですけども、かなりありますよ。通告してないんで資料を出すわけにいかないんですけど、ぜひ見ていただきたいと、地方創生SDGs、官民連携プラットフォーム、企業版ふるさと納税分科会というやつですけども、SDGsとは言いながら、いろんな項目があります。移住定住、防災減災、復興支援、教育、子育て支援、関係人口の創出、スタートアップの支援、あと農林水産、観光交流と、それぞれのいろんな項目ごとに分科会があって、しょっちゅうこれ行われて今45回いうふうなところになっておりますんで、ぜひこういうところに、アピールできるような、そういう事業をしていただきたいなど。これは私の希望ですけども、ぜひ今後取り入れていただければありがたいなと思っております。

次に、最後の質問になるんですが、稼げる地域について、先ほど、ふるさと納税の地域版という話もしましたけれども、その地域づくりの事業に、民間の企業が乗っかっていただいて、何とかできないかなというふうなことでちょっと今回質問なんですけども、そういう企業との協働について、市の考え方はいかがでしょうかね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

地域づくり事業と企業の協働についてお答えをいたします。

市内の地域づくり組織と企業との協働について、現在具体的な事例はございませんが、地域に対して新たな財源確保への可能性もあることから、先進地域を調査研究するとともに、市が開催しております地域づくり研修会等で、研修の機会を設けるように進めたいと考えております。

また、地域づくり交付金を活用して取り組んでいる地域づくり組織の活動を企業に広くPRをし、企業版ふるさと納税の拡充に努めてまいりたいと考えております。地域づくり組織が設立して14年が経過し、少しずつ地域づくり活動の活性化が進んできております。しかし、地域づくり活動へ参画する方の固定化や高齢化などが課題という意見を多くの地域からいただいており、関係人口

の創出が課題となっております。地域づくり活動を進めていく中で、少しずつ若い世代の参画が増えてきている組織も出てきておりますので、地域間での情報共有を行うことはもちろん、企業との協働に向けた取組を進め、地域のさらなる活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

その地域の課題とニーズがまず把握できなければ、どういう企業とマッチングできるのか、いうのもなかなか難しいと思うんですけどそういうところの把握に対する取組はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今現在、地域の活動とそれから企業のニーズの把握といったところについては、今現在まだできていない状況であります。今後、それに関しても進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

もう今まで何回も話は一般質問等でもしてるんですけども、地域づくりが今やってる活動、今時点の活動もなかなか外の人が見づらいというか、見えづらい。特にホームページ等で。これはもうずっと10年来いろんな質問の中で言いよりますけども、そこがやっぱり一番よその人が見つけていただけない根本ではないのかなと思うんですけど、もうそろそろ、そういうのから変えていかないと、本当に置いていかれるというふうに思うんですけどいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今のホームページを活用した地域づくり活動の周知でございますが、地域づくり組織ではインス

タグラムやフェイスブックなどのSNSを活用して、地域が取り組んでいる活動の情報発信をそれぞれ行っているところであります。

また、西予市ホームページでは各地域づくり組織のSNSのリンクを掲載しまして、地域づくり活動の情報共有に努めてまいりましたが、議員御指摘のとおり、そのページになかなかとり着かないといった御意見をいただいているところであります。地域づくり活動の充実は市の重要施策でもありますので、今後、ホームページトップ画面のホットトピックスというところがあるんですけどもそこら辺に掲載する方法を前向きに検討いたしまして、これまで以上に閲覧者の目に留まるように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

企業版ふるさと納税について本当に国民はなかなか今、生活も大変ですけども、大手の特に企業等は、内部留保が結構たまって、国が進めているこのSDGsであるとか、地方創生の人口減少とか、そういうところに対する社会貢献を模索している企業というのはたくさんあるように聞いております。そういった中で、先ほど言った企業版ふるさと納税もそうですけども、それぞれの地域の活動も、西予市出身の人がよそでそういう企業で活躍されてたら見るところがちゃんと分かれば、見ていただけるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう取組をお願いしたいと思います。

それでは、財政再建の最後の項目ですけども、地域の公共事業についてですが、行政を今から財政再建するに当たり、行政、市の仕事自体をスリム化して、地域に少しでも仕事回して、地域が活性化するような、そういうことができないのかなということでこの質問をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

地域づくり活動への支援については、各自治体によって様々な取組が行われております。センター化の際、各地域づくり組織の財源確保を目的と

しまして、市からの委託・補助されているような事業を地域づくり交付金へ上乘せした上で、地域で実施することはできないか検討をいたしました。しかし、地域内での調整と負担が懸念されたため、実現には至りませんでした。引き続き、一括交付金制度の導入も含め、先進地域が取り組んでいる地域づくり活動への支援について、調査研究を行い、地域づくり推進計画審議会での議論や地域内での調整を踏まえながら、推進していきたいと考えております。

また、行政をスリム化するというのも当然、これからはしていかないとやっていけないということになってまいりますので、今後の人口減少を想定し、行政でやるべきことは行政で、地域で担ってもらえることは、地域で実施する仕組みづくりに向けて、引き続き調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

公共事業というやっぱり、土木関係が一番浮かぶんですけど、特に西予市、市道が結構長い距離あるんですけど、同じ市道でも地域の人たちが使うようなところの市道もあれば、ある程度幹線的な市道もあります。そういったところに例えば区長要望等で多分いろいろ来て、補修とかをされるんじゃないかなと思うんですけど、そういうところを地域で何かをお任せするというか、そういうふうな仕組みも今からは必要んじゃないかなというふうに思います。今でも、原材料支給とか、地元が幾ら負担でとか、いろんなもんあるんですけども、そういうのが何かね、やっぱね、お役所で書類書いてどうのこうのとかいうんじゃなくて、地域でできる、先ほど言われた一括交付金的なそういうものが、できるところは全部同じにしなくていいですよ、27の地域づくりの組織を全部するんじゃなくてできるところはそういうふうにしていくみたいな、選択制にされてもいいんじゃないかなと思いますんで、今後ぜひ検討していただきたいと思います。

今回の質問するに当たりです。いろいろ調べよったら、そういう地域ないかなと調べたんですけ

ど、奈良市の旧月ヶ瀬村というところに、Local Coopという取組がされてました。そこは1,800人ぐらいの住民の方でしたけども、部長にも御紹介をしたんですけども、その取組についてはどんな感想でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大野本政策企画部長。

○大野本政策企画部長

今ほど二宮議員から御紹介のありました、奈良市の旧月ヶ瀬村の取組、Local Coopという取組ですけれども、こちらのほうを見させていただきましたが、公共交通や資源ごみの回収など、非常に多岐にわたっており、参考となる部分も多々ございました。先ほど申しましたとおり今後は、地域づくり組織と連携しながら、このような先進的な取組を調査研究いたしまして、地域づくり組織とセンターと協働しながら、また活動に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

ぜひここにも、いろんな地域の企業も関わっての取組ですんでぜひ参考にさせていただきたいなと思います。

内子町が去年やったかな、緊急除雪作業報奨金支給制度というのをつくりまして、なかなか雪降ったときに、建設業の人にお任せしとつても、なかなかしてもらえないですか。地域のやっぱり幹線まで出る道路を地域の人で今トラクターでも、重機でも、地域で持つとる人たくさんおるんで、そういう人にやっていただいて、それは時間単価4,000円です。そういう取組をね、内子町はしております。こういうのも一つ例になるんじゃないかなと思いますんで参考にさせていただければと思っております。よろしくお願ひします。

2番目の質問に移ります。

米作農業についてですけれども、今回、西予市は中学生に「子育てするなら西予応援米」という事業をされておりますけれども、今のこの事業に対する取組状況を教えていただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

事業の進捗状況について答弁させていただきます。

地元産のお米を食べ盛りの中学生に対して配布します当事業ですが、県内有数の米どころの産地PRに加え、物価高騰中の子育て世帯の生活を支援するため、市内の米生産者と連携して実施するものでございます。

またこの事業ですが、他市で実施されるようなお米券の配布ではなく、米どころ西予ならではの子どもたちに直接お米を手渡す特色ある事業であります。市内の米生産者と消費者である中学生をお米を通じて直接つなげることで、お米を提供いただく生産者の皆様には、ぜひこの事業を通じて、自分たちが育てた自慢の米のおいしさや農業の大切さをPRしていただきたい。そして、生産者の思いがこもったお米を受け取った中学生には、改めて西予市のお米のすばらしさに目を向けてもらうとともに、今後予定しております稲刈り等の農業体験にも参加していただき、地産地消や農業への関心が高まることで、郷土愛を深めるとともに、将来のふるさとへの就業にもつなげていきたいと考えております。

さて、本事業の進捗状況ですが、まず始めに、現時点での市内に住所を有する中学生約 750 人に対して、1人につき 20 キログラムを配布するため、合計で約 15 トンのお米を確保する必要があります。お米は、市が直接農家から買入れを行うこととしており、4月以降、農業水産課が市内の米生産者の皆様に対し、今回の事業趣旨をお伝えして募集を行ったところ、その結果、宇和、野村、城川町の計 30 の米生産者から、コシヒカリ、ひめの凜など全 8 品種、合計で必要数量を大きく上回る 23 トンの申出をいただいたところでございます。加えて、本事業を応援いただくため、今回、市が用意しますオリジナルの 10 キロ入り米袋に掲載する広告協賛団体も募集しましたところ、市内農業関係 6 団体から協賛金の応募をいただきました。このように、多くの米生産者や農業団体から賛同をいただきましたことに対し、この場をかりて厚くお礼を申し上げたいと思います。

今後は、お米の確保の目処がつきましたので、

7月頃から市内中学校と連携して、生徒からのお米の申込み受付を開始する予定です。また、配布時期につきましては、全品種が収穫される 11 月下旬に、市役所本庁及び各支所を産直市場に見立てて、直接中学生及び保護者に手渡しする予定としております。なお、今回購入予定の 15 トンを超える約 8 トン分のお米につきましては、生産者からいただいた本事業に対する温かいお気持ちを無駄にしないよう、一部生産者の了解のもとで、市のふるさと納税返礼品として販売できるよう、経済振興課で対応を進めているところであり、産業部の連携により、ふるさと納税の寄附額増加にもつなげていく予定でございます。

以上、進捗状況の説明とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15 番二宮一朗議員

特に、この事業を言われた後から、今年のお米の高騰というのがありまして、私らも今まで考えられないような今年の状況なので、本当にこれ集まるかなあというふうに心配をしておりました。けれどもやっぱり、市民の皆さんがやっぱり中学生のためにということで、担当課の皆さんの努力というのが、目に見えるようなというふうなことでありがたく思っております。ぜひ成功しますことを祈っております。

またこの中で、米づくり体験とかというのがありましたけどこの実施状況はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

米づくり体験の実施計画について答弁させていただきます。

今回の米生産者に対するお米の募集とあわせまして、中学生の農業体験の受入れについても、募集を行ったところです。その結果、農業 3 団体と 5 名の法人生産者の方から、合計で約 40 人分の受入れの申出がございました。

体験内容の詳細としましては、今後、受入れていただく生産者と打合せの上で決定予定ですが、担当課では、稲刈り作業を中心とした農業体験 3 コースを検討しているところでございます。

具体的には、1つ目として宇和町中川地区で積極的に取り組んでいただいている田んぼダムを活用した治水・減災学習を加えた農業体験コースを、2つ目は、地元青年農業者を中心とした担い手との農業交流体験コースを、3つ目は、城川地域における棚田の特徴ある田んぼで育ったお米の手刈りや稲木架け作業等の、地域触れ合い体験コースを設定する計画としております。

今回の米生産者と中学生をつなぐための農業体験に関しましては、郷土愛の醸成や農業に対するシビックプライドの育成を図る上で、重要なコンテンツと位置づけており、受入れていただく生産者の御意見を伺いながら、充実したものを計画したいと考えております。

なお、全国で米の価格が高騰しまして、毎日のように、備蓄米放出を初めとしたお米のニュースであふれ、県内マスコミにおいても、当市の事業に高い関心を示してもらっており、既に、地元テレビ局や新聞各社からの取材を受けて、一部報道もされてきております。市としましては、この機会を逃すことなく、当事業の目的の一つであります市産米の産地PRに努めるとともに、当事業に協力いただく生産者の温かい思いを中学生にきちんと届け、また中学生がその思いを受け止めて、市産米のすばらしさや農業の大切さに気づいてもらえるよう、今後の事業展開に万全を期していきたいと考えておりますので、農業生産者及び中学生保護者の皆様におかれましては、どうか御理解をいただき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

ありがとうございます。

今、先ほど言いましたような体験型のふるさと納税、こういったものにもつながっていけばいいのかなというふうに思います。それでいいと思うんですけどもこの事業の継続性、これはいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

西予市には、このお米のほかにもいろいろな特産品がございますので、担当部局としましては、令和8年度以降も県などの補助金確保にチャレンジした上で、厳しい財政状況の中でも予算計上が認められるのであれば、引き続き、特産品のPRと消費拡大に伴う、子育て支援と人口減少対策をはじめ、今回の中学生農業体験事業など、地域活性化にもつながるような関連事業も継続して実施していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

ちょっと時間が厳しくなってきましたので、最後の米農家の現状についてですけれども、まず兼業農家の実態についてと、兼業農家への支援の状況についてお伺いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

兵頭産業部長。

○兵頭産業部長

兼業農家の実態につきましては、農林業センサスでの分類指標の中の農業以外の所得が主で、自営農業への従事が60日未満の個人経営体である「副業的経営体」という分類のもとで御回答をさせていただきます。国が直近で公表している農林業センサス2020では、水稻農家に特化した副業的経営体数の公表がなされていないことから、農業全体での副業的形態となりますが、西予市全体では1,812ある農業個人経営体の中で、兼業農家となる副業的経営体は1,257であり、全体の69.4%を兼業農家が占めている状況でございます。

農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中で、専業農家においては、優良農地の集約や大型機械の導入により、大規模農業が推進される一方で、中山間等の条件の不利な農地などは、先祖代々の土地を守るため、多くの兼業農家が採算度外視で支えている現状がありまして、地域における持続的な農地保全には欠かせない存在と認識しております。

また、兼業農家への支援の状況につきましては、兼業農家の方でも、経営改善や規模拡大、新規就

農を検討している方につきましては、認定農業者、あるいは認定新規農業者として、市が認めれば、国、県の補助金を活用することが可能となりますが、先ほど言いました農林業センサス分類上の副業的経営体である兼業個人農家に関しましては、現在、公的支援はございません。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

二宮一朗議員。

○15番二宮一朗議員

今の農業政策自体がもう今、小泉さんがまた変えようとしてますけどいろいろ、大規模農家への土地の集約化とか、農業法人等を推進したりとか、そういったところに国の農業予算というのが今あって、兼業農家に対してはなかなか厳しいという現状ですけど、私が今回これ言いたかったのは、先ほどから言うように、体験農業とかいうことも含めてですね、米どころの西予ならでこそ、やっぱりそういう兼業農家とか、少し小さい農地でも守っていかないと、自分の地域の草刈りとか、そういうあぜの状況とか、そういうのを思いながらやっていただいている人たくさんあるわけですよ。もう、大規模農家だけ機械でが一っと任したら、本当にそれでいいのかっていう。だから米どころだからこそさっき言った、子育てするなら西予応援米事業もあったというふうなことを踏まえたら、採算がとれるのは分かります。いろんなことでね。でも、やっぱりそういう中でも、何かこう西予市の農業に対する思いはこうですよ、みたいなものが何かね、そういう中間的なことを媒介できるような、機械の貸し借りであったりとか、そういうふうなことが何かちょっと、具体的に、もう時間ないんで言えないんですけども、そういうふうなところを今後ね、ぜひ、農業水産課のほうで考えていただければなというふうに思います。

最後の後継者問題についてとか、農業機械レンタル事業とか、そういったところの話はもうできませんけども、一応そういう思いだったということだけをちょっと思っていたかきまして、今後に生かしていただきたらと思いますので、よろしくをお願いします。以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。(休憩 午前11時 07分)

○宇都宮議長

再開いたします。(再開 午前11時 20分)

次に、2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

議長に発言の許可を得ましたので、質問をいたします。

日本共産党の大森揚子です。

よろしく願いをいたします。

まず最初に、放課後児童健全育成事業についてお伺いをいたします。

この事業はどのような事業なのか、教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

放課後児童健全育成事業の事業概要についてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業、通称放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状態や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業となります。

西予市におきましては、市内9カ所で実施しており、全て民間へ事業を委託しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

それでは次に、こども家庭庁と文部科学省が令和6年12月末に取りまとめた放課後児童対策パッケージ2025についてお伺いをします。

この内容について教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

放課後児童対策パッケージ2025についてお答

えいたします。

放課後児童対策パッケージ 2025 とは、待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から、令和6年度から令和7年度に集中的に取り組むべき対策として、令和5年度に示されました放課後児童対策パッケージを改定したものになります。

今回の改訂では、これまでの取組から浮かび上がった3つの課題に対して、6つの対応策を追加して整備されております。

課題の1つ目は、待機児童発生状況の偏りです。全国的な状況として、時期と学年と地域に隔たりが見られます。夏休み前までの時期、特に必要性が高い小学1年生の待機児童の発生、関東地域に全体の4割を占める待機児童が発生しているということです。そのため、夏季休業期間中の開所支援や、待機児童数の多い自治体に向け、モデル事業等を展開する対応が講じられております。

課題の2つ目は、補助事業の未活用等です。様々な補助メニューの一層の周知や安全対策のための定員管理の必要性から、安全対策について、さらなる方策の検討がされております。

課題の3つ目は、関係部局間、関係者間の連携です。対応策として、福祉部局、教育委員会間での連携について、運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用の際に、教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有などがあります。以上が、放課後児童対策パッケージ2025の内容となります。

答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

それでは、そこで、西予市の放課後児童クラブについてお聞きをいたします。

西予市5町の放課後児童クラブは、西予市が委託をして、それぞれの委託先が運営をされております。それぞれの運営主体と定員数を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

市内の放課後児童クラブの状況についてお答えいたします。

令和7年度は、宇和地区5カ所、野村地区1カ所、城川地区1カ所、三瓶地区1カ所、明浜地区1カ所の合計市内9カ所で実施しています。各クラブの定員数及び運営主体ですが、宇和地区は、社会福祉法人西予総合福祉会が運営している、トトロクラブ、明日田クラブ、ななほし中川、なかよしクラブがあり、定員はそれぞれ40人です。

また、NPO法人独歩が運営しておりますてっぺん広場は、定員25人で、市内全域の児童を受入れています。野村地区にある野村キッズは定員40人、城川地区にある城川キッズは定員25人で、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会が運営しています。三瓶地区にあるすこやか児童クラブは定員40人で、社会福祉法人三瓶福祉会が運営しており、明浜地区にあるおれんじクラブは定員31人で、株式会社百笑一輝が運営しています。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

今、教えていただきました放課後児童クラブですが、何カ所かの放課後児童クラブでは、例年、待機児童が出ていると聞いております。待機児童が出ている放課後児童クラブについて、過去3年間の4月1日現在の待機児童数を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

待機児童につきましては、毎年5月に県に報告しておりますので、5月1日時点でお答えさせていただきます。

過去3年の待機児童数は、例年実施されております5月1日現在の県報告の数字を用いますと、令和5年度が15人、令和6年度が15人、令和7年度は40人となっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

例年、このように待機児童が出ておりますが、その要因はどこにあるとお考えでしょうか。

また、令和7年度に40名に増えたのはどのような理由からでしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

待機児童が発生する理由につきましては、共働き世帯の増加や祖父母も就労されている方が増えたことにより、放課後児童クラブを利用したい人が増えていること、また、高学年の利用者も継続して利用を希望されていることなどが考えられます。これまで高学年になると利用者が減る傾向にありましたが、家庭環境の変化に伴い、継続して利用を希望する4年生以上の児童が例年より増加していることや、一部クラブにおいて、運営の適正化に向けて定員以上の受入れをしない方針となったことなどが理由と考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

先ほど御説明いただきましたように、こども家庭庁と文部科学省が連携し、待機児童対策の一層の強化と、放課後の児童の居場所確保に向け、予算・運用等の両面から、令和6年度から7年度に集中的に取り組むべき対策として、放課後児童対策パッケージ2025を自治体に通達されております。この放課後児童対策パッケージ2025を受けて、西予市では、待機児童を減らすためにどのような対策をされておりますでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

待機児童への対応についてお答えいたします。

この事業は市から事業者へ委託しているため、それぞれの委託先の対応となりますが、基本的には、定員以上の申込みがあるクラブにおいては、利用登録の際には各クラブで基準を設けて、点数

化し、入所を決定していると伺っております。待機児童となった方には、各クラブにおいて年度途中で退所となった方がいる場合は、点数に応じて随時順番に案内をされています。

また例年、夏休みを過ぎると児童等の状況の変化による退所、また申請取りやめ及びほかの施設の案内等により徐々に解消しており、令和6年度は10月1日時点の調査において、待機児童はゼロとなっております。

放課後児童対策パッケージ2025の対応策では、適切な利用調整や、令和7年度の拡充対策として、夏季休業期間中に、事業所以外の分室において、一時的に放課後児童クラブを実施する場合等に必要な運営費等の補助を行い、受け皿の量的拡充を図るとされております。分室については、待機者のあるクラブに確認したところ、追加の支援員の確保が難しく、現状としては、分室を置くことは困難であると伺っております。しかし、市といたしましては、利用調整を積極的に行い、受入れの弊害となっている事項があるのであれば、その解消に向けて事業者と協議を進め、待機児童の解消ができるよう努めてまいります。

また、多様な居場所づくりの推進としては、放課後子ども教室や児童館等の連携について、運営上の課題や今後の利用状況等を整理し、国の動向を踏まえて検討していかなければならないと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

放課後児童対策パッケージ2025で関係部局、関係部局間、関係者間の連携に課題が見られることがあると指摘をされております。市と委託先との連携はどのような状況でしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

委託先との連携についてお答えいたします。

運営に関する協議、検討及びクラブ間の情報共有を図る目的として、放課後児童クラブ事務担当

者を毎年実施しております。

今後についても、現在の制度や放課後児童対策パッケージ 2025 についても情報共有が必要だと感じておりますので、勉強会を行うなど引き続き開催してまいります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

次の質問に移ります。

夏休みの対応についてお伺いをいたします。

一部の放課後児童クラブの中で、待機児童が多く出て、保護者の皆さんが大変困っているということをお聞きしております。待機児童を抱える保護者の方が今一番困っていることが目前に控えた夏休みです。長い夏休み、1 日子どもたちだけでほっとくわけにはいかない。これは本当に切実な問題であることは誰もが認める場所であると思っております。

私たちが子どもの頃は、外に出れば誰かがいた、学校のグラウンドに行けば友達がいた、みんなで押したり押されたりしながら育ち合った、そういう時代でした。今は人口減少が進み、そういう時代ではありません。過疎化が進む地域でぽつんと 1 人、家の中でゲームをして長い夏休みを過ごす。こういう状況だからこそ、子どもたちに育ち合える環境を保障しなくてはならないのではないのでしょうか。長い夏休みに希望する子どもたちを専門の指導員のいる放課後児童クラブに受け入れることができるようにはなりませんか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

夏休み期間中の対応についてお答えさせていただきます。

事業を委託している事業所に確認いたしましたところ、基本的に夏休み期間中のみの利用の受付は現在行っておらず、年間を通して利用が必要とされる方から、優先順位をつけて、定員の範囲内において受入れている状況でございます。

なお、宇和地区にあるてっぺん広場は、全地区

を対象としており、月額利用料ではなく、日額利用料としていることから、スポット的に利用される方が多いようです。また、夏休み期間中の入会希望者の場合は、年度当初に相談はされており、夏休み前になれば、契約を行い、その日の利用者数によって、定員まで受入れを実施されておりますが、定員を超える可能性がある場合は、安全対策の観点から受入れられない場合もあると伺っております。

市といたしましては、国の制度にある長期休暇支援加算や分室対応補助等を活用して対応していただきたいと思いますと考えております。それぞれの事業所の事情もあると思われまますので、国の制度を丁寧に説明して、事業への理解を得られるよう努めてまいります。

なお、待機児童のあるクラブの地域には児童館もございます。児童館はいつでも御利用いただけますので、ぜひ御利用いただければと思います。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございます。

目前に迫った夏休みに向けて何らかの対応をとっていただきますように、保護者の要求は切実なものがありますので、よろしく願いをいたします。

次に委託料についてお尋ねをします。放課後児童健全育成事業における委託料について、御説明ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

委託料についてお答えいたします。

放課後児童健全育成事業は、国の子ども・子育て支援交付金を財源として実施しており、子ども・子育て支援交付金交付要綱に沿って委託料を算出しております。主に、職員配置や平均利用児童数に応じた基本金額に対象日数による加算や障がい児を受け入れるための費用等を加算して決定しております。財源内訳は、国・県・市それぞれ 3 分の 1 で負担しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

放課後児童健全育成事業の子どもの適正人員、人数は36名から45名であるとお聞きしています。適正人数により、少なくとも多くても、基準額が減額になり、結果、委託料に影響するという制度になっているとお聞きしました。委託料を増やすことはできませんか。御答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

長野福祉事務所長。

○長野福祉事務所長

委託料の増額についてお答えさせていただきます。

待機児童の解消のための委託料増額については、事業者が職員配置の変更や長期休暇支援等を行われるようであれば、国の基準に沿って委託料を増やすことは可能です。

しかし、委託先からは支援員を追加で配置する必要があり、人員の確保が難しく、委託料が増えたとしても対応は難しいと伺っております。先ほども申し上げましたとおり、各事業所へ、国の制度を丁寧に説明し、受入れの弊害となっている事項があれば、その解消に向けて、事業者と協議を進め、待機児童の解消に向けて努めてまいります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

私は、待機児童が出ている放課後児童クラブを訪問しました。宇和町では、委託が4カ所、それぞれこれ以上の受入れは難しいとお聞きしました。宇和町内には民間経営が1カ所ありますが、市が委託している放課後児童クラブに待機児童が出ている現状からすると、宇和町では、もう1カ所放課後児童クラブが必要だと思いました。野村町では1カ所しかないのに、待機児童となると現状では空きを待つしかなく、野村町でももう1カ所放課後児童クラブが必要ではないかと思いました。

先ほど、今後、市と委託先が連携をして取り組

んでいく方向であるということをお聞きしましたが、待機児童の解消に向けて、あらゆる方向での対応策に力を入れていただきたいと思います。

保護者たちが、西予市の待機児童ゼロを目指す会を立ち上げられ、井関議員のほうには、「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書」が届いているようです。この会は署名活動も始められております。待機児童となった保護者からは、もっと働きたいのに、就労時間を短くしなければならない。子どもの下校までの短時間では働けず就労を断念した。夏休みだけの利用は断られ、途方に暮れている。野村地区は、合併後の学童保育は1カ所だけのため、待機児童はほかに行くところがないなどの切実な声が上がっております。

子育てするなら西予、このスローガンは西予市で働いている子育て真っ最中の若い世代のカップルにとっては大変魅力的で、大変力強いメッセージとなっているのではないのでしょうか。日本全国で加速的に人口減少が進んでいる今こそ、今声が上がっている若い子育て世代の要望に西予市は積極的にこたえるべきです。子育て真っ最中の若い世代から子育てするなら西予やなって喜んでもらい、全国に西予市をアピールしてもらいましょう。市長、若い世代の要求に今こそ答えるときです。

仕事を諦めさせることは、西予市にとって財政的にも損失であるし、若い世代の特に女性の力を引き出していくことにはなりません。若い世代を疲弊させることは、ひいては西予市を疲弊させることにつながるのではないのでしょうか。財政事情も大変厳しくなっているようですが、西予市をこれから築いていく若い世代が生き生きと力を発揮できるよう、ぜひ応援していただきたいと思いません。

次に移らせていただきます。

がけ崩れ防災対策事業についてお伺いをいたします。

異常気象が取り沙汰される昨今、これからの季節、大雨による土砂災害が心配されます。

まず、お尋ねをいたします。

西予市には、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所がそれぞれ何カ所あるか教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

土砂災害警戒区域等についてお答えいたします。
土砂災害警戒区域また、土砂災害特別警戒区域につきましても、土砂災害防止法に基づきまして愛媛県が指定しておりますが、その指定の目的は、近年、激甚化・頻発化している土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑りなど）から、住民の生命を守るため、土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにして、住民が安全に避難できるよう、警戒避難体制の整備や、一定の行為の制限を行うものでございます。

令和7年4月1日時点での西予市内の指定の状況は、土砂災害警戒区域が1,411カ所、土砂災害特別警戒区域が1,234カ所となっております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございます。

西予市は地形的に土砂災害のおそれが多いところであるということが改めてよく分かりました。今回は、急傾斜地の崩壊に対しての、がけ崩れ防災対策事業についてお伺いをいたします。

これはどのような事業なのか端的に教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

事業内容についてお答えいたします。

がけ崩れ防災対策事業は、がけ崩れによる災害の防止を図り、住民の生命財産の安全に寄与することを目的として、愛媛県から補助金の交付を受け、西予市が事業実施主体として、擁壁工事や法面工事を行うものでございます。当該事業の対象条件は大きく4つございます。

1つ目に、対象物件が人家であることもしくは公共的建物であること。

2つ目に、がけの高さが5メートル以上で、傾斜が30度以上であること。

3つ目に、自然の地形によってつくられたがけ

であること。

最後4つ目に、対象物件はおおむね築5年以上経過した物件とされています。この条件がそろえば、県補助事業の対象となります。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

がけ崩れ防災対策事業について、他市ではホームページで周知をされておりました。西予市では、この事業について、市民にはどのように周知されているのでしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

市民への周知についてお答えいたします。

当該事業の市民への周知に関しましては、当市ホームページへの掲載や広報等でお知らせしていませんが、要望箇所がある場合、地元要望として区長さんを通じて取りまとめしていただき、建設課に要望書が届けられる流れがおおむね定着しております。

しかしながら、市民の皆様に幅広く周知するという観点から、今後ホームページ及び広報等によりましてお知らせしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

住民から申請があった場合のこの事業の進め方について教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

事業の進め方につきましてお答えいたします。

当該事業の実施に当たっては、まず地元区長、または事業要望者御本人から、建設課もしくは各支所産業建設課へ御連絡・御相談いただくような流れになってます。その後、本庁事業担当者

が現地を確認しまして、県補助事業の対象になるかどうかを判断した上で、対象となる場合はそのことを要望者へお伝えして、条件等を付した要望書とともに、所定の申請書を提出していただくという流れになっております。

提出時に、工事費と受益者負担額の概算をお知らせしておりますけれども、正式な工事設計を完了した後、工事費及び受益者負担額の変更が生じた場合は、速やかに申請者へお知らせしまして、事業実施の意思を再確認行った上で、工事を発注いたしております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

申請者には負担額をどのようにお知らせをされておりますか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

受益者負担額をお知らせする方法についてお答えいたします。

受益者負担額については、以前は要望箇所が県補助の対象になることが確定した後に、要望書の提出時に口頭でお知らせしておりました。しかし、令和7年度からは受益者負担を明確にするため、要望書に概算工事費、概算負担額を明記した上で提出していただくように変更いたしております。

当該要望書には、そのほか、事業費の15%を指定期日までに市に納めていただくこと。施行範囲の用地は提供していただくこと。申請後の取下げは行わないことなどを明記しております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

見積もった工事費が物価高騰などにより変更した場合、その都度、申請者には文書で報告をし、それに伴う申請者の負担額の変更についても、申請者の同意を得て進めるという理解でいいでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

お答えいたします。

要望者、行政側ともにその内容を共有した上で事業を進めていくということで御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございます。

申請者には大きなお金がかかってくるようになります。文書については、手渡すだけではなく、その都度しっかりと説明をし、申請者が納得をしたことを確認して進めていくことをお願いしたいと思います。

次に、この事業の費用負担はどうなっておりますでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

費用負担についてお答えいたします。

当市のがけ崩れ防災対策事業の費用負担につきましては、事業費の60%が愛媛県の補助金、25%が西予市、残りの15%が申請者に御負担いただくこととなっております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

割合負担を定めた法的根拠を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

費用負担をどう決定して負担割合を定めた法的根拠はあるのかということについてお答えいたします。

事業費の60%の県補助金につきましては、愛媛

県がけ崩れ防災対策事業補助金交付要綱に定められておりますが、西予市の負担分と受益者負担の割合に関しましては、事業を実施する前段で西予市の内規で定めております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

私は、このがけ崩れ防災対策事業は公共事業であることから、申請者に負担を求めることに対しては疑問を持ちます。市が申請者に負担を求めていることに対しては、この事業を必要とする人が、金銭面で躊躇することのないよう、十分な対応、対策を講じることが必要であると考えます。よろしく願いいたします。

次に、申請者の負担の名称について教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

受益者負担の名称についてお答えいたします。

当該事業の受益者負担の名称につきましては、西予市は合併前の調整を経て、合併当初から寄附金といたしております。しかしながら、当該事業の所管課内において、分担金もしくは負担金へ名称変更すべきではないかという意見も出てるところです。

また、県内の他市町 20 市町の状況も把握できておりますので、現状に見合った受益者負担の名称について今後、変更するよう進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

現在は寄附金ということでされておるようですが、寄附金の納付について強制力はあるのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

寄附金の納付について強制力があるのかとの質問についてお答えいたします。

事業申請者から提出されます要望書と申請書の中で、受益者負担の負担割合が事業費の 15%であることを明記してありまして、また、市が指定する期日までに寄附金として納付する事項も記載しているところであります。

このことから、納付していただくことについて一定の拘束力があるものと認識しておりますので、申請者に納付書を送付し、納めていただいております。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

何らかの理由で納付が困難になった場合の対応はどうされておりますか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

寄附金免除等についてお答えいたします。

分担金の場合ですけれども、他の市町では、徴収期間を延長したり、金額の減額を行ったり、免除している市町はあるようです。減免等については、災害等の特別な理由が必要となっている場合があるということでございます。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

市の補助についてお聞きをいたします。

このがけ崩れ防災対策事業の負担については、負担金が多額となるため、申請することを躊躇し、異常気象の昨今、不安なまま生活を送られている方がおられるのではないかと危惧しています。申請者の負担率を下げる、あるいは減免措置をとることなどは、今できませんでしょうか。減免措置のことは今ちょっとお答えいただきました。

またホームページで調べましたところ、大洲市は、このがけ崩れ防災対策事業の要件に当てはま

らない場合については、市単独のがけ崩れ防災対策事業費補助金を設けており、市が査定する事業費の10分の5以内、限度額85万円を補助しております。大洲市のように、がけ崩れ防災対策事業の要件に該当しない方には、市単独の補助金を設けることはできませんか。御答弁ください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

市の補助についてお答えいたします。

大洲市の単独がけ崩れ防災対策事業につきましては、西予市も承知しているところです。

本市では、がけ崩れ防災対策事業につきましては、県の補助金を受けて実施する事業分、県補助分と、県補助の要件に満たない事業分、市単独分があります。条件の違いはがけの高さの基準において、県補助分が5メートル以上となります。市単独分は5メートル未満、3メートル以上というような条件となっております。事業費の限度、またそれに加えまして、事業費の限度額が150万円以上500万円未満であることが条件となっております。

また受益者負担につきましては、先ほど御説明いたしました県補助分は、事業費の15%に対しまして、市の単独分は30%となっております。

平成30年災害時に当該事業の要望が多数ありましたが、県補助事業にならない案件につきましてはその当時は市単独事業で実施した実績もございます。以降、ここ数年は市単独分の事業要望がほぼないという状況から、当初予算において関連経費を計上しておりません。

以上、答弁といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

土砂災害は市民の生命・財産に関わってきます。市民の生命・財産を守ることは、行政の最も大事な役目です。西予市の財政状況も非常に厳しいものとなっているようですが、経済的理由で申請を躊躇し、不安なまま生活を送る住民がいないよう、十分な対応・対策を講じるようお願いいたします。梅雨に入りましたが、今年は梅雨入りから

梅雨の末期のような大雨が降り、土砂災害が心配される場所です。先ほど西予市の土砂災害警戒区域が1,411カ所、土砂災害特別警戒区域が1,234カ所もあることを教えてもらいました。西予市の地形の特徴からして、このがけ崩れ防災対策事業は、防災減災において大変重要で、今後も求められる事業であると思います。今回、土砂災害防止に向けて、宇和町、三瓶町、明浜町で現地調査を行うことを関係住民の皆さんにお知らせをしていただいております。管家市政の3本柱の一つに防災減災が取上げられております。市民の生命財産を守るために、さらなる対応策に力を入れていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、病院施設の状況に移らせていただきます。

3月28日に地域医療振興協会との基本協定書が締結され、4月1日より協会の管理運営が始まりました。

まず、基本協定書の第4条、年度協定書についてお尋ねをします。市と協会が10年間の指定期間中に、毎年度締結することになっているのが、年度協定書です。本年度はいつ締結をしたのか。また、その締結内容を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えいたします。

年度協定書につきましては、政策的医療交付金や、愛媛県からの医師派遣等について記載されておりまして、4月1日付で締結しております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

今年度の政策的医療交付金の額を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

お答えいたします。

今年度の政策的医療交付金が4億8000万円以

内となっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

次に、第34条、事業計画書についてお尋ねをします。協会は毎年度、市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の確認を受けなければならないとなっております。事業計画書は提出されたのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

事業計画書についてお答えします。

令和7年度の事業計画書ですが、地域医療振興協会のホームページにおきまして概略等につきましては既に公開をされております。詳細につきましては、年度末におきまして、医師や、医療従事者の離職がありましたことから、これに対応する形で診療体制を再編成しているところでありまして、現在、協会において、現状の分析を進めながら計画書の作成を行っている聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

いつ頃提出される予定でしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまのいつ頃の提出になるかという御質問にお答えいたします。

上半期の決算が確定した10月以降と見込んでおります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

事業計画書の確認及び分析はどの組織が行い、どのように対応されますか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

事業計画書の確認なんですけれども、生活福祉部の健康づくり推進課が確認を行いそこで分析をさせていただきます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

次に第35条、業務報告書についてお尋ねをします。

協会は、毎月終了後31日以内に指定管理業務の実施状況、利用の状況及び利用者からの苦情、意見、要望等の内容及びこれらへの対応状況を記載した業務報告書を市に提出しなければならないとなっております。業務報告書は提出されたのでしょうか。提出されているのであれば、内容も教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

業務報告書についてお答えいたします。

業務報告書については既に提出をされております。各施設から4月分の実績報告が提出されておりますので、患者、入所者の人数について報告をさせていただきます。

西予市民病院の4月の外来患者数は3,069人で昨年と比較して440人の減少となっております。入院患者は2,538人で、昨年同月比826人の増加となっております。一方、野村診療所におきましては、外来患者数は2,833人で、昨年同月比で361人の減少となっております。次につくし苑の実績です。入所者は2,109人、昨年4月比で333人の減少となっております。一方で、短期入所は169人で60人の増加、通所リハビリは456人で、昨年より90人の増加となっております。なお、この患者数や入院、入所者数につきましては、全て延べ人数となっております。

市としましては、4月の実績の数値が出てきましたが、医師の異動や無床化など、指定管理による運営開始に伴って体制が大きく変化していて、移行後間もないことから、1カ月の実績だけで、経営状況や全体の傾向を判断するのは難しく、今後の推移を注意深く見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

業務報告書の確認及び分析はどの組織が行い、どのように対応されますか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの質問にお答えします。

業務報告書の確認につきましては、担当部署である健康づくり推進課が行い、さらに指定管理者管理運営審査委員会において確認を行います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

今、御報告ありました業務報告書の確認を行うとなっている指定管理者管理運営審査委員会の構成メンバー、進捗状況を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

指定管理者管理運営審査会の構成員と進捗状況についてお答えします。

審査会の構成は医療福祉関係者や、住民の代表及び、学識経験者を予定しており、現在、人選中であります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

まつもとみき議員はじめ、私も含め議員8名が、前議長に、この管理運営審査委員会に議員を入れるように申入れをしております。今後の病院経営運営に市民の声を反映させていくためにも、ぜひ市民の代表として議員をメンバーに入れるべきではないかと考えます。よろしく願いをいたします。

次に、第49条、管理運営協議会の設置についてお尋ねをいたします。

市及び協会は、指定管理業務の円滑な実施、病院の管理運営に関する重要な事項を協議するため、管理運営協議会を設置するとなっております。この管理運営協議会の構成メンバー及び、病院の管理運営に関する重要な事項とはどのような事項なのか、また、協議内容は公開されるのでしょうか。お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

麓生活福祉部長。

○麓生活福祉部長

ただいまの協議会の内容についてお答えいたします。

市と地域医療振興協会は、指定管理業務の円滑な実施、病院の管理運営に関する重要な事項を協議するため設置するものでございます。

構成員につきましては、西予市と協会の関係部署職員とで構成をされております。基本協定書の第49条にある重要な事項というのは、3施設の指定管理業務の実施状況及び、3施設の管理運営業務などとしております。

協議内容につきましては、原則公開と考えておりますけれども、個人情報や企業情報、意思決定の過程情報などは公開できない場合もございます。現在3施設の運営体制は指定管理へ移行を経て、新たな体制での運営が始まったばかりです。現在、現場では職員一人ひとりが身近なところで医療福祉が受けられる環境を目指し、日々全力で取り組んでいるところです。

令和7年3月の定例会においても二宮議員の御質問にお答えしたとおり、今回の医療福祉改革は、単に行政や指定管理者の努力だけではなし遂げられません。地域住民の皆様にも、地域医療や福祉の在り方をともに考え、ともに支えていただく三位一体の体制がなければ、人口減少が進む中、厳

しい現状の中では、持続可能な体制を築くことはできません。議員の皆様にも地域医療と福祉の整備充実のため、ぜひとも御理解と御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

次に移らせていただきます。職員の異議申立てについてお尋ねをします。

先日、職員が分限免職の処分に対しての異議申立てをしておりますが、現在どのような状況になっているのでしょうか。教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

職員の異議申立てについて御答弁申し上げます。

当市におきましては当市に勤務する職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障することを目的に、3名の委員によります公平委員会を設置しております。

この委員会は職員の懲戒その他、その意に反する不利益処分についての審査請求を公平・中立な第三者の立場で審査をする機関でございます。議員御質問の審査請求（いわゆる異議申立て）でございますが、西予市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則、こちらの規定に基づきまして本年3月31日付の分限免職処分について、被処分者から公平委員会へ提出されたものでございます。

公平委員会における審査の進捗状況でございますけれども、先般、処分者であります西予市長から審査請求に対する答弁書を公平委員会へ提出をしたところでございます。

今後につきましては審査請求人と処分者、双方の主張をもとに公平委員会によります審理が進められるものと考えております。処分側といたしましては、委員会の審査結果に対して、適切に対応する考えにございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

ありがとうございます。

4月1日から指定管理者制度導入に伴う地域医療振興協会の管理運営が始まりました。ドクター、看護師など職員不足により、患者にいろいろな支障が出ているのではないかと大変危惧をしております。現場で働いていただいているスタッフの皆さんの状況はとて大変なのではないでしょうか。

私たち市民の生命と健康を守っていくためには、今以上の医療の後退は食い止めなければなりません。地域に開かれた、地域から求められるおらが町の病院となるにはどうしたらいいのか。地域住民の医療に対する要望にこたえるにはどうしたらいいのか。職員が疲弊することなく、誇りを持って働いていけるようにするにはどうしたらいいのか。現在の状況を市民みんなが把握することが必要なのではないのでしょうか。そのためにもぜひ情報公開が求められます。市と協会には、住民の声が反映された地域医療となりますよう、力を尽くしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に移らせていただきます。

財政危機脱却プランについてお尋ねをします。

5月29日、6月5日にNHKにおいて、西予市の財政危機に対するニュースが報道されました。市民からは不安な声が届いております。自治体の貯金に当たる財政調整基金が最も多かった平成28年度末におよそ48億円が積立てられておりましたが、この8年間で1割以下のおよそ3億円にまで減少したという報道でした。家庭なら、480万円の貯金が30万円になったということになります。

何にどれだけ使ったのか、それが適正だったのか。端的に御説明をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

財政調整基金についてお答えをいたします。

先ほど、この件につきましては二宮議員からの御質問に対しまして市長がお答えをいたしておりますが、令和6年度末時点で10.7億円となりまして、そこから令和7年度当初予算での取崩し額

8億円を差引きいたしますと、4月の期首時点におきましては、2.7億円となっております。9月補正予算におきましては前年度決算余剰金を基金に積み戻しをいたしますので、一時的には増えるかと思えますけれども、その後も経済対策、台風などの災害復旧、給与改定など、こういったことで取り崩すことも想定されておるところでございます。

今後につきましては特に、当初予算編成での取崩し額を例年よりも抑えていくことが重要であると考えております。

この財政調整基金が減少した理由につきましては、これまでも申し上げてきておりますけれども、一番言えるのは本来、合併の効果である行財政基盤の確立のための対応できる行政のスリム化、そういったところが十分に成り得てないということが大きな原因、またそれに伴うわけじゃないんですけども地方交付税の減少、そういったところも大きく影響しているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

スリム化が停滞する一方で、片や合併特例債を利用してのインフラ整備を進めてこられた。ここは市民からも声が上がっているところですので、今後丁寧な説明が求められるところではないかと思えます。よろしくお願いをいたします。

次に、財政危機脱却プランについてお伺いをいたします。

財政危機脱却に向けたスケジュールですが、先ほど御説明がございましたが、1月から2月にかけて開かれた戦略会議、5月から6月にかけて開かれた検討委員会、それぞれの構成メンバー、検討された内容を教えてください。

また、資料の中に外部委員とありますが、どのような方なのか、また何人関わっておられるのかを教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

まず、今年の1月から2月にかけての戦略会議

は市の部長級の職員で構成したものでございます。

また、5月に現在も検討いたしておりますけども内部の検討委員会につきましても、先ほども申し上げましたが、委員長を副市長、以下教育長また部長級職員で構成する検討委員会となっております。

有識者会議につきましては、主に市外の関係民間企業でありますとか、そういった財政等々に詳しい方々に御依頼を申し上げまして、この先今月、来月という形で開催し、御意見等を賜る予定でございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

今後の予定として8月から9月にかけての第2回戦略会議を経て、9月議会に報告をされ、10月にプランの公表。その公表後、すぐにプラン実行に向けた取組を開始、その後、11月に市政懇談会を開くと理解をしております。NHKのニュースにおいて、住民には丁寧に説明して、理解と協力を求めていきたいと言われておりました。市民も不安を感じている方が少なくありません。今すぐにも住民説明会を開いて、現在の状況を丁寧に説明すること。そして、この財政調整基金が8年間で48億円から3億円にまで、減少したことについて、市民に負担を求める方向は間違っていると私は考えますが、市長、どうお考えですか。御答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山住総務部長。

○山住総務部長

まず、今後の予定でございますけれども、市民の皆様への周知につきましては議員もおっしゃられました市政懇談会におきまして、事前に資料等も配付させていただき、それをお目通ししていただいて、一定の理解を内容について確認をいただいた上で、詳細な説明については市政懇談会の場で、改めて御説明を申し上げたいと思えます。

その際に、当市のこの財政状況に至った経緯等についても、あわせて御説明を申し上げたいと考えております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森揚子議員。

○2番大森揚子議員

財政調整基金が3億円にまで減少したことをことさら市民の不安をあおる方向ではなく、この財政状況の検証について反省も含めて、市民に分かりやすく説明をし、理解を得ながら丁寧に進めていくことが求められていると思います。

市が進められている医療改革にも、当面多額の財政支出が続きます。財政再建が市民、職員に負担がかかってくるような方向ではないよう、引き続き注視をし、ともに財政再建に取り組んでいきたいと思っております。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。(休憩 午後0時16分)

○宇都宮議長

再開いたします。(再開 午後1時30分)

ただいまから議案順に質疑を行います。

(日程3)

○宇都宮議長

日程第3、議案第80号「西予市小中学校学習用端末の取得について」から議案第94号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの15件を一括議題といたします。

これより本件15件に対する一括質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案のうち、第89号については関係各常任委員会へ、議案第80号から議案第82号、議案第93号及び議案第94号の5件は総務常任委員会へ、議案第90号は厚生常任委員会へ、議案第83号から議案第88号、議案第91号及び議案第92号の8件は産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程4)

○宇都宮議長

次に、日程第4、議案第95号「交流広場整備工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

安岡建設部長。

○安岡建設部長

議案第95号「交流広場整備工事請負契約について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設につきましては、平成30年7月豪雨による浸水被害を受け、策定した野村復興まちづくり計画及び野村地区都市再生整備計画に基づき、復興とまちのにぎわいの創出を図ることを目的として整備するものであります。

新たに整備する本施設は、地域住民の交流の場として、日常での利用はもとよりイベント時に、商店街や乙亥の里、野村地区の市街地と一体的ににぎわいを生み出す広場として活用を図ってまいります。

本工事につきましては、去る6月10日、電子入札による事前審査型一般競争入札の開札を行い、貝吹土建有限会社代表取締役大田信介氏と工事請負金額2億6378万円で6月11日に工事請負仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮議長

理事者の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第95号は産業建設常任委員会へ付託いたします。

(日程5)

○宇都宮議長

次に、日程第5、請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」及び請願第2号「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書の2件を一括議題といたします。

請願2件の詳細につきましてはお手元に配信いたしております請願・陳情文書表を御参照ください。

ただいま議題となっております請願第1号については、総務常任委員会へ、請願第2号については、厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案及び請願について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

6月27日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

散会 午後1時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 山下 昌和

同 議員 宇都宮 久見子

第 4 日

6月27日（金曜日）

令和7年第2回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|------------------------------|------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和7年 6月27日 | 教 育 部 長 | 谷 川 和 久 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 明 浜 支 所 長 | 竹 内 克 之 |
| 1. 開 議 | 令和7年 6月27日 | 城 川 支 所 長 | 中 城 多 喜 恵 |
| | 午後 2時00分 | 三 瓶 支 所 長 | 浅 野 幸 彦 |
| 1. 散 会 | 令和7年 6月27日 | 総 務 課 長 | 山 崎 徳 博 |
| | 午後 3時32分 | 財 政 課 長 | 沖 野 貴 洋 |
| 1. 出 席 議 員 | | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1 番 | まつもと みき | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2 番 | 大 森 揚 子 | 事 務 局 長 | 池 田 い ず み |
| 3 番 | 山 下 昌 和 | 議 事 係 長 | 瀧 川 健 二 |
| 4 番 | 宇都宮 久見子 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 宇都宮 俊 文 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | | |
| 8 番 | 中 村 一 雅 | | |
| 9 番 | 河 野 清 一 | | |
| 10 番 | 山 本 英 明 | | |
| 11 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 12 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 13 番 | 源 正 樹 | | |
| 14 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 森 川 一 義 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| 5 番 | 信 宮 徹 也 | | |
| 7 番 | 加 藤 美 香 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 管 家 一 夫 | | |
| 副 市 長 | 酒 井 信 也 | | |
| 教 育 長 | 宇 都 宮 明 彦 | | |
| 総 務 部 長 | 山 住 哲 司 | | |
| 政 策 企 画 部 長 | 大 野 本 敦 | | |
| 生 活 福 祉 部 長 | 麓 寿 春 | | |
| 福 祉 事 務 所 長 | 長 野 静 香 | | |
| 産 業 部 長 | 兵 頭 章 夫 | | |
| 建 設 部 長 | 安 岡 克 敏 | | |
| 会 計 管 理 者 | 岩 本 博 文 | | |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 宇 都 宮 憲 治 | | |

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
(5番 信宮徹也、7番 加藤美香)
- 2 議案第80号 西予市小中学校学習用端末の取得について
議案第81号 西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第82号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第83号 西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第84号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について
議案第85号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第86号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第87号 西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第88号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)
議案第90号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第91号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第92号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第93号 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第94号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第95号 交流広場整備工事請負契約について
- 請願第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願
- 請願第2号 西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書
- 3 議会報告第1号 西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会報告について
- 4 発議第3号 西予市議会のあり方に関する特別委員会の設置について
発議第4号 西予市の財政に関する特別委員会の設置について
選任第3号 西予市議会のあり方に関する特別委員会委員の選任
選任第4号 西予市の財政に関する特別委員会委員の選任
- 5 閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について
- 6 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|--|-----------|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| 2 | 議案第80号 西予市小中学校学習用端末の取得について | 議案第94号 | 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第81号 西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 議案第95号 | 交流広場整備工事請負契約について |
| | 議案第82号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 請願第1号 | 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願 |
| | 議案第83号 西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について | 請願第2号 | 西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書 |
| | 議案第84号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について | 3 議会報告第1号 | 西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会報告について |
| | 議案第85号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について | 4 発議第3号 | 西予市議会のあり方に関する特別委員会の設置について |
| | 議案第86号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について | 発議第4号 | 西予市の財政に関する特別委員会の設置について |
| | 議案第87号 西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 選任第3号 | 西予市議会のあり方に関する特別委員会委員の選任 |
| | 議案第88号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | 選任第4号 | 西予市の財政に関する特別委員会委員の選任 |
| | 議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号) | 5 | 閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について |
| | 議案第90号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号) | 6 | 議員派遣の件について |
| | 議案第91号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第92号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算(第1号) | | |
| | 議案第93号 西予市投票管理者等の報酬 | | |

開会 午後2時00分

○宇都宮議長

本日は傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○宇都宮議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番信宮徹也議員、7番加藤美香議員を指名いたします。

(日程2)

○宇都宮議長

日程第2、議案第80号「西予市小中学校学習用端末の取得について」から議案第95号「交流広場整備工事請負契約について」まで、請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」及び請願第2号「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書」の18件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長山本英明議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

山本英明議員。

〔山本総務常任委員会委員長登壇〕

○山本総務常任委員会委員長

総務常任委員会の審査報告を行います。

去る6月17日の本会議におきまして、当委員会へ付託されました議案6件、請願1件につきまして、19日に委員会を開催し審査を行いました。

その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

委員会結果はお手元に配信のとおりでありまして、議案6件は原案のとおり可決、請願1件は不採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程におきまして、各委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告をいたします。

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算(第1号)」について、危機管理課所管分では、防災行政無線・情報システム整備事業において、西予市、愛媛大学、イツモスマイル株式会社と産官学で開発した「みんなの防災アプリ」の機能につきまして質疑があり、アプリを登録することにより、地域内にいる要支援者の避難状況や、地域内の被災状況などがリアルタイムで情報を共有することができ、要支援者に対する避難支援を図ることができるとともに、支援が完了していない要支援者に対する支援の取りこぼしを未然に防ぐといった機能を備えている。そのほか、備蓄品が管理できる機能、防災行政無線が音声及びテキストで配信される機能、マイタイムラインの作成ができる機能などが備わっているとの答弁でありました。また、令和7年3月に、音声自動再生機能が新たにシステム構築されたことから、音声自動再生機能を搭載する費用を今回の補正予算に計上しているとの説明でありました。

税務課所管分では、令和6年度に物価高騰への支援を目的に実施した定額減税調整給付事業において、実績により本来給付すべき額に不足が生じた方等に対し、追加給付を行うための給付金を予算計上しているとの説明がありました。

委員からの対象者数の質疑に対し、対象者としては3,634人を見込んでいるとの答弁でありました。

まちづくり推進課所管分では、二木生地区地域づくり活動センター整備事業における4755万3000円減額の要因について質疑があり、当初予算計上時は設計中であり、詳細な積算ができていなかったこと。また、昨今の物価上昇等も見込んで予算を計上していたとの答弁でありました。

学校教育課所管分におけるせいよ西学校給食センター運営事業、せいよ東学校給食センター運営事業では、安心安全な学校給食を提供するために厨房機器の点検等を定期的実施しており、先般4月に実施した厨房機器点検の結果、不具合が確認された機器のうち、修繕が必要と判断したものについて予算計上をしている。また、せいよ西学校給食センターでは、施設設置から9年目を迎えており、空調機の圧縮機の故障、床下配管のひび割れが発生しており、それらの修繕についても予算計上しているとの説明でありました。

請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」につきましては、請願の内容は理解できるが、核兵器保有国のうち核兵器禁止条約に加わっている国が1国もない現実と、日本がアメリカの核の傘の下にあるという現実が実際にはある。今、日本が置かれている状況からすると、請願には賛成できないなどの理由から全会一致で不採択と決しました。

以上、総務常任委員会審査報告といたします。

令和7年6月27日、総務常任委員会委員長山本英明。

○宇都宮議長

次に、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

酒井宇之吉議員。

〔酒井厚生常任委員会委員長登壇〕

○酒井厚生常任委員会委員長

厚生常任委員会の審査報告を行います。

去る6月17日の本会議において、当委員会に付託されました議案2件、請願1件について、6月19日に委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案2件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。また、請願1件については採択と決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出されました質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告をいたします。

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」の健康づくり推進課所管分では、職員の産前産後休暇及び育児休業の取得に伴い、会計年度任用職員1名の任用に必要な給与費を計上するとの説明がありました。

委員からは、任用期間についての質疑があり、令和7年6月21日から令和8年3月31日までを予定しているとの答弁でありました。

福祉課所管分では、生活保護制度の改正及び令和7年10月の生活扶助基準改定に対応するため、生活保護システムを改修する必要があり、その予算を計上している。費用の2分の1は国の補助があるとの説明がありました。

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正

予算（第1号）」の長寿介護課所管分と、議案第90号「令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」では、人事異動に伴い、会計年度任用職員給与費を介護保険特別会計から一般会計へ組替えしたことによる予算の増減であるとの説明がありました。

請願第2号について「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書」では、学童保育を希望する保護者には、育ち合える環境を整えることが必要であり、特に夏休み等の長期休業中については、スタッフを確保するのは難しい面もあると想定されるが、可能な限り就労とともに、子育てを頑張りたいという保護者の熱い思いを受け止めていただきたいという意見がありました。一方、請願の趣旨はよく分かるが、市の予算拡大と委託料の増額という部分については、あくまで運営主体を民間の事業所ということもあり、事業所も、この趣旨を十分に理解しなければならず、趣旨を酌み取った上で趣旨採択が適当ではないかという意見もありました。

採決の結果、賛成多数により採択といたしました。

以上、委員会審査報告といたします。

令和7年6月27日、厚生常任委員会委員長酒井宇之吉。

○宇都宮議長

次に、産業建設常任委員会委員長信宮徹也議員の報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

信宮徹也議員。

〔信宮産業建設常任委員会委員長登壇〕

○信宮産業建設常任委員会委員長

産業建設常任委員会審査報告を行います。

去る6月17日の本会議において、当委員会に付託されました議案10件について、6月20日に委員会を開催し、審査を行いましたのでその経過と結果について御報告申し上げます。

議案10件については、お手元に配信のとおり原案可決決定いたしました。

これより議案審査の過程において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋して報告いたします。

議案第88号「西予市高齢者、障害者等の移動

等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」では、条例の該当となる西予市内の公園について質疑があり、西予市の7カ所ある都市公園が該当となり、三瓶中央児童公園、愛宕山公園、津布理公園、御旅公園、野村地区公園、宇和運動公園、三瓶公園の7施設であるとの答弁でありました。

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」について、上下水道課所管分では、三瓶地区雨水公共下水道事業において、施工区間の延長等による事業量の増加と、労務費及び資材等の高騰による経費の増加により工事請負費を増額するとともに、社会資本整備総合交付金の内示に伴う財源調整を行うとの説明がありました。委員からは、今後の工事費等の予定について質疑があり、当初の計画では、工事費全体として約 7 億円を見込んでいたが、ミニシールド工法への工法見直しにより、全体の事業計画として、今後、工事費約 10 億円を見込んでいる。完成予定は令和 8 年 3 月、令和 9 年 4 月から供用開始を目指して施工中であるとの答弁でありました。

農業水産課所管分では、農作物生産振興対策事業において、JA 愛媛野菜生産者組織協議会等の 4 つの団体が構成する愛媛野菜広域事業コンソーシアムが事業主体となって、県内のキュウリ、トマト、ナスの広域共同選果を実現するために、令和 7 年度から 8 年度にかけて松前町で新規整備予定の野菜広域集出荷施設に対し、受益地域の 13 市町が支援を行う補助金として、該当する野菜の過去 3 カ年の実績に基づき算出された今後の利用比率により、令和 7 年度事業分の 1318 万 6000 円を計上しているとの説明がありました。委員からは、総事業費と負担割合、施設の維持管理についての質疑があり、総事業費約 17 億 8600 万円のうち、国の補助が 2 分の 1、県補助が 10 分の 1 となっており、市町に対しては補助対象経費から撤去費を除いた 10 分の 1 を各市町で負担することとなっている。今後の維持費については、事業主体の愛媛野菜広域事業コンソーシアムの負担となっているとの答弁でありました。

また、松前町まで配送し選果するリスクと、現在使用している選果機についての質疑では、今後、関西方面に出荷していくに当たり、JA 東宇和と

してはある程度大きなロットで販路を開拓したいということもあり、繁忙期には、今ある選果機も稼働させながら、今後の販売につなげていきたいとの答弁でありました。

議案第 95 号「交流広場整備工事請負契約について」では、平成 30 年 7 月豪雨による浸水被害後に策定した野村復興まちづくり計画及び野村地区都市再生整備計画に基づき、復興とまちのにぎわいの創出を図ることを目的として整備するもので、新たに整備する本施設は、地域住民の交流の場として、日常の利用のほか、商店街や乙亥の里でのイベント時にも、野村地区の市街地と一体的ににぎわいを生み出せる広場として活用できるように計画しているとの説明でありました。

委員からは、最終的な整備完了時期について質疑があり、今年度で全ての工事を完了することは難しく、国へは工期、計画の延長ができるかどうか調整しているとの答弁でありました。

また、公園の維持管理についての質疑では、右岸側の整備が完了している部分については、野村地域自治振興協議会に管理委託している状況で、左岸側についても、今後、同じように委託できるかどうか調整をしているところであるとの答弁でありました。

以上、審査報告といたします。

令和 7 年 6 月 27 日、産業建設常任委員長信宮徹也。

○宇都宮議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありますので議案ごとに発言を許可します。

まず、議案第 85 号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に反対者の討論を許可いたします。

○宇都宮議長

2 番大森議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森議員。

〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

日本共産党の大森揚子です。

議案第 85 号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」の反対討論を行います。

この議案第 85 号は、物価高騰による諸経費の増額に伴い、施設の利用料金の上限額の改定を行うため、本条例の一部を改定するものであるとの提案理由により上程されております。

私に取り上げたい点は、条例第 10 条関係の別表に記載されている入浴の利用料金についてです。利用区分は 1 一般（中学生以上）、2 障がい者・高齢者、3 小学生、4 幼児となっています。今回、利用料金は、幼児は無料のままですが、それ以外の利用区分に当たる人に関しては、上限額、消費税込み 220 円の値上げが提案されています。当面は 50 円程度の値上げになると聞いております。

議員の皆様にご訴えさせていただきますのは、2 障がい者・高齢者、3 小学生の料金についてです。

昨今の物価高騰が暮らし、営業に及ぼす影響は大変大きなものがあり、経営には御苦労されていることは容易に推察され、今回の値上げに関して一定理解はできます。しかし、市内在住の障がい者・高齢者、また小学生の利用者に対しては値上げの据置きで対応するべきであると考えます。

管家市政の 3 本柱の 1 つ目が、医療福祉改革です。地域医療の充実や高齢者福祉の向上など、医療と福祉に関する課題に対応するための施策となっております。障がい者・高齢者の健康を支える施策の一つとして、取り組めないでしょうか。

3 本柱の 2 つ目が人口減少対策です。人口減少を抑制し持続可能な地域社会を構築するための施策、例えば、移住定住の促進や若者世代の支援などが挙げられますとなっております。小学生のいる若い世代の支援として取り組めないでしょうか。

値上げに踏み込む前に、市が 3 本柱に沿った丁寧な市政に取り組んでいることを市民にアピールし、さらなる利用を呼びかけることで利用を増やすことはできないでしょうか。市民、行政、指定先、ともに知恵を出し合いながら今以上にあげはま一れを市内の身近な市民から愛される施設となるよう守り育てていかなければなりません。市内

在住の障がい者・高齢者、また小学生に対しては値上げをしないことで、そこを市民にアピールをし、市民に応援していただき収益を上げる。時限的にでも、その方向で取り組んでいくことを提案しまして、私の反対討論といたします。

○宇都宮議長

次に請願第 1 号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」について原案に賛成者の討論を許可いたします。

2 番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森議員。

〔2 番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」の賛成討論をいたします。

昨年、私は 6 月議会で核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願の賛成討論に立ちました。そこでは、2017 年の核兵器禁止条約の採択に大きく貢献された広島出身のサーロー節子さんのことを御紹介しました。

サーロー節子さんは、活動されている I C A N（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞した際には、被爆者として初めてスピーチを行い、瓦礫の下から逃れた経験を語り、光に向かって這っていけと、厳しい状況の中でも、核廃絶に向けた取組を続けなければいけないと訴えられた方です。そして、今年は昨年 12 月、被爆 80 年を前に、日本原水爆被害者団体協議会、略称日本被団協がノーベル平和賞を受賞されたことを御報告することになりました。ノーベル平和賞の授与に当たって、ノーベル委員会は受賞理由を被爆者として知られる広島、長崎の被爆者らの草根の運動による核廃絶への努力、そして核兵器を再び使用させないための証言活動を続けてきたことなどをあげ、被団協をはじめとする被爆者代表たちの並外れた努力は、核のタブーの確立に大きく貢献したとたたえています。核兵器の使用は許されないという意識が国際的に広がりました。被爆者は、こんな苦しい人生を再び人々に味わわせてはならないと訴え続けてこられました。

核兵器禁止条約批准国は 2024 年 9 月 24 日現在、94 カ国が署名し 73 カ国が批准しています。世界

では多くの国が核兵器廃絶に向けて明確な決意を表明しています。しかし今、核兵器保有国による核兵器の使用が懸念される重大な局面を迎えています。

ロシアはウクライナに対して核による威嚇を繰り返しており、アメリカ、イスラエルがイランの核施設を攻撃するということが起こっています。核兵器を保有しているからこそ、核兵器を持つとするからこそ、このような状況が引き起こされるのではないのでしょうか。核兵器をなくすことでしか、核戦争の危機を回避することはできないのです。

国連軍縮担当上級代表の中満泉さんがこう言われています。核兵器の使用のリスクがかつてないほど高まっています。国連は、核兵器は核兵器保有国の国民を含めて、実は誰の安全も保障するものではないことを何度も申し上げています。核兵器が再び安全保障戦略の中心的要素として、核兵器保有国の中で位置づけられつつあることに憂慮しており、アクションが必要です。持続可能な安全保障は最終的には、外交と信頼醸成といったことを通じてこそ実現されますと言われております。

また、中満さんは、核兵器禁止条約の締約国会議へのオブザーバー参加を正面から政府に求める文言が、各党の国会代表質問にも入るようになったのは進歩だと指摘をされています。

日本被団協の代表委員田中重光さんは、唯一の戦争被爆国である日本政府が1日も早く核兵器禁止条約を批准してほしい。核兵器廃絶は地球に住んでいる全ての人々の課題です。だから自分事として考え行動し、被爆者の運動を継承してもらいたいと願いますと訴えられました。

日本は今こそ、戦争放棄の憲法9条に基づく平和外交に力を尽くし、何よりも唯一の戦争被爆国の政府として核兵器禁止条約に参加し、核兵器の先頭に立つべきではないでしょうか。

議員の皆様におかれましては、愛媛県原爆被害者の会が提出されております「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」1. 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約を1日も早く署名・批准すること、2. それまでの間はオブザーバーとして締約国会議に参加すること、これに御賛同いただきますよう、熟考していただきますことをお願いいたしまして私の反対討論を終わります。

〔「賛成やない」と呼ぶ者あり〕

○2番大森揚子議員

訂正をさせていただきます。

失礼しました。

私の賛成討論を終わります。

○宇都宮議長

次に、1番まつもとみき議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもと議員。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

インクルせいよのまつもとみきです。

請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」に賛成の立場で討論いたします。

ちょうど同じ請願が1年前にもありました。私は、そこでも賛成討論をしました。あれから1年がたち、世界の状況はどうでしょうか。あのときより悪くなっていませんか。

2歳のときに被爆し、その後白血病発症。12歳でお亡くなりになった佐々木貞子さん。原爆の子の像のモデルとして、多くの方に知られていると思います。貞さんが亡くなったとき、同級生らの手によってつくられた追悼文集には、核兵器を絶対この世からなくすと記されてあると言います。

ここにおられる議員の皆さんお一人おひとり、いろんなお考えがあったとしても、核兵器が非人道的な結末を招く絶対悪であるという思いは共有されているのではないのでしょうか。だったら、今私たちにできる最大のことを一緒にできませんか。地方議会から署名・批准を求める声を政府に上げることは、本来の政治の形だと私は思います。

今、平和な国に生まれて、戦争を知らずにすんでいること。今この西予市に暮らして西予市の市議会議員となれていること。こうした請願が上がり、採択・不採択を決定する権限を持っていること。様々な偶然に感謝して、その力を最大限発揮していただきたいです。

佐々木貞さんの同級生が誓った核兵器を絶対この世からなくす思いを私たちが引き継いで現実にしていくため、最大の努力を皆さんと一緒にしたいです。その一つが、この請願への賛同だと私は思っています。

世界のあちこちが燃えているときに、ふかふか

の椅子に座ってこれを無視することは私はとても苦しいです。

議員の皆さんどうか力を貸してください。地方議会の力を信じ、御賛同いただきますようお願いをして、請願第1号の賛成討論といたします。

○宇都宮議長

次に請願第2号「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書」について、原案に賛成者の討論を許可いたします。

2番大森揚子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

大森議員。

〔2番大森揚子議員登壇〕

○2番大森揚子議員

「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願」についての賛成討論をいたします。

一般質問でも取上げましたが、宇和町と野村町の放課後児童クラブにおいて5月1日現在40名の待機児童が出ています。

働きながら子育てをしている若い世代の保護者たちからは、もっと働きたいのに就労時間を短くしなければならない。子どもの下校までの短時間では働けず就労を断念した。夏休みだけの利用は断られ途方に暮れている。野村地区は、合併後の学童保育は1カ所だけのため、待機児童はほかに行くところがないなどの切実な声上がり、同じ思いの方たちが、西予市の待機児童ゼロを目指す会を立ち上げられました。

この会の呼びかけに賛同していただく方々による署名活動も始まっているようです。現在、500筆余りの署名が集まったとのことで、請願書とともに市に提出されたと聞いております。

西予市の待機児童ゼロを目指す会の請願内容を要約で御紹介いたします。1事業所の委託料の増額を求める。2長期休業中（夏休み）の希望者に学童保育を受けられる環境を求める。3乳幼児において西予市内の待機児童ゼロを求める。4市内児童館におけるランドセル来館の受入れを求める。以上、4点となっております。

保護者の方は請願書と請願署名を作成され、それにあわせてより分かってもらえるための資料も作成されました。そして、PTA総会後の参加者

の保護者の皆さんへ呼びかけられました。自分たちの切実な要求がどうしたら実現するのか。一から学び、みんなで考えて、一つひとつ取り組んでこられました。どれも切実な要求から要望としてまとめられたものです。今日はその思いを胸に審議の行方を傍聴席で見守っておられます。

議員の皆様、この保護者の方々の切実な声にぜひ応えていただき、未来を担う子どもたちの発達を保障し、守り育てる環境を整えていただきますよう応援していただきたいと思います。

一般質問では、担当課では丁寧な対応をさせていただいております。委託先との連携を進めていくという、深めていくという方向での前向きな回答もいただいているところです。

今日の本会議に先立ちまして開催された厚生常任委員会では、4人の議員が賛同していただき賛成多数で可決をしております。この本会議におきましても、西予市の待機児童ゼロを目指す会から提出されております「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願」にぜひ御賛同をいただき、これからの西予市を担っていく若い世代の声にこたえ、応援していただきますようお願いをいたしまして私の賛成討論を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

まつもとみき議員。

○1番まつもとみき議員

反対討論をしたいので構いませんでしょうか。

○宇都宮議長

発言を許可いたします。

〔1番まつもとみき議員登壇〕

○1番まつもとみき議員

請願第2号「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書」についてです。この請願の趣旨、大変理解できます。ですが、私は厚生委員会の委員長報告にもあった趣旨採択が適当だと判断しました。

趣旨採択ということは、不採択という立場をとるので、悩みましたが、以下の点をもって趣旨採択を選ぶこととし採択に反対の討論をします。

1つは、子どもの居場所を決めるときに、子ども抜きで決められ、子どもの自由や権利が重視されていないように感じていることです。

放課後児童クラブは子育て支援の施策ではありますが、同時に子どもの居場所でもあります。もちろん、令和7年1月に改正された放課後児童クラブ運営指針では、子どもの権利に関する記述が大幅に拡充されました。放課後児童クラブ内において子どもの権利が侵害されているという意味ではありません。

この請願が上がってきて、友人への聞き取りやウェブ上のアンケートなどできる限り集めた保護者の意見は、圧倒的に夏休みだけ預かってもらうところがあつたら助かるというものでした。ですが、それは本来、放課後児童クラブだけに限らずいろんなところに子どもの居場所があつてほしいと私は思っています。昔と今とでは違うという声も聞きますが、これは駄目、ここに行つたらいけないなどのルールをつくつて変えてきたのは大人なのではないでしょうか。

西予市で言えば、地域ごとの住民のニーズや課題解決に取り組んでいる地域づくり活動センター、また学校の校庭開放など、子どもの居場所を開く可能性はまだまだたくさんあると思っています。子どもの安全面を重視する場合は、放課後児童クラブが最適で、それにはかなわないかもしれませんが、子どもの居場所を制限したり、限定したりすることをなるべく少なくする努力や、困っている保護者がいる地域が地域課題として一緒に考えていくなど全ての大人に少しずつできることがあると思います。

2つ目は、事業所の現状と雇用の課題です。

請願には、市の予算拡大が求められています。大森議員の放課後児童クラブについての一般質問の答弁では、国に夏休み中の開所支援に補助があるということだったのですが、西予市には公立の放課後児童クラブはなく、全て民間の委託事業です。

今回、待機児童が発生しているとされる事業所さんに行つてお話をお聞きしたところ、お金の問題だけではないというふうにお返事をいただきました。

雇用についてお聞きしたところ、事業所さんの放課後児童クラブの指導員、補助員さんはパートさんでした。ですが放課後児童クラブに求められる水準は年々上がっているため、専門性や能力が求められます。同時に、多くの子どもと関わるの

で体力も必要です。今でさえ、夏休みに働ける人の確保に苦労しているというお話も聞きました。

もちろん事業所さんは、放課後児童クラブを必要としている御家庭とその子どもに支援したいというお気持ちで運営されています。ですが、中身を充実させようとすればするほど運営が苦しくなるということをおっしゃいました。

今のこの放課後児童クラブの国、県、市の補助事業の仕組みでは、事業所にしわ寄せが来る構図になっていると私は思います。西予市のような財政が厳しい自治体でも、健やかな放課後児童クラブを運営していくためには、この仕組みの見直しを国に求めることも必要だと感じました。

また請願書に、子育てを家庭だけの責任にせずとあります。社会全体で子育てを分担するためには、制度の利用者、提供者という枠組みを超えたコミュニケーションが必要ではないかと感じました。家庭だけ、行政だけ、事業所だけ、地域だけと誰かがどこかに任せる消費者的な意識ではなく、仕組みや現場の状況、家庭や子どもの事情などお互いにお互いが知り合つて、保護者、行政、事務所、事業所、地域がどう譲り合いどう補い合つたら一緒に子育てをしていけるのか。コストをどう分担していくのか。社会全体で話し合つたり、分かち合つたりすることが求められていると思います。西予市にはぜひそういう場をつくつていただきたいと思っています。

今回、この請願があがつてきて、学童保育・放課後児童クラブについて知ることができ、限られた範囲ですが、現場の声と保護者の声を聞くことができました。一般質問でも、行政はできることをやるという姿勢を示してくれています。提出者には、大変意義のある請願を出していただいたことに感謝申し上げます。子育て未経験者であるために、私が自分自身に足りない部分が多くあると思ひ最後まで考えましたが、以上述べました理由により、私は趣旨採択が適当と判断しました。よつて、不採択の立場とし反対討論といたします。

○宇都宮議長

以上で討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

この採決は原則、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。

お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを御確認ください。

本日送信した入室コードを入力してください。

[入室コードを議員が入力]

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。(休憩 午後 2 時 48 分)

○宇都宮議長

再開いたします。(再開 午後 2 時 49 分)

全員の入室を確認しました。

また本日の採決について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

まず、議案第 80 号「西予市小中学校学習用端末の取得について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 80 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 80 号「西予市小中学校学習用端末の取得について」は、賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 81 号「西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 81 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 81 号「西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 82 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 82 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 82 号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 83 号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 83 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 83 号「西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 84 号「西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 84 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 84 号「西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定については、賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 85 号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 85 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 85 号「西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数によって可決となりました。

次に議案第 86 号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 86 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 86 号「西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 87 号「西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 87 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 87 号「西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 88 号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 88 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 88 号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 89 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 89 号「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」は、賛成多数によって可決となりました。

次に議案第 90 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。
お諮りいたします。

議案第 90 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 90 号「令和 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 91 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 91 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 91 号「令和 7 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）」は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 92 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 92 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 92 号「令和 7 年度西予市下水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、賛成全員によって可決となりました。

次に、議案第 93 号「西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 93 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 93 号「西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について」は賛成全員によって可決となりました。

次に議案第 94 号「西予市議会議員の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 94 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 94 号「西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、賛成多数によって可決となりました。

次に議案第 95 号「交流広場整備工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 95 号は原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

議案第 95 号「交流広場整備工事請負契約について」は賛成全員によって可決となりました。

次に、請願第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

請願第 1 号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」は、原案のとおり採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

請願第 1 号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」は、賛成少数によって不採択となりました。

次に請願第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

お諮りいたします。

請願第 2 号「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書」は、原案の

とおり採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○宇都宮議長

採決を確定いたします。

請願第 2 号「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書」は、賛成多数によって採択となりました。

(日程 3)

○宇都宮議長

次に、日程第 3、議会報告第 1 号「西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会報告について」を議題といたします。

西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員長源正樹議員の報告を求めます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○宇都宮議長

源正樹議員。

[源西予市立病院等の指定管理制度導入に関する調査特別委員会委員長登壇]

○源西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員長

西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会最終報告を行います。

指定管理者制度導入に関して、西予市民病院等の諸課題を調査研究することを目的として、令和 6 年 9 月 18 日に 9 人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、調査研究を行ってきました。

本特別委員会で行われた内容について、お手元に配信の報告書より抜粋して報告します。

令和 6 年 10 月 30 日開催の第 3 回特別委員会では、職員の協会への移行状況等について説明があり質疑を行いました。

また、特別委員会内で、委員から出された要望を取りまとめた要望書を令和 6 年 11 月 7 日に議長、特別委員会委員長において市長へ提出を行いました。

令和 6 年 12 月 11 日開催の第 4 回特別委員会では、令和 6 年第 4 回定例会 upper 議案のうち、特別委員会に付託された議案 4 件について審査を行い、賛成多数で原案どおり特別委員会として可決しました。

令和 7 年 3 月 6 日開催の第 5 回特別委員会では、

令和7年3月4日に議長及び特別委員会委員長あてに提出された西予市立病院等の指定管理移行に伴う市内事業者利用継続に関する要望書について協議を行いました。

令和7年3月19日開催の第6回特別委員会では、要望書に関しての決議案について協議を行い、本会議に提案することを決定しました。

令和7年3月19日開催の本会議において、決議案第1号「西予市立病院等の指定管理移行に伴う市内事業者への影響に可能な限り配慮することを要請する決議案」を提出し、全会一致で可決されました。

令和7年6月10日開催の第7回特別委員会では、今後の委員会運営について協議を行い、6月27日の本会議において、委員会最終報告を行うことを決定しました。

6月17日開催の第8回特別委員会では、最終報告案について協議を行い、異議なく了承されました。

令和7年4月1日より指定管理者による運営が始まっています。医療・介護を取り巻く環境は、医療従事者確保や物価高騰による経営への影響が極めて大きく、全国的に非常に厳しい状況であります。市民の安心・安全に直結する地域医療を守るため、今後についても、公立病院等の経営状況等について議会として注視をしていきます。

また、今後設置される予定の西予市立病院等指定管理者管理運営審査委員会に議会からも委員として加わることを求めます。その内容等について、必要に応じて広く市民へ周知をされたい。

以上、本特別委員会の最終報告とします。

令和7年6月27日西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会委員長源正樹。

○宇都宮議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会の調査研究については、ただいまの委員長報告をもって終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって、西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会の調査研究は終了することに決定いたしました。

(日程4)

○宇都宮議長

次に、日程第4、発議第3号「西予市議会のあり方に関する特別委員会の設置について」及び発議第4号「西予市の財政に関する特別委員会の設置について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

発議第3号について、適正かつ効果的に機能するための議会運営を目指し、本市議会における適正な議員定数、議員報酬及び手当、委員会任期等について調査研究する必要があります。

そこで、9名の委員で構成する西予市議会のあり方に関する特別委員会を設置し、これに付託して調査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続調査するものです。

また発議第4号について、極めて厳しい局面を迎えている本市の財政運営を鑑み、市では財政改革に取り組んでいるところであるが、議会の立場からも本市の財政の健全化に向けた取組について調査研究する必要があります。

そこで、8名の委員で構成する西予市の財政に関する特別委員会を設置し、これに付託して、調査が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続調査することにしたいと思います。

以上2議案に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって、本件2件については、西予市議会のあり方に関する特別委員会においては9名の委員で構成する特別委員会を、また西予市の財政に関する特別委員会においては8名の委員で構成する特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して調査

が終了するまで継続存置することとし、閉会中においても継続調査することに決定いたしました。

次に、選任第3号「西予市議会のあり方に関する特別委員会委員の選任」及び選任第4号「西予市の財政に関する特別委員会委員の選任」の2件を一括議題といたします。

本件2件については、委員会条例第8条第1項の規定により、西予市議会のあり方に関する特別委員特別委員会委員に、1番まつもとみき議員、3番山下昌和議員、4番宇都宮久見子議員、7番加藤美香議員、10番山本英明議員、11番竹崎幸仁議員、14番井関陽一議員、16番兵頭学議員、18番酒井宇之吉議員。続きまして、西予市の財政に関する特別委員会委員に、2番大森揚子議員、5番信宮徹也議員、8番中村一雅議員、9番河野清一議員、12番小玉忠重議員、13番源正樹議員、15番二宮一朗議員、17番森川一義議員をそれぞれ指名いたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の諸君は直ちに委員会を開催の上、委員長、副委員長を互選し議長へ報告願います。

○宇都宮議長

暫時休憩いたします。（休憩 午後3時14分）

○宇都宮議長

再開いたします。（再開 午後3時26分）

各特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告いたします。

西予市議会のあり方に関する特別委員会委員長に兵頭学議員、副委員長に加藤美香議員。

西予市の財政に関する特別委員会委員長に源正樹議員、副委員長に中村一雅議員以上のおりであります。

（日程5）

○宇都宮議長

次に、日程第5、閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査についてを議題といたします。

各常任委員会の所管事務等の調査につきましては、お手元には配信の所管事務等調査表のとおり、令和8年3月末日までの期間、必要に応じ議会閉会中も継続して行うことといたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

（日程6）

○宇都宮議長

次に、日程第6、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認めます。

よって議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

管家市長より閉会の挨拶があります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○宇都宮議長

管家市長。

〔管家市長登壇〕

○管家市長

令和7年第2回西予市議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

6月10日に開会しました本定例会も本日で閉会となります。18日間の会期中、新しい議会体制のもとで、本会議及び各常任委員会におきまして、上程いたしました案件につきまして、慎重な審議を賜り、条例改正をはじめ、補正予算など合計22件につきまして、いずれも原案のとおり可決いただきました。議員各位におかれましては熱心に御審議をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

先日、早稲田大学デモクラシー創造研究所による地域経営のための議会改革度調査の結果の発表がありました。全国1788議会を対象に1544議会から回答があり、愛媛県内では全21議会が回答されているようであります。

今回の調査では、議会内部の活動にとどまらず、地域経営に貢献する議会活動に着目し、実施され、

そのランキングも掲載されております。県内 21 議会は残念ながらいずれも 100 位以内に入ってはいませんが、それでも西予市議会は全国で 255 位、四国内 10 位、県内 5 位という順位であり、その取組に対し、一定の評価がされたものと認識をしております。今後とも、地域課題の解決、未来の創造につながる議会改革、議会活動を展開されますことを御期待申し上げます。

野村町出身の人間国宝、名誉市民である吉田和生氏が、恩賜賞、日本芸術院賞を受賞され、一昨日、その受賞式が執り行われました。吉田氏の長年にわたる文楽の普及・発展並びに文楽人形遣いとしての顕著な業績に対し贈られるもので、本市といたしましても、誇りに感じるところであります。吉田氏におかれましては、今後も伝統文化の継承、発展に一層活躍されますことを御祈念申し上げます、心よりお喜び申し上げます。

高松地方气象台によりますと、本日、四国地方が梅雨明けしたとのことであります。6月8日に発表された梅雨入りからたった 20 日間で梅雨明けの発表は観測が始まって以来、最も早いということでした。

今後も 30 度を超える蒸し暑い日々が続く見通しとなっており、議員の皆様におかれましては、健康に十分御留意をいただきますとともに、市政策推進に御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○宇都宮議長

これをもって、令和 7 年第 2 回西予市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長 宇都宮 俊文

同 議員 信宮 徹也

同 議員 加藤 美香

閉会 午後 3 時 32 分

付 録

令和7年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月10日（火）～6月27日（金）

（会期18日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
6月10日	火	本会議（開会）	・ 全員協議会（午前9時開会） ・ 理事者提案理由説明
6月11日	水	休 会	
6月12日	木	休 会	
6月13日	金	休 会	・ 質疑通告〳切
6月14日	土	休 会	
6月15日	日	休 会	
6月16日	月	本 会 議	・ 一般質問
6月17日	火	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 委員会付託
6月18日	水	休 会	
6月19日	木	常任委員会	
6月20日	金	常任委員会	
6月21日	土	休 会	
6月22日	日	休 会	
6月23日	月	休 会	
6月24日	火	休 会	
6月25日	水	休 会	・ 討論通告〳切
6月26日	木	休 会	
6月27日	金	本会議（閉会）	・ 全員協議会（午後1時開会） ・ 委員長報告 ・ 質疑・討論・採決 ・ 行政報告会

令和7年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 80号	西予市小中学校学習用端末の取得について	6月27日	原案可決
議案第 81号	西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 82号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 83号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 84号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 85号	西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 86号	西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 87号	西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 88号	西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 89号	令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）	6月27日	原案可決
議案第 90号	令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月27日	原案可決
議案第 91号	令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）	6月27日	原案可決
議案第 92号	令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）	6月27日	原案可決
議案第 93号	西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 94号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	6月27日	原案可決
議案第 95号	交流広場整備工事請負契約について	6月27日	原案可決
報告第 6号	令和6年度西予市一般会計継続費繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第 7号	令和6年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第 8号	令和6年度西予市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第 9号	令和6年度西予市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第 10号	令和6年度西予市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	6月10日	報告
報告第 11号	専決処分事項の報告について	6月10日	報告
請願第 1号	核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願	6月27日	不採択

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
請願第 2号	西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書	6月27日	採 択
議会報告第1号	西予市立病院等の指定管理者制度導入に関する調査特別委員会報告について	6月27日	報 告
発議第 3号	西予市議会のあり方に関する特別委員会の設置について	6月27日	原案可決
発議第 4号	西予市の財政に関する特別委員会の設置について	6月27日	原案可決
選任第 3号	西予市議会のあり方に関する特別委員会委員の選任	6月27日	議長指名
選任第 4号	西予市の財政に関する特別委員会委員の選任	6月27日	議長指名
	閉会中における各常任委員会の所管事務等の調査について	6月27日	原案可決
	議員派遣の件について	6月27日	承 認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
2月26日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
2月28日	議 長	愛媛県過疎地域協議会定期総会
3月4日	全 議 員	令和7年第1回定例会 採決・一般質問
3月5日	全 議 員	令和7年第1回定例会 一般質問
3月6日	全 議 員	令和7年第1回定例会 一般質問・質疑・委員会付託
3月7日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月10日	関 係 議 員	総務常任委員会
	関 係 議 員	厚生常任委員会
	関 係 議 員	産業建設常任委員会
3月17日	議 長	野村中学校卒業式
3月18日	議 長	八幡浜地区施設事務組合議会定例会
3月19日	関 係 議 員	議会運営委員会
	全 議 員	行政報告会
	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	令和7年第1回定例会 閉会
	全 議 員	行政報告会
3月24日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
3月25日	議長・総務委員長	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合定例会
3月27日	全 議 員	西予市消防本部署庁舎落成式
	議長・関係議員	周木地域づくり活動センター落成式
3月30日	議長・関係議員	野福峠さくらまつり
3月31日	関 係 議 員	議会だより編集委員会
4月3日	議 長	肱川流域総合整備推進協議会監査
4月4日	議 長	愛媛県都市選挙管理委員会総会
4月13日	議 長	西予市連合婦人会総会
4月14日	正 副 議 長	愛媛県市議会議長会春季定期総会
4月23日	議 長	愛媛県市長会春季会議
	正 副 議 長	四国市議会議長会定期総会
4月25日	議 長	建設業協会西予支部通常総会
4月28日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	行政報告会

月 日	出席者	行事名
4月28日	議長・産建委員長	肱川流域総合整備推進協議会総会
4月29日	議長・産建委員長	第49回宇和れんげまつり
4月30日	議長・総務委員長	西予市育英会理事会
5月8日	関係議員	議会運営委員会
5月9日	議長	国道378号(八幡浜・宇和島間)整備促進期成同盟会監査
	議長	愛媛県人権対策協議会西予支部総会
5月11日	議長	八幡浜市政施行20周年記念式典
5月16日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和7年第2回臨時会
	関係議員	総務常任委員会
	関係議員	厚生常任委員会
	関係議員	産業建設常任委員会
	関係議員	議会運営委員会
5月18日	全議員	令和7年度 肱川総合水防演習
5月20日	議長	全国市議会議長会定期総会
5月21日	議長	西予市商工会通常総代会
5月22日	議長	国道441号(大洲・鬼北間)愛媛県側整備促進期成同盟会監査
5月26日	議長	愛媛県人権教育協議会西予支部定期総会
5月28日	議長	愛媛県四国縦貫・横断自動車道建設促進協議会総会
5月30日	議長	国道378号(八幡浜・宇和島間)整備促進期成同盟会定期総会
6月2日	関係議員	議会運営委員会
6月5日	関係議員	議会運営委員会
	議長・産建委員長	令和7年度西予市農業再生協議会通常総会
	関係議員	議会だより編集委員会
6月6日	議長	国道197号(大洲・須崎間)愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議長	国道441号(大洲・鬼北間)愛媛県側整備促進期成同盟会定期総会
	議長	主要地方道小田河辺大洲線・主要地方道内子河辺野村線整備促進期成同盟会定期総会
6月10日	全議員	議員全員協議会
	全議員	令和7年第2回定例会 開会

令和7年6月19日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

総務常任委員会

委員長 山本 英明

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第80号	西予市小中学校学習用端末の取得について	原案可決
議案第81号	西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第82号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第89号	令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第93号	西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第94号	西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決

令和7年6月19日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

厚生常任委員会

委員長 酒井 宇之吉

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第89号	令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第90号	令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決

令和7年6月20日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

産業建設常任委員会

委員長 信宮 徹也

委員会審査報告書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第83号	西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第84号	西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第85号	西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第86号	西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第87号	西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第88号	西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第89号	令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第91号	令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第92号	令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第95号	交流広場整備工事請負契約について	原案可決

令和7年6月19日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

総務常任委員会

委員長 山本 英明

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
請願第1号	核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願	不採択

令和7年6月19日

西予市議会

議長 宇都宮 俊文 様

厚生常任委員会

委員長 酒井 宇之吉

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	事 件 名	審査結果
請願第2号	西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める 請願書	採 択

総務常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第80号 西予市小中学校学習用端末の取得について

議案第81号 西予市職員の育児休業等に関する条例及び西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第82号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）
（歳入・歳出予算に関する総務常任委員会所管分）

議案第93号 西予市投票管理者等の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第94号 西予市議会の議員及び長の選挙における公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

請願第1号 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願

以上、6議案については、原案可決決定した。

また、請願1件については、不採択とした。

【審査経過及び意見等】

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について、危機管理課所管分では、防災行政無線・情報システム整備事業において、西予市、愛媛大学、イツモスマイル株式会社と産官学で開発した「みんなの防災アプリ」の機能について質疑があり、アプリを登録することにより、地域内にいる要支援者の避難状況や、地域内の被災状況などがリアルタイムで情報共有することができ、要支援者に対する避難支援を図ることができるとともに、支援が完了していない要支援者に対する支援の取りこぼしを未然に防ぐといった機能を備えている。そのほか備蓄品が管理できる機能、防災行政無線が音声及びテキストで配信される機能、マイタイムラインの作成が出来る機能などが備わっているとの答弁であった。また、令和7年3月に、音声自動再生機能が新たにシステム構築されたことから、音声自動再生機能を搭載する費用を今回の補正予算に計上しているとの説明であった。

税務課所管分では、令和6年度に物価高騰への支援を目的に実施した定額減税調整給付事業において、実績により本来給付すべき額に不足が生じた方等に対し、追加給付を行うための給付金を予算計上しているとの説明があった。委員からの対象者数の質疑に対し、対象者としては3,634人を見込んでいるとの答弁であった。

まちづくり推進課所管分では、二木生地区地域づくり活動センター整備事業における4755万3000円減額の要因について質疑があり、当初予算計上時は、設計中であり、詳細な積算ができていなかった。また、昨今の物価上昇等も見込み予算計上していたとの答弁であった。

学校教育課所管分におけるせいよ西学校給食センター運営事業、せいよ東学校給食センター運営事業では、安心安全な学校給食を提供するために、厨房機器の点検等を定期的を実施しており、先般4月に実施した厨房機器点検の結果、不具合が確認された厨房機器のうち修繕が必要と判断したものについて予算計上している。また、せいよ西学校給食センターでは、施設設置から9年目を迎えており、空調機の圧縮機の故障、床下配管のひび割れが発生しており、それらの修繕についても予算計上

しているとの説明であった。

請願第1号「核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求める請願」については、請願の内容は理解できるが、核兵器保有国のうち核兵器禁止条約に加わっている国が1国もない現実と、日本がアメリカの核の傘の下にあるという現実が実際にある。今、日本が置かれてる状況からすると請願には賛成できないなどの理由から全会一致で不採択と決した。

以上、総務常任委員会審査報告とする。

令和7年6月27日

総務常任委員会

委員長 山本 英明

厚生常任委員会審査報告書

【審査した議案】

議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）

（歳入・歳出予算に関する厚生常任委員会所管分）

議案第90号 令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）

請願第2号 西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書

以上、2議案については、原案可決決定した。

また、請願1件については、採択と決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」の健康づくり推進課所管分では、職員の産前産後休暇及び育児休業の取得に伴い、会計年度任用職員1名の任用に必要な給与費を計上するとの説明があった。

委員からは、任用期間について質疑があり、令和7年6月21日から令和8年3月31日までを予定しているとの答弁であった。

福祉課所管分では、生活保護制度の改正及び令和7年10月の生活扶助基準改定に対応するため、生活保護システムを改修する必要があると、その予算を計上している。費用の2分の1は国の補助があるとの説明があった。

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」の長寿介護課所管分と、議案第90号「令和7年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」では、人事異動等に伴い、会計年度任用職員給与費を介護保険特別会計から一般会計へ組替えたことによる予算の増減であるとの説明があった。

請願第2号「西予市の学童保育・乳幼児保育における待機児童ゼロを求める請願書」では、学童保育を希望する保護者には、育ちあえる環境を整えることが必要であり、特に夏休み等の長期休業中については、スタッフを確保するのは難しい面もあると想定されるが、可能な限り、就労とともに子育てを頑張りたいという保護者の熱い思いを受け止めていただきたいとの意見があった。

一方、請願の趣旨はよく分かるが、市の予算拡大と委託料の増額という部分については、あくまで運営主体は民間の事業所ということもあり、事業所もこの趣旨を十分に理解いただかなければならず、趣旨を酌み取った上で趣旨採択が適当ではないかと思うとの意見もあった。

採決の結果、賛成多数により採択と決した。

以上、委員会審査報告とする。

令和7年6月27日

厚生常任委員会

委員長 酒井 宇之吉

産業建設常任委員会審査報告書

【審査した議案】

- 議案第83号 西予市みかめ本館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第84号 西予市あけはまオートキャンプ場条例の一部を改正する条例制定について
議案第85号 西予市明浜観光交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第86号 西予市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第87号 西予市土木建設事業負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第88号 西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第89号 令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）
（歳入・歳出予算に関する産業建設常任委員会所管分）
議案第91号 令和7年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第92号 令和7年度西予市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第95号 交流広場整備工事請負規約について
以上、10議案については、原案可決決定した。

【審査経過及び意見等】

議案第88号「西予市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」では、条例の該当となる西予市内の公園について質疑があり、西予市の7箇所ある都市公園が該当となり、「三瓶中央児童公園」「愛宕山公園」「津布理公園」「御旅公園」「野村地区公園」「宇和運動公園」「三瓶公園」の7施設であるとの答弁であった。

議案第89号「令和7年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について、上下水道課所管分では、三瓶地区雨水公共下水道事業において、施工区間の延長等による事業量の増加と、労務費及び資材費等の高騰による経費の増加により工事請負費を増額するとともに、社会資本整備総合交付金の内示に伴う財源調整を行うとの説明があった。委員からは、今後の工事費等の予定について質疑があり、当初計画のときには、工事費全体として約7億円見込んでいたが、ミニシールド工法への工法見直しにより、全体の事業計画として、今後、工事費約10億円を見込んでいる。ミニシールド部分の完成予定は令和8年3月、令和9年4月から供用開始を目指して、施工中であるとの答弁であった。

農業水産課所管分では、農作物生産振興対策事業において、JA愛媛野菜生産者組織協議会等の4つの団体が構成する愛媛野菜広域事業コンソーシアムが事業主体となって、県内のキュウリ、トマト、ナスの広域共同選果を実現するために、令和7年度から8年度にかけて松前町で新規整備予定の野菜広域集出荷施設に対し、受益地域の13市町が支援を行う補助金として、該当する野菜の過去3カ年の実績に基づき算出された今後の利用率により、令和7年度事業分の1318万6000円を計上しているとの説明があった。委員からは、総事業費と負担割合、施設の維持管理についての質疑があり、総事業費約17億8600万円のうち国補助金が2分の1、県補助金が10分の1となっており、市町に対しては補助事業対象経費から撤去費を除いた10分の1を各市町で負担することとなっている。今後の維持

費については、事業主体の愛媛野菜広域事業コンソーシアムの負担となっているとの答弁であった。また、松前町まで配送し選果するリスクと、現在使用している選果機についての質疑では、今後、関西方面等に出荷していくにあたり、JA東宇和としてはある程度大きなロットで、販路を開拓したいということもあり、繁忙期には、今ある選果機も稼働させながら、今後の販売につなげていきたいとの答弁であった。

議案第95号「交流広場整備工事請負契約について」では、平成30年7月豪雨による浸水被害後に策定した野村復興まちづくり計画及び野村地区都市再生整備計画に基づき、復興とまちのにぎわいの創出を図ることを目的として整備するもので、新たに整備する本施設は、地域住民の交流の場として、日常の利用のほか、商店街や乙亥の里でのイベント時にも、野村地区の市街地と一体的にぎわいを生み出す広場として活用できるよう計画しているとの説明であった。委員からは、最終的な公園の整備完了時期について質疑があり、今年度で全ての工事を完了することは難しく、国へは工期、計画の延長ができるかどうか調整しているとの答弁であった。また、公園の維持管理についての質疑では、右岸側の整備が完了している部分については、野村地域自治振興協議会に管理委託している状況で、左岸側についても、今後、同じように委託できるかどうか調整をしているところであるとの答弁であった。

以上、委員会審査報告とする。

令和7年6月27日

産業建設常任委員会
委員長 信宮 徹也